

53-37

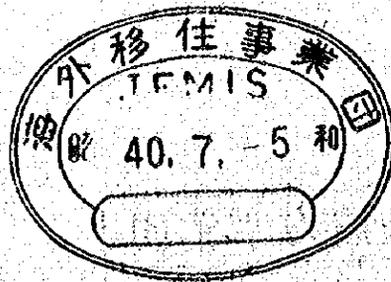
JICA LIBRARY



1021271E03

27098

移住執務提要



財団法人 日本海外協会連合会

国際協力事業団

国際協力事業団	
受入 月自 84.7.19	000
登録No. 27898	23.4
	EA

「移住執務提要」を推奨する

この度、日本海外協会連合会では、移住実務にたずさわる地方海外協会および第一線化において直接移住者の指導にあたる職員に執務必携を作成配布することになったが、戦後移住再開五年をへて、漸くその業務も軌道に乗ろうとする折柄、真に機宜を得たものと思われ、その内容も基本的なことから、具体的細密なことに至るまでよく集大成しており、充分推奨するにたるものであつて、第一線機関における移住に対する知識の向上と、事務能率の大なる進捗が期待される。

本来、移住業務を民間組織たる海外協会に委ねる理由は、対外的考慮もさることながら、やはり民間組織のもつ積極性と恒久性、そして機動性を活用すること、が一つの大きな目的であるのである。移住業務の本質からこのことは重大な意味を持つてゐる。すなわち移住の仕事というものは、人の一生に關することを親身になつて世話せねばならないのであつて、信頼と献身によつて結ばれた長期の人間關係を必要とし、また特殊の熟練を要するので、その実施に當つては、民間の人がじつくり腰を据えて担当することが極めて望ましいのである。

昨今、漸く地方海外協会を通じ、移住事業が各階層にまで深く根を下し、国民的気運にまで

広がりつつあるのは真に御同慶の至りで、その意味でこの冊子が果す役割を大いに期待するものである。

昭和三十二年三月

外務省移住局長

内 田 藤 雄

「移住執務提要」の刊行にあたって

今般、当会においてこの「移住執務提要」を刊行した。これは地方海外協会の職員並びに地方の第一線において移住実務を担当される方々の必携として編集したものである。従つて第一篇解説篇では移住に関する基礎的知識の説明に重点をおき、第二篇実務篇においては実務を担当していくにあつてのいろいろな注意事項、手続上の諸問題などについて解説を行つた次第である。

この冊子が今後の移住業務の円滑なる推進にあつていささかでも役立ち、移住実務担当者の座右の冊子となるならばこれにこしたる幸いはない。

昭和三十二年三月

日本海外協会連合会会長

坪 上 貞 二

目次

序

外務省移住局長 内田 藤雄
日本海外協会連合会長 坪上 貞二

第一篇 解 説 篇

第一章 移住概論

第一節 移住の理念と執務者の心構え

第二節 わが国における移住の沿革

第三節 先輩移住者の歩んだ道

第四節 わが国移住機構の現状

第五節 諸外国の移住事情

第六節 移住の諸形態

第二章 移入国事情

第一節 北 米

第二節 中 米

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

第三節	ブラジル	完
第一項	ブラジルの一般事情	完
第二項	北部ブラジル	豊
第三項	南部ブラジル	岡
第四節	アルゼンチン	泉
第五節	パラグアイ	雲
第六節	ボリビア	遊
	その他	光
第二篇	実務篇		
第一章	總論		
	移住者の募集より定着まで	杏
第二章	移住執務者の実務		
第一節	啓蒙宣伝	七
第二節	移住相談要領	六

第三節 募 集	六
第四節 選考基準	八
第五節 推せん書類	九
第六節 渡航手続	一〇
第一項 旅券申請	一〇
第二項 入国手続	一一
第七節 財産整理の援助	一三
第三章 移住者に対する指導	
第一節 移住者の心構えについて	一四
第二節 移住支度品について	一六
第三節 荷物輸送について	一七
第四節 移住あつ旋所における注意事項	一八
第五節 必要経費について	一九
第六節 船 中 心 得	二〇
第七節 上陸港より移住地まで	二五

付 録

財団法人日本海外協会連合会附行為

ブラジルの国籍法

○ ブラジルの帰化法

在外日系人数一覽

別 表

(1) 各都道府県取扱所一覽

(2) 左 外 機 関 一 覽

(3) 入植地別移住実績一覽表

(4) 各府県別送付実績一覽表

(5) 中南米主要國國勢一覽表

(6) サンパウロ農事曆

第一篇 解說篇

第一章 移住概論

第一節 移住の理念と執務者の心構え

現在の日本、そして将来の日本の進むべき道、発展しうる道は海外への進出以外には考えられない。四つの島に閉じこめられたわが国としては海外へ発展し得るか否かはその前途を決する大きな鍵であるといつても過言ではない。ここにこそ海外移住の問題が切なる日本民族の願望として起つてくる所以がある。実際、狭い国土においてしかも人口過剰にあえぐ日本民族にとつて海外進出への可能性が与えられることは、たとえその数においては年間百万にも上る人口増加に対しくらぶべきものではないにしても、なお、明るい希望と生きる勇気とを与えてくれるてあまりあるのである。さらに年々新しく職業戦線に現われてくる失業者の群、次第に零細化し貧農化して行く日本農村の問題、そしてその結果として現われてくるところの農村の二、三男対策等の深刻な社会的、国内的問題を考え、また目を転じて将来の日本が、現在一人でも多くの移住者を送り出すことによつてもたらされる経済的利益をも含めた諸々の利益を考え併せるとき、海外移住への可能性を見出し、これを拡大していくことは、民族の新たな運命を開拓す

ることであつて、それはまさに民族的悲願であるといつても差支ないのである。

しかしながら、それはまた単に以上の如き国内的問題から来る要請のみに止まらない。海外移住はさらに、人類に残された世界の沃野を開拓し、その資源を開発して相手の国の、否、世界の産業と文化の興隆に寄与し、人類の福祉に貢献するという一大理念のもとに遂行されるべき性質のものである。ここに移住の国際性ということが海外移住の特質として強調されなければならぬ理由がある。海外移住は単に自国の都合だけで処理できるものではなく、相手国の友誼と国際社会の信義に信頼して、その利益と合致して初めて実現できる筋合のものである。かくして移住の理念は国内的、民族的要請から国際的、人類的要請へとたかまつてくるのである。移住の實務に携わる者はよくこの大いなる使命を自覚し、民族の先駆者としての責任と矜持とをもつてことに当らねばならない。と同時にまた、海外移住の特質としての国際性ということをよく念頭においておく必要がある。前述した程に海外移住が国家として大きな課題となるのは、もとより人口問題、農村問題その他諸々の国内的必要性が基礎にあつてこそ、初めてと引あげられるのは言をまたないが、これが現実に見われてくる時、最も大切なことは国際的な問題であるということである。世界のいずれの国においても今のところ遺憾ながら「日本の人口問題の解決」のために、あるいは「農村の二、三男対策」のために門戸を開放してくれる国は一つも存在しないのである。

現在の移住問題の基本的問題、あらゆる事柄に先行する問題は、必ずしも日本移住者に好意的とは言えない国際状況下において、如何に受入国を窺見し、これを拡大するか、如何にして受入国に歓迎されるような形で移住を進展させるかということである。移住実務担当者としてはよくこのことを認識して、徒らに国内のことのみ気をとられることなく、常に受入国あつての海外移住であることを念頭において仕事を進めていかなければならない。いたずらに国内的問題のみに気をとられて仕事を進めていくことは甚だ危険なことであるといわなければならない。

移住実務担当者は以上の様な基本的心構えをもつて、有意義な仕事に携わる者の誇りと喜びを感じつつ日常の業務に従事して行かなければならないのであるが、それではその日常の業務をやつて行く上の普段の心構えとでもいうべきものを次に述べることにしてみよう。

移住事務の特徴は、生きた人間の一生の運命を取扱うということであつて、事務といつても机の上や紙の上の仕事ですむ事柄ではないのである。しかも日本の片田舎の比較的恵まれない立場の人々を、見知らぬ南米大陸の原始林に移住せしめることは容易なことではない。従つてこの重大な事務を担当する者としては、常に次のことを念頭におき仕事をしなければならぬ。

一、移住者の身になつて

まず、移住する者の身になつて少しでも完全かつ有利な移住が出来るよう真剣に考えてやる心構えが第一要件である。単なる御役目仕事、あるいはお務めというような甘い考えでは移住の事務は取扱えない。あくまでも自分が移住するとしたならばどうもしたい、ああもありたいと思ふ気持ちを常に念頭に置いて、細心の注意と真剣な心構えでのごむことが必要である。

二、書類一枚が人命を左右する

そして推薦調書や選考書類をはじめ、旅券申請書等いろいろな必要書類があるわけだが、その一つが欠け、または不備でも渡航に支障を来たし、思わぬ手違いを生じて移住者に時間や金の損失を掛けるのみならず、場合によつては取返しのつかぬ迷惑を掛ける結果となることあるので、たとえ一枚の書類でも細心の注意を払つて慎重に取扱わねばならない。

三、適材を適所に送る心掛け

移住を希望する者の人物、経歴、健康、資産、家族構成等その条件は千差万別であり、一方移住先の国柄、気候、受入条件、経済状態等も各々特質、長短があるわけであるから、両者の

眞実を把握することは極めて困難なことではあるが、出来る限りの資料を研究して適材を適所に結びつけるよう心掛けねば、折角の移住者もその特徴、特色を活かすことが出来ず、不幸な結果になる惧れがある。

四、親切は必ず報いられる

結局、移住事務担当者は「親切」でなければならぬという一語に尽きるわけであるが、その親切はあくまで正しい常識的なものでなければならぬ。只、親切でさえあれば良いといつても行き過ぎた親切や情実からくる親切は、却つて仇となる場合があるから、この点は注意しなければならぬと思う。

新しい運命を海外に開くため万難を排して移住する同胞を、心から正しい親切をもつて適材適所に送り出し、その生長を見守ることは、骨の折れる、むずかしい移住事務に関係する者に与えられる最大の報酬であつて、子を育てる親や子弟を教える教育者の喜びとまさに同一でありこの喜びを樂しみとする者のみが移住者の世話をする資格ある者と断しても過言ではないのである。

第二節 わが国における移住の沿革

日本の海外移住史は他国に比べれば日が浅く、その規模も小さい。諸外国の海外移住は十九世紀に極めて大量に発展したが、わが国のそれは明治の初年から近々八十年の歴史の中で、それでも海外領土や植民地をもつた時代には数百万の移住者を送つていた。終戦でこれらの土地を失い、多数の移住者は国内に引揚げ、日本人の海外移住は戦時から戦後にかけて約十年間中断された。人口過剰は一層圧力を加えて来たのに反し、一方戦後の海外移住は遅々として進まない。西欧諸国では海外移住が大量に行われ、また、今後も続くと思われるが、日本の海外移住の現状はあまりにも貧弱である。これが打開のためには人種問題を初め一朝一夕には解決しがたい根本的な問題も伏在しており、将来日本の海外移住への途は国内国外を通じ相届けわしいものと思わざるを得ない。ここに戦前、戦後の日本人の移住の足跡を顧み、今後の飛躍的発展の参考に供したい。

戦前 日本の移住史は大別して北米時代、南米時代とすることができる。戦時中は中国、満州等に大量の移住が行われたが、これは軍事的な基礎において行われたものが多く、普通の移住とはいささか意味を異にする。東南アジア地域に対する移住は日本の近接地域だけに相当

古い歴史を有するが、これは数の点から問題にならず、むしろ殖産企業の面で大なる意欲を見せる。太平洋戦争直前これらの地域に在留していた日本人は、全体で四万四千人、その中フイリツピンに二万八千、英領馬來、インドネシヤ（旧蘭領）にそれぞれ七千人程度であつた。これに対し、北米は米本土、ハワイおよびカナダを含めて二十万六千人、南米はブラジルの十九万、ペルーの二万、アルゼンチンの六千、メキシコの五千、その他中南米諸國を含め全体で約二十三万であつた。

日本人は幕末頃から海外に出る者が多くなつた。多くは外国人に雇われてこれに同行したのであるが、はつきりした海外出稼ぎ移住という形で、しかも相当数の人が集団的に出るようになったのは、明治元年百五十三名の移住者が当時独立國であつたハワイに渡航した。これがハワイ移住の初まりであると共に、集団的な日本人海外移住の濫觴である。みな三十歳未満の青年ばかりで契約年限三年、一カ月四弗、住居、食事、医療一切雇主負担という約束で甘蔗耕地に入植した。明治十八年になつて、いわゆる「官約移民」として毎年何千人とハワイに渡航し、その後は自由移民となり明治四十一年迄続いたのである。一方、アメリカ本土の移住はハワイについて古く明治二年、松平藩の一行四十名の移民がカリフォルニアに若松コロニーを建設したのに始まる。以後ハワイ移民と共に明治時代の海外移住の焦点であつたが、長年の排日運動で年々その渡航が困難になり、ついに明治四十年の紳士協定で、自ら移民の渡航を制限せ

ざるを得なくなり、さらに大正十三年の排日移民法によつて全くその渡航が禁じられてしまつた。昭和二十五年、米國國勢調査によると米國に在留する日系人の数は米本土二四二、七六八名、ハワイ二八四、六一一名となつており、これらの人達は二世、三世を含め農業界はもちろぬ政界に学界に活潑な活動をしていることは周知のことである。

南米方面の移住は明治三十二年ペルー移民に初まつた。それから十年後、明治四十一年等戸丸にてブラジル第二回移民七八一名が渡航して今日の基礎をつくり、コロンビアは昭和四年十家族五十八名の移住者が渡り、現在のラ・パルミラ農業日本人会の基礎になつた。パラグアイは昭和十一年海外移住組合連合会の取扱いで百九家族約八百人の邦人が首都アスンシヨンの東南一五〇キロのラ・コルメナ移住地に入植し、今日の如きパラグアイにおける日本人発展の端緒を開いた。アルゼンチンへ日本人が初めて渡航したのは明治三十年頃といわれるが、本格的になつたのは日露戦争後で、日本貿易商社の進出に伴う商業移住者、その後の呼寄、その他ペルー、ブラジルからの転住などによつてア國邦人の基礎が築かれた。かくの如く南米諸國における日本人の移住進出は明治末期から大正、昭和にかけて約半世紀にわたり行われたのであるが、その性格は北米方面の移住が全く出稼的なものであつたと同様、南米の場合も多分に出稼的であつたことは否定し得ないが、しかし北米に比し帰國者が少かつたのは特にその大部分を占めるブラジル行の人々が、殆んど家族移住であつたことによるものと思われる。南米移住の

大宗は何といつてもブラジルであつた。大正末期後の年別のブラジル渡航者数を示すと、

大正十五年一八、五九九名。昭和三年一五、〇〇二名。四年一五、九五七名。八年一三、三六二名。九年一二、九六〇名。十年一五、七四五名。十四年一一、三二三名。十六年一一、二七七名となつておりその盛衰が自ら明確に察せられる。また、日本政府の移住施策も概ねこれと同様の過程を歩んでいる。すなわち、当時の政府は明治時代から移民の保護や奨励に熱心ではなかつた。明治二十九年に移民保護法が施行されたが、当時民間の移民会社が乱立し、移民の保護と危険防止のために、取締規定を制定したものであつて何等積極的な意図のものではなかつた。その法律が今日なお形式的にせよ存在していることは不思議である。大正の末期になり初めてブラジル行移住者の渡航費を補助することになり、昭和に入つて、海外移住組合法の制定によつて、自作自営農等移住の積極的施策が講ぜられ、ついで海外発展の専管省として拓務省が設置せられ、以来移住行政の内容も漸次積極化されたことは事実である。当時、南米移住者に対する助成施策としては、渡航費の全額補助の外、支度金(家族当り五十円)の支給、神戸及び長崎にあつた移住教養所における無料宿泊(食費も無料)、移民取扱人たる海外興業会社の取扱手数料全廃、報償金の支給(移民が支払う手数料を困窮が負担する)、海外において移住地を經營する会社に対する利益保証制度の確立(投下資金の年六分に相当する金額の支給)移住組合連合会の現地機関たるブラジル拓殖組合に対する移住地建設資金の貸付、現地日本人産業

組合の指導助成（コチヤ産組はその対象の一つであつた）病院、学校等の公益施設の補助等あらゆる面で施策が行われた。また、その意味でその当時の移住者はモヤシ移民であると悪評されたことも事実であるが、一面移住の促進に寄与したことも認めざるを得ない。

戦後 戦後の海外移住が正式に開始されたのは昭和二十七年アマゾン移住の第一陣としてシユート栽培移住者五十四名によつてである。すなわち、戦前の日本移住者が戦前、戦中を通じ移住先の諸国において輝かしい開拓の実績をあげ、且つ日本人がその国の社会の中に融和し、社会の構成員として、嘗ての不同化移民たる悪評を返上して、日本人の声価を認められたことによつて、辻氏による五千家族、松原氏による四千家族、サンパウロ養蚕協会による二百家族、コチヤ産組による千五百名等の移住許可が次々と与えられ、また、ブラジル国のみならず、アルゼンチン、パラグアイ、ドミニカ、ボリビア等の日本人の新しい移住地が続々と展開されて、昭和二十七年一五四名、二十八年一一、四九七名、二十九年一三、七四八名、三十年一三、七六五名、三十一年一六、一五五名と逐次増加して来た。また、移住施策の面でも、官民を通じての機構の整備（移住局の設置、移住振興会社の設立等）が行われ、漸く日本の海外移住の事業が新しい展開をし始めたことは誠に喜ばしい。

第三節 先輩移住者の歩んだ道

先輩移住者が歩んで来た道は、それぞれの時代とその場所と移住の形骸等々で必ずしも一様ではなかつた。日本人の近代における海外移住は明治維新とともにはじまり、最初は主としてハワイ、北米、カナダ等々のアングロサクソン系地域へ進出した。それはアメリカでは一八五一年の南北戦争後はげしいフロンティアの開拓がはじまり、一方ブラジルやアルゼンチンの南米やオーストラリア等でもようやく開発時代に入らうとしていたので労働力の需要が非常に旺盛となり、一八四六年から一九一四年までにヨーロッパ大陸から約五千万人にのぼる大量の移住者が新大陸へ移住したのである。こうした国際情勢が反映して、アジア人としてはまず支那人が渡来し、ついで日本人が移住することとなつたのである。従つて明治時代の日本人は主としてハワイ、北米本土、カナダ方面へ移住することになつたのであるが、北米方面のフロンティアの開拓が軌道に乗つて来ると、まず支那人が排斥せられ、ついで日本人がやり玉にあげられることとなつて、久しい開拓日問題で悩まされて来たが、遂に一九二四年の排日移民法で完全ルノック・アウトされてしまつた。かくて日本人の初期における海外移住は排日問題の連綿で大きな発展をとげることが人為的に阻止されてしまつたのである。この時代の日本人移住者は

政府の経済援助を全然受けず、幾多の人的偏見にもとづく圧迫、暴行にも屈することなくカリフォルニアの鉄道、道路建設上の努力補給の上に、また、サクラメント河や、サンワキン河等の三角洲の開墾、帝國平原や加州農業の今日の繁栄の基礎を築いたばかりでなく、園芸や漁業方面にも進出して白人の短所を補つたのである。こうした在米日本人の努力のあとを顧みると全く涙なきを得ない苦難の連続であり、いばらの歩みであつたが、これを切りぬけて、今日の在米日系コロニアを建設したのは全く偉大なる日本民族の誇りであり、この苦しい体験が次の時代の輝かしい発展への大きな示唆と教訓とを与えているのがせめてものなぐさめであらう。

こうしたハワイ、北米での排日が明治の末期から昭和へかけて、日本人の移住の方向をペルー、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン等の南米方面と、東亜ではフィリピン、マレー、蘭領インドネシア方面へと転換せしめた大きな要因であつたが、究極においてブラジル以外では大きな発展をとげなかつたのである。昭和六年以来、日本人は満州、中国本土へ華々しく進出したが、それは帝國主義的、軍国主義的な海外移住であつて、これを自由移住のカテゴリーに入れることは適當ではない。

日本人の海外移住史の上で最も輝かしい足跡を残したのはブラジルである。同国は北米、カナダ、アルゼンチンについで世界第四位の移住者受け入れ国であるが、日本人のブラジルへの移

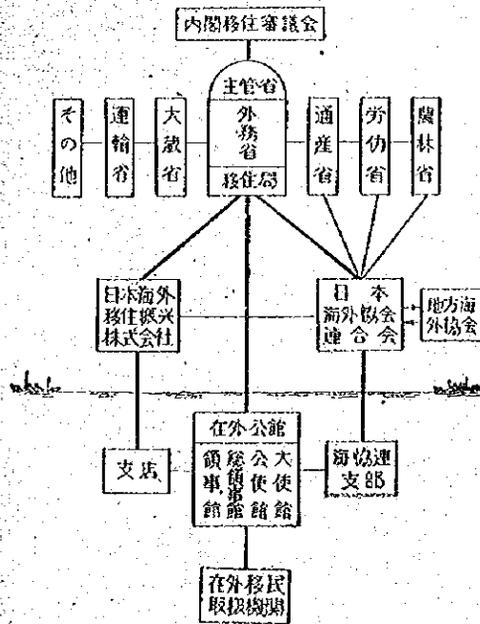
住は明治四十一年に開始されたので、イタリア人や、ドイツ人、ポルトガル人、スペイン人の移住に比べると五十年乃至百年も遅れていたにもかかわらず、よくこれら先遣移住者と肩をならべてブラジルにおける在留邦人の独自の地盤を築きあげたのは、日本民族のなかに流れる優れた移住民族としての特質から来たものであるが、反面、北米時代の失敗から来た生きた教訓によつて政府の積極的支援が背後にあつたからで、今更ながら移住政策の重要性が痛感せられる次第である。ブラジルも北米と同じように、植民時代にはアフリカの黒人ドレイを輸入してその労働の上に依存して来たので、ドレイの開放によつて受けたブラジルの産業界の打撃はけだし想像以上に大きかつた。このドレイ努力の代用として外国人自由労働者、なかんずく伊、西、葡三国人の移住が積極的に奨励せられて大量の入国を見たが、当時発展の途上にあつたサンパウロ州のコーヒー園の努力は益々不足していたのでその努力補給のため、一九〇八年にはじめて日本人がサンパウロ州に入州し、伊、西、葡三国人の仲間入りをしたが、日本人今日の発展は最も要望されたイタリア人の移住が思うように行かず、その代用としての日本人の真価が認められて大きな歓迎を受けたがためである。サンパウロにおける日本人は、一九〇八年と一九三四年までに約十九万人弱を送出しているが、その大部分はいわゆるコーヒー園コロノとしての洗礼を受けたものである。ブラジルのドレイ開放は一八八八年で日本人が移住した初期にはまだなまなましいドレイ労働の臭いが残つていたのである。すなわち、コーヒー園

の耕主や支配人は下レイを使つた風習からぬけきれないで、コロノの上に君臨していたのでコロノ生活は決して楽な仕事ではなかつたのである。毎朝、鐘をならして野良に行かせ、日が没してでないと帰宅が許されず、仕事がまずいと罰金をとり、反抗すると警察棍をふり廻わして処罰せられるという、封建制度下の農奴的なコロノ生活で、日曜日や祭日に働いては叱られるという具合に日本人にとっては全く我慢の出来ない生活であつたから、初期日本人は各地で騒動を起したり、耕地を脱出したりして問題を統出し、最も高価な労働者だという悪評を買つたが、よくこうした生活をさりぬけて次第に独立自営へと進出し、今日の発展をやりとげたもので、ブラジルにおける日本人の発展とその歩んで来たいばらの道はいかに海外移住が困難であり、この困難に打ちかつ体力と精神力とがない者は決して移住に成功しないということを身をもって立証し、後続者に大きな生きた教訓を残しているのである。

もちろん、現在のブラジルにおいては進歩的労働法の制定によつて、労働者の地位と生活とは改善され保護されているが、だからと言つてこれらの先輩移住者の歩んできた苦難の道と、そして今日の成功が真に涙と汗の結晶であることを忘れてはならないのである。

第四節 わが国移住機構の現状

移住関係機構図



政府機構 海外移住に関する政府の主務官庁は外務省であつて、その事務は昭和二十七年七月欣米局移民課より昇格設定された移住局で取扱つている。そして、他の省もまた移住行政を完全に遂行するため、それぞれ業務の一部を担当し外務省に協力している。すなわち農業移住者の募集・選考・訓練については農林省振興局、雇用労働者の移住については労働者職業安定局、技術者や企業者の移住・進出については通産省、移住船の建造については運輸省がそれぞれ担当し、その他厚生省、文部省、大蔵省、自治庁等が関係省庁としてそれぞれ所管事務について外務省に協力している。

者

なお神戸、横浜両港には外務省移住あつせん所が設けられ、渡航前の移住者の宿泊、国際教養の授講、査証、通関等のあつ旋、諸手続の世話等を行なっている。

このほか、政府の諮問機関として内閣に海外移住審議会が昭和三十年七月十一日の政令により設けられ、海外移住政策に関する重要事項を審議している。会長は内閣総理大臣、委員は国務大臣、学識経験者から選ばれる。

また、外務省には外務大臣の諮問機関として海外移住懇談会が、関係各省担当官の事務連絡機関として海外移住連絡協議会がそれぞれ設けられている。

民間機構 海外移住の民間実務機関としては、財団法人日本海外協会連合会（以下、海協連と略す）がある。同会は昭和二十九年一月五日その設立が認可され、政府より移住者の募集、選考、訓練、送出、啓蒙、現地定着のあつせん、渡航費の貸付を委託されて以来、全国各都道府県に所在する地方海外協会（以下、地方海協と略す）をその組織団体とし、全国的な協力を得て前記の如き移住業務の遂行にあつている。

地方海協は都道府県に一協会とし、熊本を除いてはみな県庁内に事務所がおかれている。現在数は四三で、まだ協会のないところは北海道、京都、福井の三道府県である。

次に日本海外移住振興株式会社がある。同社は昭和三十年十月同会社法に基づき正式に発足し、現在の資本金は三億円である。このうち民間出資七千五百万円を除く外は全部政府出資で

ある。

この会社は米國三銀行（フアースト・ナショナル・シティ銀行、アメリカ銀行、チエース・マンハツタン銀行）がわが國移植民事業に対し、千五百万米ドルの資金援助を与えることとなつたので、その資金を利用するため設立された。戦前、移住者に対する金融的措置が欠けていたことが、移住者の擧護と育成上の弱点とされていたが、会社は移住者やその団体の現地における資金需要に応じ、移住を促進する役割を果すものである。会社はその他、移住者のための土地分譲、関連諸事業への投資あるいはその事業の直営も行いいることになつてゐる。すでにパラグアイ國フラム植民地一万四千町歩を買収、日本移住者に分譲してゐる。

また、社団法人農業労働者派米協議会は、昭和三十一年六月米國カリフォルニア州に対し農業労働者の短期労働が始まつたので、この取扱団体として生れた。この会は海協連と國際農友会とを構成分子とし、独自の地方組織を持たない。

現地受入機關 移住者が到着港についた際、その世話をし入植地まで輸送し、また、入植地での生活相談、營農指導等に當るため、海協連は海外支部を設けてゐる。

アマゾン支部はベレンを中心として、アマゾンの各要地数カ所に指導員を配置し、また試験農場を設けてゐる。

サンパウロ支部はサンパウロに事務所を置いて南伯一帯を受け持つてゐる。この外、ブラ

シルの首府リオ・デ・シヤネイロにも支部を設置した。パラグアイ支部はアスンシオンに主たる事務所を置いている。なお、エンカルナシオン附近に試験農場を設けるため目下準備中である。

ボリビア支部は主たる事務所を首府ラ・パスに、従たる事務所をサンタクルースに置く。

ドミニカ支部は主たる事務所を首都シウダー・トルヒリヨに、従たる事務所をダハボン、コンスタンサの二カ所においている。

サンフランシスコ支部は米国における難民移住者の世話を担当している。

なお以上の外、ブラジルのリオ・デ・シヤネイロには日本拓植協同組合が、アルゼンチンのブエノスアイレスにはアルゼンチン拓植協同組合、コロンビアにはラ・パルミラ農業日本人会が設けられ、それぞれ海協連と協力して現地における移住者の受人、あつ旋を担当している。

また移住振興株式会社の現地機関として、ブラジルに会社の子会社として移植民事業会社（通称ジャミック）および投融資会社が、またパラグアイには同社パラグアイ支店が設けられている。

海外移住に関する閣議決定 以上の官民各移住機構の権限、業務分野を律する基本原則として、昭和二十九年七月二十日閣議決定「海外移住に関する事務調整について」があるからその主な事項をあげると次の如くである。

一、海外移住に関する主務官庁は外務省とする。但し、農業移民の募集、選考、訓練、および
現地技術調査は外務、農林両省の所管とする。

二、農林移民の募集、選考、訓練および現地技術調査は農林省がこれを担当する。

三、海外移住に関する事務の実施は、民間団体たる日本海外協会連合会およびその組織団体た
る地方海外協会をして国内、国外を通じて一元的に行わしめるものとする。

附 記

移民行政に関する外務、通産両省了解事項（昭三〇年五月十四日）

一、外務省が所掌する移民行政は、貨物の輸出の承認、役務の提供の許可等外国為替及び外国
貿易管理法その他の法令に基いて通産産業省が保有している権限を移管しまたは総括調整す
るものではない。

二、いわゆる企業移民を行うに際して投資を伴う場合には、それに必要な技術者、労務者等の
人員の募集、選考、訓練および送付は、投資を行う者の選振にゆだねることにする。

ただし、これに伴う人員が渡航費のあつせんその他渡航に伴う便宜供与を受けるため移民
の取扱を受けることを妨げるものではない。

三、海外からの招へいにより技術指導のため海外に渡航する者等のようにその知識経験を国内
においても保証する必要がある場合は、日本海外協会連合会および地方海外協会を通ずること

なく通商産業省がそのあつ旋に当るものとする。

雇用移民の取扱に関する労働事務次官通牒（一九五五・八・一六）

わが国における海外への移民は、最近漸増の傾向にあるが政府においては、更にこれら移民の送出促進を図るため、今般内閣に海外移住審議会を、又外務省に移住局を設置することとなり、これに伴い従来昭和二十九年七月二十日閣議決定によるの外、別紙閣議了解のとおり外務省を中心として関係各省が相協力して本問題処理の円滑なる推進を図ることとなつた。

右に伴い、今後は農業開拓移民のみならず技術者、熟練工青少年等の雇用移民の増加が期待されるが、これら海外に移住する労働者の取扱については、国際労働条約及び職業安定法の趣旨並びに戦前における取扱経過等に鑑み、労働省としては、職業安定機関をして積極的にこれに対処せしむる方針であり、去る七月三十日政令第四百四十四号をもつて労働省組織令の一部を改正し、これが事務を明確に規定した次第である。

ついては、今後は左記の点に留意せられ、職業安定機関、地方海外協会その他の機関が一体となり、移民送出事務の円滑なる推進を期するよう格段の御配慮をお願いする。

記

一、職業安定機関の取扱うべき移民の範囲並びに事務について

農林漁業移民については、農林省において企業移民及び高級技術者については通商産業省において、それぞれ取扱うこととなつてゐるので、職業安定機関は右以外の雇用労働者として海外に移住する全ての移民を取扱うこと。

但し、企業移民を行うに際して新たに労働者及び技術者の募集が行われる場合には、職業安定法に従つて措置すること。

職業安定機関は、前号の雇用移民について国内における公募、申込の受付、希望者の登録、適格者の斡旋、啓発広報、技術補導、募集の指導監督等一連の事務を実施すること。

職業安定機関と外務省及び海外協会との連絡並びに事務取扱等について

1 前項に掲げる事務の円滑なる推進を期するため、外務省は労働省に対し、常時雇用移民の具体的送出国、国外の受人状況その他所要の連絡を行うものとし、労働省はこれが連絡に基き、必要な事項を都道府県職業安定主管部に通達するものであること。

2 雇用移民の募集については、外務省から日本海外協会連合会を通じ地方海外協会より当該府県職業安定主管部に連絡することを原則とすること。

職業安定主管部においては、右の連絡に基き管下公共職業安定所をして適格者を選抜せしめ、これを地方海外協会にあつて旋するものとする。

なお、地方海外協会の設置されていない府県における雇用移民の募集については、当該

府県職業安定機関において地方海外協会の事務をもあわせ行うものとする。

3 職業安定機関及び地方海外協会は、雇用移民の募集事務について相互に緊密な連けいを保持し、前各号に掲げる事務の円滑な実施を図るよう充分留意すること。

三、雇用移民希望者の実施について

職業安定機関は今後における移民計画の策定に資するとともに移民送出に便ならしめ、随時移民適格者を選抜斡旋する体制を確立するため、雇用移民を希望するものに対して別に指示するところにより、雇用移民希望者の登録を実施する予定であること。

四、その他

雇用移民希望者の技術補導については、別途労働省より通達する予定であること。

第五節 諸外国の移住事情

イギリス 国際移住史上イギリスは最も多数の移住者を送り出した国であるが、いまやイギリスは人口の老令化と労働人口の不足で、戦前までのように多くの移住者を送出することは困難となっている。しかしながらカナダ、オーストラリア等々のいわゆる英自治領の入移住政策がイギリス人優先政策をとっている関係上、また、英帝国の繁栄とその結合を鞏固にする

必要上、戦後においても引続き移住者を送出しており、この数において依然世界第二位を占めている。しかしまた、その反面において帰国者が多数であるのと、イタリヤその他ヨーロッパから移住者を招致して、自国労働人口の不足を補うという政策をとつてゐる。さらに人口の自然増加率の増大によつて、人口の老令化を防止するため、王室人口委員会の勧告を入れて、積極的な人口増加政策を採用、実施せざるを得ない段階に來てゐるが、こうした人口の減退と老令化の推勢に追いつかれた主なる原因は、家族計画（産制）の普及から來たものである。こうした人口事情にあるイギリスが、果して今後も従前のような積極的な出移住政策が持続出来るか否かは一つの大きな、しかも興味ある研究課題である。

ドイツ ドイツは十九世紀の初頭以來、イギリスにつぐ最も重要な移住送出国であり、北米、中南米諸国に多数のドイツ人移住者を送出して來たが、十九世紀の五十年代以後になると、その内国移住に重点が置かれた結果、次第に移住送出国としてのウエイトを減じていたが、今次大戦後においては多数の難民をかかえたことや、一方人口の急激な増加とによつて、再び国外移住を積極的に奨励せざるを得なくなつて、主要な移住送出国へとカムバックし、各方面へ積極的に自國を送出している。

イタリヤ イタリヤはイギリスについて世界第二位の移住送出国であるが、戦後は二百万人を超える失業者をかかえて、積極的に自國民の海外移住を奨励することとなり、イギリス、オ

オーストラリア、ブラジル、アルゼンチン、フランス等と移住協定を結んで、極力移出者の送出につとめている。イタリア人の移住に関してなんといつても最も大きな痛手は一九二四年の北米の割当移住法の実施であり、その移住先が主に南米、特にアルゼンチンへ向けられているのはこれがためであるが、戦後におけるイタリア移民は、ブラジル、ベネズエラ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス等々を中心として活発な動きを見せている。

オランダ オランダは人口の増加率が高い上に、インドネシアからの引揚者が多数に上つた関係上人口の増加率とにらみ合せて、一定数の海外移住者を送出する政策をとつている。これがためイタリアと同じように、ブラジル、オーストラリア等と移住協定を結んでいるが、オランダ人の移住先はインドネシアが筆頭で、これに次いでオーストラリアおよびカナダであり、中南米への移住はあるがその数は多くはない。

その他 以上述べた様な主要移出国以外で多くの移住者を送出しているのは、スペインとポルトガルであり、その移住先は南米のアルゼンチンとブラジルである。これは両受入国の基本的な人種構成上から必然的にこれら両国人が優先的に歓迎せられているのであるが、スペインは主としてアルゼンチンへ、またポルトガル人は主にブラジルへ向けて送出されている。

日本 日本も戦後海外移住が再開されてから、極力その海外発展を奨励しているが、何分その移住先国がブラジルを主とする南米移住だけに限定されているのと、アジア方面への移

住はまだ開始されていない関係もあり、数の上から見ると世界の主要移住国と比較すると殆んど問題にならないのである。従つて日本人の海外移住はその移住地域の世界的拡大ということが一層大切なことであり、これがために国際協力を得ざる限り問題の解決はあり得ないので、戦後における移住外交の重要性が要望される所以である。

以上の所説の裏付けとして、これが関係統計を左に摘記して参考に供する。

(一) 主要移住国の送出数(単位千人)

年次	イギリス	オランダ	イタリア	ドイツ
一九四六年	一七一・六	一四・三	七・一	八・〇
一九四七年	一二六・五	四一・九	五九・八	九・〇
一九四八年	一六八・一	五二・二	一一・〇	一二・〇
一九四九年	一五二・六	四五・三	一五五・一	一五・〇
一九五〇年	一三六・四	三八・六	一四〇・二	二五・〇
一九五一年	一六九・五	五五・六	一三五・一	六一・〇
一九五二年	一八一・八	六八・四	一三一・一	五九・〇
合計	一、一〇六・五	三一六・三	七三九・四	一八九・〇
年間平均数	五五八・〇	四五・五	一〇〇・五	二七・〇

〔註〕日本人移住者数自一九五二年における年間平均三、六三七名
 至一九五五年における年間平均三、六三七名

(二) 何処へ移住したか (一九四六年～一九五二年)

(1) イギリス人		(2) オランダ人		(3) イタリア人		(4) ドイツ人	
カナダ	二三八・一	カナダ	六五・五	カナダ	五七・三	米 国	二〇五・〇
米 国	一七六・〇	米 国	二五・九	米 国	八三・七	カナダ	五九・三
南 洲	一一七・〇	ギアメン	二一・四	ヴェネ	六六・二	その他	一五・〇
オース	二七二・六	アンケル	二一・四	ズエラ	六六・二	米大陸	一五・〇
アラ	二七二・六	諸 島	二一・四	ブラシル	五一・七	アフリカ	七・四
ニュー	六三・五	オース	四〇・五	アルゼ	三六三・七	オース	一三・三
シンド	六三・五	アラ	四〇・五	ンチン	三六三・七	アラ	一三・三
その他	二四九・二	インド	八・八	オース	七一・六	アジア	〇・五
		ネシヤ	一〇九・九	アラ	七一・六		
		その他	二一・六	その他	四五・五	その他	一・〇

第六節 移住の諸形態

移住の種類に分け方はいろいろある。送出手続、全国募集の有無、入植後の就労形態などそれぞれ違つた基礎に立つて、異つた分類がなされるのである。移住実務担当者は、しばしばこの分類を混同し勝ちなので、まず分類の基礎を明らかにしておこう。

A 開拓移住と雇用移住

これは移住後、どんな形で働くのかを基礎にして定められた分類である。文字通り前者は未墾の土地を開拓する自営農であり、後者は、契約を結んで一定期間、農場などに雇用されて働く移住の形態である。

B 計画移住と呼寄移住

計画移住とは、日本政府または在外機関と相手国政府の間で、入植条件、受人移住者の数などが取決められ、包括的に移住者の入国許可が与えられる形の移住である。この取決めによつて渡航する移住者は、諸事情とにらみ合せて計画的に送出されていく。

計画移住と対照的なものは呼寄せ移住とよばれる。これは相手国政府から包括的な入国許可を受けるのではなく、現地の特定の個人または団体が、必要に応じて日本の個人または家族と雇用契約を結んで呼寄せることである。この場合、入国手続は呼寄せ人の方で済ませる。

C 公募と指名

海協連が傘下の地方海協を窓口として全国から希望者を募集するのが公募、そうではなくて現地から日本の誰々……を、というように名ざしで移住者を呼ぶのが指名呼寄せである。

海外協会で希望者をつのか、現地から名ざしで声がかかってくるかの違いを基礎にした分類である。

この三つの分類が組み合つて、ある一つの移住の性質を三つの面から決めて行くのである。

例えば、グアム、ツランなどの移住は農園に雇われるのではなく、原始林を伐採し、開墾するのだから開拓移住、そして日本政府と相手国政府（グアムの場合ブラジル移住民院）との間で取り決められたから計画移住の部類に属し、内地では地方海協で募集を実施するから指名ではなくて公募である。つまり開拓、計画、公募と言う三条件によつて、グアム移住またはフランス移住の性質が明らかになる。

南伯特有のコーヒー園移住者は、やはり内地で公募され、現地ではコーヒー園に雇用される

移住の諸形態



が、これはブラジル移植民院を通してでなく、コーヒー園主が移住者と雇用契約を結んで呼寄せるから呼寄移住なのである。従つて、コーヒー園への移住は、雇用、呼寄、公募という形態をとる。

以上の分類に従い移住の種類を図解してみよう。

第二章 受入国事情

第一節 北 米

北米に日本の移住者が最初に渡つたのは明治二年のことである。その後、北米への移住はハワイ移民と共に明治時代の海外移住の焦点であつた。しかし、長年の排日運動で年々その渡航が困難になり、ついに明治四十年の紳士協定で自ら移住者の渡航を制限せざるを得なくなり、さらに大正十三年の排日移民法によつてその渡航が不可能となつてしまつた。そしてやがて第二次世界大戦をむかへるに至つたのである。現在、北米（ハワイを除く）には約十四万の日系人がいるが、すでに一世の時代から二世、三世の時代へと移つていく。

戦後は昭和二七年六月に制定されたいわゆる「マツカラン法」によつて年間二八五名の日本人が移住者として入国できる様になつた。これには優先割当と普通割当があつて移住者の選定がなされるのであるが、一般の人々の移住はまず不可能であるといつてもよい。ところが、この法律は特定の部門で労働力の不足が見られる時は六カ月を限度として外国人労働者を入国させることができるという特例があるので、これを利用して六カ月を次々に延長し三カ年間滞

在して労働に従事するいわゆる短期労働者の派遣が昭和三十一年度から実施されることになつたが、これについては後述することにする。

その外、戦後北米への移住としては昭和二八年に米國議會を通過した難民救済法の適用によつて、すでに一、〇〇六名の日本人が米國向移住したが、現在では一応打切られた形になつている。

以上が北米に対する日本人移住の概略であるが、次にさらに北米の現状について若干の考察をしてみよう。

北米の農業労働事情 米國の一般的労働事情は極めてよく、深刻な失業問題は今のところ存在しない。従つて、農業労働のように過酷で低賃金且つ不規則な労働に就労する者は少く、農業部門における労働力の不足は著しい。この不足は専ら外国人労働者を以てあてており、ミンシッピを境として東は西印度諸島民、西はメキシコ人が主として農業労働に従事している。その数は數十万を超えており、外国人労働者が米國農業において占める位置は甚だ大きい。殊に、果樹・野菜栽培を主とし労働力を多く必要とするカリフォルニア州では、これら労働者は欠くべからざる要素である。雇用主にとつては外国人労働者は繁閑の波の大きい農業労働において、必要な時期だけ利用し得るといふ便宜もあり、また労働法上の保護も自らゆるく、彼等は甘んじて強度の屋外労働に耐えるので、内国人労働者よりむしろ重宝がられている。

る。

日本人労働者の導入 日本人農業労働者は明治以来加州においては、首ての一世達の勤勉と手先の器用さの故に甚だ評判がよかつたが、最近の米国民一般の親日的雰囲気と共に、漸く日本人農業労働者の加州導入が計画されるようになって来た。特にたまたま駐留軍として北海道に駐屯していた親目的なスウイング中將が移民長官となつてからは、ワシントン政府のロビイストである二世のマイク正岡等の努力もあつて急速に話は進展し、三一年四月北加州の生産者の組合との間に年間一、〇〇〇名の日本人労働者の導入の契約が調印されたのである。米國への移住は戦争花嫁など特殊の場合は別として、いわゆる「マツカラン法」によつて年間僅かに一八五名に制限されているが、前述したように同法の特例を活用して右の如き契約が成立したのである。

その労働と生活 従事する労働としては「内國人労働者が就労しないような労働」すなわち困難で単純な労働であつて、果物もぎ、刈り込み、消毒薬散布、箱詰め等で、機械を扱うようなことは労働組合の關係もあり原則としてできない。労働の程度もなかなか苛酷で、日本における農業労働よりむしろつらいと思われる。資金はその労働の性質からして当然安く、一時間一弗以下ではあるが、節約して貯蓄したならば三年間に往復の運賃を除いても數十万円の資金を持つて帰ることはできよう。

宿舎は場所により異なるが、アメリカとも思われない非常に程度の悪い所もあり、食事もまた栄養はもとより豊富ではあるが、嗜好の点で難点が多い。「西部の大原野」の索漠たるところに、娯楽もなく気晴しもない状態で、意志の強固でない者は神経衰弱にかかつてしまう。特に血氣盛んな独身青年だけに性の問題は深刻な問題であらう。とに角その現況はいわゆる「アメリカ的」とは程遠い厳しいものがある。それにしてもこの様な悪条件と戦いながらも、日本では普通得られない多額の資金をつかむだけでなく、多くの農村青年がアメリカの生活と労働を自ら体験することは本人自身にとつても、また農村あるいは日本にとつても、将来大きな好影響を与えることが期待されるのである。

今後の問題 勤勉な日本人労働者の導入を各雇主は望んでいるが、労働組合は当然反対しているし、利害関係者たるメキシコ政府との関係もまた無視できない。従つて今後、どのよう
に発展するかは簡単に予測できないが、とに角あまり急進的につき進むと失敗の危険が多分
にある。カリフォルニアは戦前まで排日運動の本拠地であつたから、折角この計画が一步を
あやまると、その目的に反し、排日気運再燃のきっかけともなりかねない点もあるので十二分
の注意を必要としよう。

第二節 ドミニカ

概況 ドミニカ共和国は南米南大陸に扼せられるカリブ海に浮ぶ西印度諸島の一つである。サント・ドミンゴ島の東三分の二を占め、面積は五五、六〇〇平方科で、四国、九州を合せたよりやや小さい共和国である。

人口は約二〇〇万人、人口密度は一平科あたり四四人（日本の人口密度三四四人）で稠密度は中南米第三位であるが、人口が都市および地方都市に集中しているため、農村特に西部国境地帯は人口稀薄で未開の山林原野はこの地帯に残っている。

ドミニカは熱帯圏に属し、四季の別がなく、一年を通じて常夏である。八月が最も暑く、一月が最も涼しく、平均気温は二五度乃至二七度（最高平均二九度乃至三三度、最低平均二〇度乃至二二度）で、日中の暑さはかなりきびしいが、冬季（一月―三月）以外も常に貿易風が吹いているため比較的凌ぎ易い。また夜分は温度が降下するため安眠をさまたげられるようなことはなく、夏でも必ず薄いシーツの如きものを用いる必要がある。

産業 ドミニカが農業国であることは、国民の半数が農民であり、輸出額の殆んど全部が農産物であることから明らかである。

農法は高度に機械化された換金作物栽培を除けばやや原始的である。草刈はすべて鎌でなされ、開墾、栽培は大休紙を持つて行われている。牝牛は殆んどあらゆる牽引の仕事をしている。大多數の農場は二エーカーから二〇エーカーであるが、耕地として最も多いのは四乃至六エーカー以下である。

農作物としては砂糖、バナナ等が多いが、ドミニカ農林省が設立した農業研究所は、蔬菜、果実特にチャョート（ひょうたん）バナナ、いも、マランガス、ヨーティアス、ピジョン豆等の増産を目指している。

産業も殆んど農産物加工が主であり、貿易も砂糖、カカオ、バナナ、タバコ等を輸出し、綿製品、鋼鉄、機械等を輸入している。

日本人移住地の実情 ドミニカ国は日本人の移住地としては最も新しい処であるが、同時に最も好条件の受入国として内外の好評を博している「ニュー・フェース」である。

第一船は横浜出帆のブラジル丸で、昭和三十一年七月ダハボンに入植した二八家族一八五名に始まり、本年三月末までに左の通り入植した。

一、ダハボン	五八家族	三三八名
一、マンサニヨ漁業	五家族	三二名
一、コンスタンサ	三〇家族	一九五名

昭和三十三年度には一千名以上の送山が予定されている。

日本人入植三地区中、ダハボンにおいては水田、落花生、野菜等すでに良好な成績を挙げている。目下は共同経営であるが、将来は自営に移るはずであり農地の拡大が希望されている。灌漑は運河により行われている。

ダハボンに近い海岸にマンサニヨ港がある。鹿児島島の漁業者五家族が小船を持参して入植し、同園始めての試験漁業に従事している。

いま一つの入植地コンスタンサは、日本の縣井沢に似た観光避暑地で、町の中央に「ホテル・ヌエバ・スイツア」があり、これを中心に野菜、草花を栽培する日本人移住地がスペイン入植地と相對して新設せられている。

ドミニカ移住地の特徴は、耕地が既に整っており、原始林を開拓するいわゆる開拓移住と異なり、大体伐木整地された土地に入植し、直ぐ植付を行い得る状況にあり、住宅施設の完備等二、三年の開拓を終った後の盛がある。従つて家族構成の如きも無理をして労働力を増やす様な必要はなく、ある程度の農業経験のある者であれば、小家族でそのまま當農出来る点が特徴である。殊に住宅が五、六人向の文化住宅で十名以上は無理という事情もあるので大家族は避けない。

入植地の現状はむしろ恵まれ過ぎている餓があり、移住者はやもすれば甘え過ぎる傾向があるが、ドミニカ国当局の真意は、今後日本移住者にパイオニアとして従来不毛乾燥の地域、または原始林をも漸次開拓し、今までの農業者のなし得なかつた新機軸を開いて貰いたいと、日本人独特の手腕を期待しているわけであるから、安易な気持では駄目である。

なお今後入植者が増加するに従い、農作物の栽培のみでなく進んで農産物加工業あるいは牧畜、軽工業等各般の事業において日本人の特殊技能、経験を生かすよう指導する必要がある。

将来への期待 ドミニカ政府の受入施設は至れり尽せりであり、ことに入植者の厚生に重きを置き、住宅等生活休勢の完備と共に、最近は特に日本人医師の招聘を行つて万全を期している。

このような受入国側の好意に対しては、移住者の選考、素質の向上に日本側としても一段の努力を払わなければならない。

トリヒリヨ元帥はじめドミニカ国官民の親日的態度は、日本官民としてもこれを充分感謝するところであり、その一つの表われとして、最近日本ドミニカ協会（会長東久邇氏、名誉会長駐日ドミニカ大使）の誕生をみるに至つたのは当然のこととはいえ、兩國親善増進のため誠に喜びに堪えないところである。

第三節 ブラジル

第一項 ブラジルの一般事情

ブラジルはコロンブスがアメリカ大陸を発見してから八年後、すなわち一五〇〇年にポルトガル人によつて発見された。それ以来ポルトガル王国の植民地として開発されて来たが、一八二二年獨立して帝制となり、一八八九年共和制をしいて現在に至つてゐる。

ブラジルは合衆共和国で、二〇の州と五つの直轄区と連邦区（首府）とに分れてゐる。

地 勢 ブラジルの面積は八、五一六、〇〇〇平方千米で南米大陸の約半分、日本の約二十倍である。南米大陸の東部を占め、南部、東北部、東部、東南部は大西洋に面してゐる。高い山は少なく全面積の約八分の三が平地で、八分の五が二百米内外の高度の高原地帯となつてゐる。

河川が多く、水量の豊富なことは世界でも有数で、一番大きい河はいうまでもなくアマゾン河である。その流域は五百万平方千米を超え、ブラジルの国土の半分以上を占めてゐる。その他多くの大河があり、ブラジル全体の河川の可航距離は四万四千千米といわれている。

気候 ブラジルは北緯五度から南緯三十三度までの広大な地域を占めているので、その気候も区々で一概にいえない。南部三州およびサンパウロ、ミナス、ゴイアスの諸州の一部は温帯に属していて、欧州諸国の気候に似ている。また、熱帯圏に属している地方も、同じ緯度の他の地方に比べて気候が温帯で、また、台風、地震その他の天災が非常に少ないのが特徴である。

人口 ブラジルの人口は、一九五六年十月の推定では六千万を越えている。年に百万人位づつ人口が増加しているが、移民による増加は極く少なく、大部分が自然増加によるものである。ブラジルはラテン系の国の中ではイタリア、フランスを凌いで最も人口の多い国となっている。

社会 ブラジルの国語はポルトガル語である。教育もすべてポルトガル語で行われている。

ブラジルの憲法は信教の自由を保障しているが、ブラジル人は殆んど大部分、すなわち九三・七%がカソリック信者である。新教は僅かに三・四%、その他は〇・五%となっている。

教育は小学校教育が義務教育となっており、政府は教育の普及、文盲の撲滅に力を入れているので、着々効果をあげているが、何しろ国土が広大なので、未だ充分とはいえない。

ブラジルは非常に進歩した労働法を持ち、最低賃銀制が確立しており、また、社会保障制度

が進んでいる。

産 業 ブラジルの産業の中、最も発達しているのは農業である。農産物の中で一番重要なものはいうまでもなくコーヒーで、農業生産総額の二〇%以上を占めている。その他の重要なものは綿、米、カカオ、砂糖キビ、フェジョン豆、大豆、煙草、トウモロコシ、ゴム、ジュート、コシヨウ等である。南部諸州では小麦の栽培も盛んで、近い将来小麦の自給も夢でなくなっている。養鶏、養蚕も盛んに行われている。また、牧畜も年々盛んになつていく。

ブラジルの地下資源は極めて豊富で特に鉄鉱石、マンガン等は無尽蔵といわれている。但し探掘はまだ余り活発でない。石油も最近各地に噴出しているので将来有望である。

工業は農牧業に比較してその発達がおくれていたが、近年その進歩は目覚ましいものがある。特にセン維工業は発達していて綿製品は相當量外国に輸出している程である。その他製紙工業、ゴム工業等も発達しており、また、ポルタ・レドンドの製鉄所を中心として鉄工業が急速な発展を示している。また最近各種の製造工業に各国資本ならびに技術の進出が目立つている。

ブラジルへの移住 ブラジルに対する計画的な日本人の移住は明治四十一年に始められ、以来五十年間に約二十万近い日本人が渡航している。現在ブラジルにはブラジル生れの二世、三世を合わせると約四十万の日本人および日系人がいて、農業のみならず商工業等あらゆる分野で目覚ましい活躍をしている。

第二項 北部ブラジル

アマゾン地域における戦後日本人移住者の受入は昭和二十七年ブラジル政府より上塚・辻岡氏の申請に対し許可されたアマゾン地域五千家族日本人移住者導入計画に基づき同年八月ブラジル移住民審議会の具体的入植許可を得て開始された。

日本政府は計画移住者として渡航費の貸付を行い、神戸移住あつせん所を復活、これに收容のうえ、戦後第一回移住者として昭和二十七年十二月アマゾン流域シュート栽培移住者五十四名を送出し、それに引続き、元南米拓殖株式会社アカラ植民地に勃興した邦人ビメンタ栽培業者のもとにコロノ移住者を送出、回を追つて、パラ州モンテ・アレグレ、アマゾナス州マナカプルーの両連邦植民地、アマパ、ガボレ（現在ロンドニア）両連邦直轄州植民地、ベレーン近郊野菜移住者、アマゾニア州ヴィラ・アマゾニア移住者、パラ州フォードランシア、ベルテアラのゴム園移住者と引続いて送出し、三十年六月三十日までには、一二船、五九六家族三、六三七名の入植を見、さらに三十一年度に開始されたグアマ植民地移住者四二家族二八五名の送出を加えて今日に至つた。

その間、フォードランシア、ベルテアラのゴム園移住者のブラジル側農政上の方針の変更に基ずいた再移住や、マナカプルー植民地移住者のアカラへの移住や、多少の移住地の変動をな

すものが出たが、戦後移住者もすでに入植地における五年目を迎えるものもあり、それぞれの入植地における管農確立に万全の努力を傾けている。

アマゾン河流域における日本人移住者の歴史は昭和三年南米拓殖株式会社、同年アマゾン興業株式会社、昭和五年アマゾンニア産業研究所（後アマゾンニア産業株式会社）等の設立により前後十年間に六七〇家族二、六〇一名の日本人移住者を導入し幾多の曲折を経て、第二次大戦を経過し、三〇二家族一、一三七名の邦人が主としてアマソナス、バラード兩州に分散し、一はパリンチンス、イタアチアラ、サンタレン諸市を中心とするアマゾン下流域域一帯に散在、一九三七年同河流域の新産業としてジュート栽培、生産に成功し、二、はアカラ、ベレーン市近郊にあつて戦後胡椒栽培に成功することにより、北部ブラジルにおける二次農産業の創始興隆の中心をなし、アマゾン地域における最高の開発移住者としての実績、力量を示すところとなつた。

たまたま戦後ブラジル政界に再登場したヴァルガス前大統領は、その宿望であるアマゾン流域開発事業を、新政権の重要課題として憲法第一九九条に明記された。そしてこれが計画を實施するため、昭和二十七年法律「アマゾン経済開発法」（昭和廿八年一月六日大統領署名同月七日官報公布）を制定して、昭和二十八年八月ベレーン市に本庁を有するアマゾンニア経済開発庁を設置し、これに国費およびアマゾン地域各州各部歳入の三割を投入して同地域開発に当ら

しめることとし昭和二十八年末より活発な運営を開始した。

現政権を担当するクビチエック大統領も、アマゾン開発に関する熱意を喪えず、一九五六年度一般教書は特にこの問題にふれ、日本人移住者による開発にも言及している。

過去数十年間同地域開発の最大の支障となつてきた熱帯マラリアの猖けつは幸い今次大戦時におけるアメリカの戦時資源確保のため主導した衛生対策が成功し、既に統計的には同地域マラリアの九〇%を撲滅したと称されている。

アマパ州におけるアメリカ資本によるマンガン鉱山開発や、一昨年三月ノーバ・オリンダに噴出を見た石油資源の開発等今後のアマゾン開発の速度は過去の百年を十年の間に進めてゆくことにならう。日本人移住者の進展も、この急速な発展と平行して伸長すべく、あらゆる努力が尽さるべきものと考えられる。

第三項 南部ブラジル

ブラジルに移住する外国人の大部分は、サンパウロ州を中心とする南部ブラジルであるが、それはこの地域の自然的、経済的条件等々が彼等外国人移住者を誘因する力があるからである。その反面において、これらの地域が今日の発展をとげた大きな要因は、外国人移住者の大量の移住によつて、それぞれの地域の産業が開発されたからで、外国人移住者のブラジル産業

開発の上に貢献した功績は、何人もこれを否定出来ず、誰もが等しくこれを認めている。

ドイツ人 ドイツ人がブラジルに移住しはじめたのは最も早く一八一八年であるが、南伯地方への移住は一八二〇年頃から開始せられ、リオ・グランデ・ド・スール、サンタカタリーナ、パラナおよびサンパウロ州が彼等の主なる移住地域となつてゐるが、南部三州における産業の開発は全くドイツ人の手によつてなされたものだといつても過言ではない。ドイツ人は農業方面よりも主に工業方面に発展し、南部三州における農産物の加工業、加工毛織物、硝子製造、飲料水特にビールの製造、煙草製造、製粉・製米業その他あらゆる工業がドイツ人によつて経営されているのは全く驚異に値する。

ドイツ人移住者には無学の者がなく、そのブラジルの音楽乃至演劇界に対する貢献は大きい。ドイツ人は同化の点で日本人と同じように非難されるが、ラテン系以上に歓迎せられ、ブラジル人はドイツ人の血を有することを誇りとしてゐる。最近におけるドイツの移住者中には有識者が多く特に特殊技術者が多数である。これは南部三州におけるドイツ人経営の各種工業が進展しつゝある証拠である。

イタリア人 イタリア人はブラジルのドレイ制度が廃止された後にその代用として、また、特にサンパウロ州のコヒーノ國のコロンとして入国し、サンパウロ州コヒーノ栽培業の基礎を築いたものであるが、サンパウロ州に次いでリオ・グランデ・ド・スール州、パラナ州等に

集中している。イタリア人のうち、北部イタリア人は、主に都市に、また南部イタリア人は農村に居住している。

イタリア人はサンパウロ州の工業の発達に大きな貢献をした。製鉄業以外のあらゆる工業にイタリア人は進出している。製粉、製材、綿織物、絹織物、各種製油、紡績、酒類醸造、各種飲料、製菓等はいずれもイタリア人の活動で発達したもので、工業界におけるイタリア人の勢力は一頭地を抜いている。また、サンパウロ州の商業界にも華々しい活動をなしつつあり、銀行業、大商店中、イタリア人の経営になるものが多数で、サンパウロの政商は実にイタリア人の豪商である。イタリア人はブラジルの政治、文学、医学方面に進出し、相当名をなしている者が多い。彼等がブラジルの美術、音楽、特に建築界の発達に寄与した点は高く評価すべきであらう。

ポルトガル人　ポルトガル人は、はじめ北米へ向けて移住したが、一八九一年頃から、ブラジルに移住を開始した。彼等の多くは北部ブラジルを求め、気候温和な南部に移住したものが比較的多くないのは、南部諸州に集中定着するドイツ人、イタリア人、スペイン人、日本人等に比較して、ある種の遜色があるためだといわれている。

ポルトガル人は正直、強壯、勇敢で善良なる労働者として一般に歓迎されている。特に筋肉労働では彼等の右に出るものはない。鉄道工事、港湾仲仕、土木工事等には多数のポルトガル

人を見出すのである。コーヒー國ではイタリア人、スペイン人および日本人には及ばず、都市近郊の蔬菜、果樹、花卉栽培等には同國人が多い。ポルトガル人は移住の歴史が古く、且つ言語、風俗、習慣を同じくするので、社会各方面に發展し、殊にリオ、サンパウロ、サントス、バイア、ペルナンブコ、バラ、マナオス等に發展し、商業方面に有力な地歩をしめてゐるが、ポルトガル人の勢力範圍だといわれる北部ブラジルでも、外國人の下風に立つことを余儀なくされてゐるのは教育がないからである。近代ブラジルを建設した外國人は、古い歴史をもつポルトガル人ではなく、三百年も遅れて来たドイツ人、イタリア人、スペイン人、日本人等である。

日本人 ブラジルへの日本人の移住はドイツ、イタリア人等に比して遙かに遅れた一九〇八年であるが、それでも早くも半世紀は流れて、明年は日本移民五十年祭が舉行されることになった。その間在伯同胞の数は四十万人となり、ここ数年をいわずして五十万人に達し、もし年間一万人の新規移住が持続せられ現在の高率の自然増加率がつづけられると、在伯日系人が百万人になる日も必ずしも遠き將來のことではない。

日本人はイタリア移民の代用として歓迎せられ、戦前までに約十八万人余にのぼる移住者を送出したが、その大部分は農業移民であり、サンパウロ州コーヒー國のコロノ移民として渡伯、次第に独立自營農となつて今日の日系コロニアを建設したものである。在伯同胞四十万人

の八五%は今でも農業者であり、日系人の土地所有面積は八十四万アルケールズ、即ち二百一十
万町歩となり、その所有財産の評価額は三千八百三十万クルゼーロスで、邦貨約二千億円弱に
上り、その毎年の農産物生産高は四千万クルゼーロス、邦貨二千億円強で、サンパウロ州農産物
の全価格の約三〇%に当っている。これを人口の面から見ると、サンパウロ州全人口一千万人
に対する比率は四%で、百人のブラジル人中四人の日本人がいることになるが、その生産物の
比率は、三〇%であるから、如何に日系農業者が農業方面で優れているかがわかる。サンパウ
ロ州は面積では全ブラジルの三%、人口の面では二〇%であるが、その経済的活動では五〇%
以上の勢力を占め、ブラジルの心臓部としてブラジルの経済をまかなっているが、僅々五十年
の短い期間に在伯日系コロニアがブラジルの産業、特にその農業方面につくされた努力と貢献
とは高く評価されている。今や日系コロニアは、ドイツ人、イタリア人について、商業界、工
業界へと次第に進出しつつあるが、今後日本人のブラジル工業方面の進出こそ大きな期待がも
たれるもので、これによつて日本人技術移住者が南部三州のドイツ人と同じ地位を占めること
こそ、わが対伯移住政策の基本的理念でなくてはならぬ筈である。

第四節 アルゼンチン

地勢・人口 面積は二、七九七平方キロでわが国の約八倍。人口は約一八、二四六、〇〇〇人で人口密度二平方キロにつき六・六人である。

地勢は東部、西部、北部、南部の四地方に分かれる。中央部はパンパと呼ばれる大平原で、北部のリオ・サラド河から南部のリオ・コロラド河にいたる国の中心を占めた平原で、主要産業の中心地である。西部はアンデス山脈の東斜面にあり、高原に近く、北部および東部はコルドバ山脈を中心とし綿作で有名なチャコ平原を形成し、森林、沼沢が多い。南部は地勢起伏して湖水多く、牧羊の最適地として有名である。ラ・プラタ河は源を遠くブラジルおよびボリビアに発し、パラナおよびウルグアイ両河の合流点より本流となつて大西洋に注いでいる。この灌漑流域は百五十万平方哩に及んでいる。南方にはリオ・ネグロおよびコロラドの二河があり、いづれもその源をアンデス山系より発している。湖水の数は大小四百以上に上り、そのうち南部ナリ団境にあるナウエル・ウツピ湖は長さ四十哩、深さ千呎と称せられ国立公園となつてゐる。

気候 ラプラタ河流域地帯の年平均温度は一九度で、最高二十五度、最低十一度である。北部は夏季暑気甚しく、大陸的で一日の温度変化が二十度になることがあり、南部も気温の高低が著しい。

風俗・習慣 スペイン人、ドイツ人、イタリア人の率いる探險隊は一五一六年、現在のラ

ブラタ河口に到達し、その周辺をスペイン国領土と宣言したが、その後、当地方は気候風土快適であるので、ヨーロッパ人による最初の植民地として発展した歴史を有し、今でも白人困をもつて誇りとしている位で、風俗・習慣は歐洲のそれと全く同一である。言語はスペイン語で宗教はカトリックであり、国民の一般気風はスペイン人に似て華美を好み情熱的なところがある。タンゴの唄と踊りがアルゼンティン人の性格をよく伝えている。

政治・経済 立憲共和制で上院、下院の二院制をとつている。現行憲法は一九四九年制定されたもので、大統領に広汎な権限と非常大権とを与えており、また十八才以上の男女が参政権を有している。

当国の経済政策の根本方針は、一九四六年以降、非資本主義、非社会主義の立場に立ち、この第三ポジションの基盤の上に経済独立、生活水準の向上を目標としている。憲法の規定によれば国家は国家経済に介入し、一般の利益のために特定の活動を独占することができることとなつている。

外国貿易は主として国営で、輸出統制や輸入許可制で民間貿易は制限を受けている。また最近の財政状態は健全であるといわれる。

当国は基本的には農牧国であるが、第二次大戦を契機として工業は目覚ましい発展途上になり、毛織物、綿織物等の繊維製品、電気器具、化学製品等はすでに自給の域に達している。

移住関係 戦後わが国のアルゼンチン向け移住は、少数の呼寄せ移住に限られ、ブラジル、パラグアイ等に見られる計画農業移住方式は実現されなかつたが、昭和三十一年三月同国有力地主ルイス・ガラシーノからアルゼンチン拓殖協同組合に対し日本人移住者を入植せしめるため、その所有する土地一万町歩（ミツシヨネス州ガルアペ所在）を売却したい旨申し出があつたのを契機として、同地方に入植せしめる日本人移住者四〇〇家族に対する入国許可を求める交渉を重ねて来た。これに対しア国側は農業開発のために優秀な日本移住者の受入れは歓迎するも一ヶ所にまとまつて日本人集居地を作ること好ましくないと意向を示していたが、三十二年二月左の条件の下に五ヶ年間に日本人移住者四〇〇家族の入国が許可された。

(一) 一年につき、且つ、一州につき八〇家族を超えないこと。

(二) 一集団を四〇家族以内とすること。

(三) 家族構成は、父母および二十才未満の子女三人以内とすること。

ア国政府が邦人の計画移住を許可したことは、ア国移民史上画期的な事実で、今後同方面における日本人の飛躍的移住発展が期待される。因に現在在ア日系人は約一万二千人と言われる。

第五節 パラグアイ

地 勢 位置は南米大陸のほぼ中央に位する内陸国で、ボリビア、ブラジル、アルゼン

チンの三国にかこまれている。面積は四〇万六千七百平方キロで、わが国よりもやや大きい。

地勢を見ると、東部は平原に富み、また森林におおわれた丘陵地帯もあつて変化があるが、

西部はチャコ地方と呼ばれ荒地の処が多く、従つて人口も少い。北西部のブラジル国に接する

アマンバイ山脈一帯は一般に高原であるが、平均高度は三百メートル内外で、テーラ・ロツシ

ヤの肥沃地帯となつている。

気 候 全国の年平均温度は摂氏二二・五度で比較的しつこい。日本と反対に一月が最

も暑く平均二七・五度、冬の最寒期の平均は一六・五度である。南米各国中でもパラグアイは

日本人にとつて好適の健康地と言える。

住 民 人口は一九五四年現在で約百五十三万人と推定されている。過去二回の戦争の結

果人口増加率は減少してしまい、今日でも男女比率において女が多い状態である。人口密度

は一平方キロにつき三・五人で、これを日本の一平方キロ二四四人にくらべると七〇分の一と

いう稀薄さ、従つてパラグアイ国政府は外国から優秀な移住者の来住を歓迎している。パラグ

アイを現在のブラジル国サンパウロ州程度の人口密度とするためには、ゆうに五百万人を入れることができると言われる。

住民は白人とグワラニイ系の人との混血が多く、全人口の九七パーセントを占めている。白人及び純粋のグワラニイ土人は僅か二パーセントに過ぎない。ブラジルその他の中南米諸国とくらべてパラグアイにはアフリカ系統の黒人の姿を見ないが、これはスペイン植民地時代に統治方針として黒人奴隷を入れなかつたためである。

風俗として変つてゐるのは、ポンチヨと称する外套もどきの物をまとつてゐることで、一般には毛布のような布に穴をあけただけのものが多いが、ガウチヨ（牧童）の中にはきれいに手織つた彩色模様の高価な毛織物を行事に着て出ることを自慢にする。風習としてマテ茶の廻しのみという茶の作法を親しい間柄で行つてゐる。

政治と軍人 議会は一院制であるが、政府が指名する国家会議があり、上院的役割を果している。立憲共和制で、任期五年の元首たる大統領により行政が行われているが、他の中南米各国と同じように時々クーデターにより政権の争奪が行われる。軍備は陸軍の兵五千五百、士官三五〇、海軍の兵と士官合して千九百人、空軍は三航空隊程度である。

経 済 パラグアイの主なる産業は農業および牧畜業で、棉花、牛肉、皮革、木材などを輸出し見返りに消費物資を輸入してこれで国家経済をまかなつてゐる。

貿易関係は米國、アルゼンチン、英國、西ドイツその他歐洲諸國と行なつてゐるが、嚴重な爲替統制下にある。農業國としてのパラグアイには見るべき工業は殆ど無く、最近工業を振興すべく機械設備と技術の導入を考へてゐるようであるから、この際日本から中小企業への進出はきわめてよい機会と言えよう。

教育・文化 言語はスペイン語が主で、土語のグワラニー語も使われている。宗教はカトリック。教育は小学校一五〇〇校（生徒數二〇万四千）、中学校、商業専門学校合せて二八校（五、三五〇名）、国立大学一校（學生一、七七八名）で、ほかに職業学校というのが二五校もある。

日本との関係 戦争により外交関係が切れてゐたが、一九五三年平和条約を批准、昨年末にはわが公使館がアスンシオン市に開設された。経済関係としては戦前貿易取引があつたが戦後まだ見るべきものがない。

日本人移住者 戦前コルメーナ移住地に百九家族の日本人移住者が入植し現在定着してゐるが、戦後は新移住地としてチャベスおよびフランが登場した。戦後パラグアイに移住した日本人は昭和二十八年一八名、二十九年二〇八名、三十年六四七名、三十一年一〇七四名、計一、九四七名である。

第六節　ボリビア

特異点　ボリビアは南米各国のうちで三つの特異点をもっている。その第一は内陸国であること。第二はインディオ（アメリカン・インディアン）が国民の重要な構成分子であること。第三は世界的に有名な高山国であることである。実際、この国の人口の四分の三以上は一万フィート前後の高台に住み、文化の中心部もこの地域に存在している。すなわち首府のラ・パスは一二、四〇〇フィート、国内最大の鉱山都市ポトンは一三、三四〇フィート、また、古都スクレイも八、五三二フィートという標高である。

以上の三点は当国の政治、経済、社会的事情を支配し、後述の日本移住者歓迎の雰囲気は、これらの事情を温床として発生しているとも考えられる。

地勢・気候　総面積四一、六〇〇平方マイルのうちアルティプラノ（二二、〇〇〇フィート以上の高台地）一六パーセント、ユンガス（高原地帯に接した深谷地帯）一四パーセント、リャノス（低地平原）七〇パーセントの割合である。

またアルティプラノは気候が常に冷涼で乾燥し、ユンガスは有名な地中海沿岸地方に類似した温帯な気候、そして日本人移住者の対象となる地域は年間平均温度約七七度で、温度の変

化は比較的少ない。また降雨量も一年を通じて多く、森林の密生した地帯である。

住民

人口は約四百万人と推定され、人種の比率はインディオが全体の五四%、メステイソス（インディオとスペインの混血）が三一%、スペイン系ヨーロッパ人が一五%という比率を占めている。

またインディオは高台地に多く、有名なインカの流れをくむ者で殆んど占められている。リヤノスの森林地帯にいる住民は未開のインディオ、開墾されている地域にいる住民は殆んどヨーロッパ人である。

旅人にとつて特に目立つ風習は、高台地のインディオの女子が特異な帽子をかぶることである。すなわち、ラ・パス周辺では黒のシルクハット型、コチャバンバ周辺では白の山高型の帽子をかぶっている。

未開のインディオを除いては、国民の大部分はカトリック教を信奉し、いずれの都市にも立派な教会が設けられている。

政治

大統領が政府の首長として行政権を掌握し、国会は各州代表の上院、国民代表の下院の兩院制が採用され、司法権は国会の指名する裁判官によつて構成される最高裁判所等によつて行使されている。

この国の政変としてはC.O.B.（労働総同盟）を基盤としたM・N・R（国民革命運動党）が最も有力であるが、このC.O.B.は自己の武力さえ持ち、政府以上の存在と目される程有力なものである。

国内は九つの州に分けられ、またこれらの州は八七県に区分されており、何れも官選知事によつて統治されている。

産 業 この国の輸出総額の九五パーセントが鉱物によつて占められるということを知れば、主要産業が何であるかは説明を待たないであろう。

鉱業のうち錫が最大で世界第二位を占めている。錫の大部分の輸出先が合衆国であるため、合衆国の態度の如何によつてボリビアの経済が左右される傾向がある。

錫に次いで重要な鉱物は鉛、銀、銅、アンチモン、ウルフラム、タンクステン、亜鉛等で、また最近サンタクルース周辺の石油が有名になり、ブラジルと共同の開発計画が進められ、日本もこれに着目しその調査を先頭行なつた。

農業はこの国の経済では従属的な役割を果しているに過ぎない。もつとも総人口の三分の二は農民であるが、極めて原始的な農耕法であるため総面積の僅か二パーセント以下が耕作されているにすぎない。

作物としてはカカオ、砂糖、とうもろこし、裸麦、じゃがいも、コーヒー、獣皮、ゴム等で

あるが、産額が僅かなので、小麦、砂糖、小麦粉、米、肉の輸入額は一、二〇〇、〇〇〇米ドルに近く、農産物の輸入額は総額の三分の一を占めている。

ボリビアへの移住 日本人移民の専人が最近同国で熱心に求められるのも、以上のことから農業生活の振興が必要なためで、戦後日本から集団で入植したものは、一九五五年七月三十日にサンファンに到着した一五家族八七名である。

サンファンの日本人植民地はサンタクルス市から約一二〇キロの距離にあり、国道の沿線に沿い、気候は大休雨期（夏）十一月―四月、乾期（冬）五月―十月とに分けられ、雨期の平均温度二十八度、乾期二十二度（室内平均）である。

土地は肥沃で、現在移住者は米作に従事しているが、その出来高は非常に良好である。その他果樹なども栽培している。

また、一九五四年沖繩軍政府の肝入りで沖繩からの移住者約一五〇家族がこの附近に入植している。

ボリビアには戦前ペルー方面などから転住して来た日本人が、首府ラ・パスを始めサンタクルスなどに数十家族いたが、戦後これらの人々を通じ非公式に日本人移民受入の申出があり、その後日ボ両国の間に折衝が行われ、三十一年八月二日今後五年間に一千家族、または六千人の移住者の受入を取り極めた。

この協定は日本にとつて最初の移住協定である上、医師、技術者、企業者などに移住の途が
開けた点に重要な意義がある。

この協定に基づく第一陣として本年五月に二五家族一五九名の送出行が行われた。

その他、注目すべき国としてはコロンビアがある。同国には約五百名の邦人が在任、ラ・パ
ルミラ農業日本人会などを足場に本格的な機械化農業経営に従事している。同国への移住は、
今のところ個人的なつながりによる指名呼寄せ移住者が渡航する程度であるが、有力な日系人の
方々の努力によつて本格的な移住が開始されることが期待されている。

コロンビアの東隣のヴェネズエラおよび中米のグアテマラは、昨年我國移住者を受入れた
ことの意向を表明し、外務、農林両省から調査団が派遣された。この調査結果をもとにして両
国への移住の可能性について目下慎重に検討中である。

中南米以外の地で最近話題にのぼつてゐるのはパキスタンである。岸首相が東南アジア諸国
歴訪の際、パキスタンで同国大統領より土地五千エーカー（約二千町歩）を日本農業移住者の
ために無償で提供したいとの申入れを受けた。パキスタンは日本の農法を導入し、農業改良を
望んでゐるので、この計画が実施に移される日も遠くはないとみられてゐる。

西独炭鉱労働者、クエント技術移住者の例も挙げなければならない。前者については日独間

に協定が結ばれている。それによると日本の鉱山労働者五百名が西独ルール炭鉱に就労、契約年限は三年、待遇、労働条件はすべてドイツ人労働者と同じである。すでに第一陣五十九名は本年一月に日本を出発、ルールに就労しているが現地での評判は上々といわれている。

クエート技術移住者は二年契約で、石油の因クエートのアマハット・アルカニム氏経営の工場に就労、特殊技術を生かすのである。自動車修理、旋盤工など多くの職種に技術者十五名がすでに働いている。

第二篇 實務篇

第一章 総論 移住者の募集より定着まで

募 集

移住者の受入国との間で、具体的に移住者を日本から送出する時期、輸送方法、受入条件等が定められると、海協連はこれらを要約して「移住者募集要項」とし、各地方海協、または各府県担当部課（以下一応地方海協と略す）に送付する。そして、各地方海協では、かねて啓蒙宣伝等の広報活動の際、調査して置いた移住希望者の相当ありそうな地方を重点的に選んで募集要項を送るとか、あるいは移住相談なりその他の機会なりに予備登録しておいた人々に照会するとか、地方新聞、府県の広報機関紙、ラジオ等々を通じて広く一般に呼びかける方法をとる。

出来れば各市町村役場や農協等の掲示板、部落の回覧板、農業改良普及員等に到るまで募集の概要を書いたチラシを配布するぐらいにまで徹底することが望ましい。また学校生徒等直接には応募資格のない層の人々を通じての間接的方法も案外効果のあるものである。

地方選考

募集に応じた人々に対しては直接的には地方海協が窓口となつて受け付け、移住申込書その他必要書類が提出されたら、記載事項を詳細に点検して不備な点を訂正させ、完全な

ものみを受付るようにせねばならない。姓名、居住地名のフリガナがなかつたり、生年月日の誤記や戸籍謄本と異つた名前の記載等があると後々までも影響し、旅券や査証書類作成の際、ローマ字綴りに直すことが出来ないで、電報が長距離電話で問合せたりしてお互に無駄な失費がかかるばかりでなく、万一間違つたままの書類で上陸の際発見されたら別人として入国不可能なことさえ起るのである。女の子供等不用意に謄本にない「子」の字を附加することなどないよう謄本と照合し厳重に調べてもらいたい(例えば謄本では「しず」という名前を「しず子」と書いては不可)

募集要項の締切日は厳守し、それに間に合う日取を見計らつて地方選考を行う必要がある。地方選考は地方海協が主体となつてこれを行い、募集要項の各条件に合致する家族、人物を公平に選考推せんせねばならない。安易な気持ちから有力者の個人的推せんとか、政治的考慮から、不適格の人物を推せんすることは、大きく言えば日本の移住政策の大本を誤ることはもちろん、移住者本人の将来にとつても決して益しないことは、多くの過去の事例によつて明らかである。特に身体的条件、眼疾等の診断が安易に取扱われると、これは移住あつせん所に入所後の身体検査の結果に当然現われてくるし、乗船出来ないことになつて再び郷里に帰らされたりすることになる。移住者本人にとつて如何に大きな損失になるかを考えたら、地方における第一段階で不適格者を防止し、治療出来る病気であれば全治した後に推せんするように

せねばならない。公募のものについては地方選考の結果を集約した統計資料を必ず所定の期日までに提出するよう努めてもらいたい。これは補助金等申請の際の資料にもなるのであるから、中央からその都度請求するまでもなく提出されねばならない。

中央選考 地方から推せんされた移住者は、海協連が主体となつて最終的選考を行うものである。この場合には、移住者送出の主管官庁たる外務省、並びに農林関係移住については農林省、その他の移住者については労働省や通産省等関係官庁と協議し決定することになつてゐる。コチアの如く引受者側の指定あるものについては、全国農協中央会等関係機関も加えられて選考会議が開かれる。中央の選考は主として書類選考である。その際の選考基準は直接募集要項に示されている条件はむろん第一に考慮されるが、その他、受入国の一般的社会環境に融和出来るかどうか、また、移住者自身の将来にとつて生活の安定が得られるか否かの分岐点となる稼働力が充分であるかどうか、家族構成に無理があつて、将来、家庭争議の原因になるようなことはないかどうか等、より広い視野から移住者個々の家族または人物について一々判断を下し、合格が決定される。合格が決定した者については、日本海外協会連合会会長名の合格通知書が地方海協を通じて送付され、また急ぐ場合は合格者名を電報、電話で通達することもある。

講習・訓練 合格決定者は直ちに渡航手続を開始するわけであるが、乗船予定日まで

時間の余裕ある場合、経費の許す限り、原則として公算の移住者は一定の場所に各家族の中心人物を集めて、海協連主催の下に講習・訓練を行う。

この講習訓練の目的は、渡航前に移住者に現地の諸事情を教え、渡航準備の参考に資せんとすることはもちろんであるが、更に大切なことは大部分の移住者は海外渡航が初めての人々であるから、外国に行く人としての心構えをまず作らせることが先決問題である。従つて農業移住の場合、日本農業と異つた管農方式や理論を教え、また実地に農業機械器具の使用法等を教授することは、これを通じて開拓者精神ともういへば独立自営の心構えを作らせるためのものである。雇用移住者であつても将来は独立自営を目標とするのであるから、同様な心構えを必要とするが、コチア単独青年者の場合は多少異つたものとなる。すなわち、被雇用者としての心構えという点を直接訓練の目標とし、講習の際、人物考査を兼ねて行い、適格者として判定された者にのみ合格決定を行い、講習期間中不適格と判定されたものは仮合格が取消される。

渡航手続 移住者は合格通知を受取つたら一応日本側として最終決定は下されたわけであるが、外国に渡航するためにはそれぞれ受入国側の要求する渡航上の手続が必要となる。書類の詳細は第二章以下で述べるが、合格通知を受取つた移住者は出来るだけ速やかに右旅券下付申請書を提出する必要がある（伯国呼寄移住者で入国許可を取るための必要書類である警察の証明をもらうために合格通知を第給されたときは多少取扱いが異なる）。このためにはあらか

じめ戸籍謄本、写真を用意して置き、合格通知書入手と同時に旅券の申請をすることが望ましい。また、指定された乗船が何かの都合で延期になつた場合でも、旅券は六ヶ月間の有効期間があるのであるから、渡航を断念し中止したものでない限り、この申請はぜひ提出する必要がある。それと同時に査証に必要な書類を提出せねばならない。これは各国領事館共出来るだけ前広に書類を提出することを求めているからで、諷訳や書替に必要な期日を見込めば、あつせん所入所の少くとも一週間前（乗船期日二週間前）には海協連またはその他の指定個所に必着するようにせねばならない。

査証に必要な書類が度々変更されたり、未成年者と成年者の限界が二十一才になつたり、二十二才になつたりして、如何にも権威のない指導方針のように思われるが、この点については次のような事情があるのである。日本側の手続書類は旅券法およびその附屬法規によつて明白に規定されているから、法規の変更がない限り手続書類の変更はないわけであるが、一方、査証関係は相手国により種々必要書類で異なることはもちろん、ある一定の国に於ても必要とする査証書類に度々変更があつたり、査証する領事の認定に委ねられている部分が多いので、領事に転任異動のあつた場合とか、同じ国の領事であつても、神戸と東京でその解釈が異なる場合がある。例えば、ブラジル行の移住者は五十才以上は認めないという法規があつても、ある領事は移働力の中心に数えられる人が五十才未満であればよいと言う解釈を下し、また他の領事は

たとえ同伴者であつても永住を目的とする移民入国者は総て五十才以下でなければならぬと解し、老令の父母の同伴を呼寄雇用移住者の同伴に対して査証しないと云う事実がある。

成年者の年令にしても、日本の場合のように民法の規定によるすつきりしたものはなく、外国では出生、成年等は宗教上の儀式と関連することが多く、そのため二十二才で成年と言う断定が下されることが起るわけである。

そうしたことは文書か何かで照会し、すつきりした線を出せばよいようであるが、中南米関係の入国手続はすつきり一線で割切れぬ所に、日本側としては却つて好都合の場合が多いので、多分に含みをもつてケイス・バイ・ケイスで処理している次第である。

渡航費の貸付 渡航費の貸付は、移住地までの海洋の船賃および内陸の船賃乃至汽車賃であつて、航空機の利用は極く例外的に認められるだけである。

日本海外協会連合会会長は外務大臣に申請して、移住者の支払うべき日本国の港から上陸港までの船賃、ボリビア、パラグアイなどの場合は内陸の船賃及び汽車賃を含めた金額を日本政府から借り受け、移住者に代つて直接船会社に別記の金額を支払う。従つて移住者は自ら船会社より直接乗船券を入手する必要はない。その代り各移住者は海協連会長との間に渡航費貸付契約書を取交す。この金はそれぞれ別記の条件に従い、渡航後一定年限内に海協連の現地支部またはその代行者、引受責任者等を通じて返金せねばならない。この返金された金は再び新規の移

住者のための貸付資金の予算的裏付となるべき性質のものであるから、規定の通り償還に努力せねばならないものである。地方海協は、この償還義務につき特に指導することが必要である。

輸送

乗船する船が決定したら、移住者は出航日の大体一週間程前に、神戸または横浜の移住あつせん所に入所して、外貨の交換、管農資金の預託、出国のための税関並びに出入国管理庁の検査や手続、健康診断などを行いつつ、余暇を利用して受入国の国語であるポルトガル語やスペイン語の講習を受けたり、国際教養や携行荷物についての注意を受けたり、毎日多忙な日を過ごす。中南米を中心に言えば、現在日本政府で取扱っている渡航費貸付の移住者の輸送機関として、東廻り（北米、パナマ運河を通り、南米大陸の西海岸を南下する航路）の船は大阪商船株式会社の南米航路の船を、また西廻り（香港、シンガポールを経て、アフリカ大陸の南端ケープタウンを廻り、南米大陸の西南海岸に達する航路）は香港に本社を持つオランダの船会社、ロイヤル・インターオシヤン・ラインズの南米航路の船を利用することになつている。これら両会社の南米航路に配船されている船は、いずれも客貨兼用の船で、純粹に移住者だけを輸送するために建造されたものではないから、設備その他で不十分な点がたくさんある。しかし、まだ日本ではイタリーのように移住者輸送のための専用船を配船出来るほど多数の移住者を送出するまでに至っていない現状であるから、当分は我慢するほかはない。大阪商船とロイヤルではそれぞれ表面的には一長一短はあるように見えるが、いずれも運賃、待遇等

両社協定しているから根本的な優劣はない。貨客船であるから往航には船舶に組立式寝台を設営して三等船室とし、復航では寝台を取らずして貨物艙船とし、南米からの輸入品である農産物や鉱産物を主とする貨物を日本その他途中の寄港地まで輸送している。船中において、移住者の世話と保護の任に当り、起り得るいろいろな生活上、手続上問題を処理するため海協連は移住者輸送助監督を同行させる。また、外務省は輸送監督官を任命しその保護に当る。従つて移住者側に待遇その他不満がある場合は乗船している監督を通じて交渉し、また船側の要望事項は監督を通じて乗船者に要請される。

上陸から定着まで 通過国の上陸港または長い航海を終つて移住目的國に到着し、上陸の際の一番問題となることは検疫と税関検査である。この兩者はいずれも受入國が独自の立場で、自主的に判断決定するもので、日本側のいろいろな証明か説明は先方としては一応の参考にするだけのものである。検疫の際一番問題となる眼疾にしても、白人系文明諸國では眼疾は最も非文明病と考えられるが、日本の農漁村あたりでは、極端に言えば、眼の少々悪い位は病氣と考へておらない状態である。

また日本の世界的水準以上に進歩した医学で伝染性のないものと判定され、たとえその証明書を所持していても、受入國の検査官がこれを認めなければ如何ともし難い。医学上の論争ではないから、最後決定は相手國の行政権に待つより外はない。税関に關しても同じことがい

れ、相手国の主権の発動で無税で通関させるか否かが、決定される次第である。

日本側の出国の際の税関検査は、輸出禁止になつてゐる重要美術品として指定されてゐるものとか、麻薬等を調べるのが目的である。一般の品物については為替管理法上無為替輸出（輸出の見返りとなる代金の支払を受けないで海外に品物を出すこと）の限度は、一般旅行者は旅行に直接必要な最少限度のものであるのが、移住者の場合は永住を目的とするから、多少携行品の種類数量が拡大されているというだけである。

次に受入国側の税関検査は前記日本側の税関検査とは全然別個の立場で、関係なく行われるので、日本で携行輸出が認められる品物でも、相手国で輸入禁止のものがある。

移住者としては現地の呼寄人とか既入植者からの連絡により、物価が高いとか、ある種の品物の入手困難とかの理由で、他人から携行を依頼されたり、自分で何年分かの数量を携行しようとする者がある。誰でも前述のような事情があれば、たくさんの品物を移住の際携行したいのは人情であるが、この点は余程考えなくてはならない。その受入国の関税は自国の国内産業の保護とか、関税収入を計るために設けられてゐるものであるから、この税金を逃れるためにいろいろの策を用いることは、自ら永住を目的に渡航しようとする受入国の国策に反する行為であつて、官憲の心証を害するばかりでなく、密輸等と言つて新聞などで書き立てられると移住政策に不利な影響を与えることを考えねばならない。海協連としては、各上陸港の駐在員等

と常に連絡して現地の状況を把握し、各地方海協に伝達しているが、渡航手続の際に後述する通り、相手国により、港により、人により、また同じ人でも時と場合とにより、いろいろ変化があるから、ある場合にどうであつたからといつて、他の場合そうではなくなることがあることを充分諒解し移住者を指導する必要がある。税関吏も大巾の認定権を持つているものであるから、不変の原則として通関状況を報告し得ない。

検疫通関が終れば、呼寄の場合は引受者が迎えに来て入植地に赴くし、計画移住の場合は海協連の現地職員かまたは他の引受機関の職員が出迎えるのが通例である。定着状況はそれぞれ引受国の自然的、又社会的条件によつて相異はあるが、何といつても一月も早くその国の社会に融和し、とけあつて行くことが第一である。人情、国情の異なる初めての土地で不安はあつても、初志をどこまでも貫くよう移住者を予め指導せねばならない。

第二章 移住執務者の実務

第一節 啓蒙 宣伝

1 対 象

移住に関する啓蒙宣伝の対象は、大凡次の種類が考えられる。

イ、移住希望者への正確な情報の提供

すでに移住を希望している人々に対し、移住地に関するあるいはその他移住に必要な諸情報を提供し、その移住希望を特定化し実現化させる。従つてこの場合の啓蒙方法は、第一に正確であること。次に具体的かつ詳細であることを要し、漠然とした説明や、美辭麗句またはウタイ文句は全く意味がない。そしてこの段階では、夢想的希望を強固な決意にまで高めるための訓示的啓蒙の必要がある。

ロ、潜在移住希望者の顕在化

日本には極めて多数の潜在移住希望者が存在するはずであるが（もしそうでなければ國家の政策として移住を奨励し、予算を使うことに疑問が生じてこよう）、これらの人々を顕在化させることは啓蒙宣伝の大きな要素である。これら潜在移住希望者に対しては先づ移住が可能であること、移住によつて新しいかつ向上的な生活が開けてくるということを認識させることが最も肝要である。この場合の宣伝方法としては若干の正確さを犠牲にしても、より刺激的であることが必要となつてこよう。

ハ、一般的世論の喚起

移住する可能性も意志もない人もまた移住のための重要な啓蒙宣伝の対象である。一人の移住者の後には十人の希望者を必要とし、十人の移住希望者の背後にはこれを支持し援助する百人の世論が必要である。その世論は、ある時は移住者を助け、またある時は移住に対する識者の関心をつのり、あるいは政治を動かす、かくて優れた移住者は輩出し、深く國民的基盤に根をおろした國家的事業として移住問題が推進されることが期待されるのである。この場合の宣伝としては、前項に準ずるが、人口問題、農村問題等、抽象的事項もまた宣伝の内容となりうる。

2 方 法

啓蒙宣伝の方法としては、いろいろあるであろうが次の諸点に注意されたい。

イ、あらゆる方法手段の動員

宣伝対象のところで述べたのでも明らかな通り、移住に直接または間接の関係であつても、またその効果の大小に拘らず、商業宣伝をも充分手本として、下品にならない限りあらゆる方法手段をくりかえしくりかえし動員することを常に心がけることが肝要である。

ロ、県または地区の実情による相違

すでに移住に充分の実績のある県と、殆んど実績のない県とはその宣伝の方法について相当の差がある筈であつて、同じ県の中でも都市と農村との相違はもとより、農村の中でも地区によつて移住に対する態度が異なるから、これに相応した宣伝方法が望ましい。すでに多くの移住者を送り出して、現地より通信の来ているような村で抽象的な移住論を演説することは全く無意味である。

ハ、末端へ

宣伝が単に空回りしたり、上すべりしたりすることのないように末端まで充分届くようにすることが是非必要である。たとえば講演会も村単位よりは部落単位で行つた方が効果的であるし、講演会よりは座談会の方がさらに成果が期待出来よう。

ニ、視覚による宣伝

人間においてしめる視覚の決定的重要性よりしても、また経験に徴しても、上の演説より一

の実録映画の方が効果が甚だ大きいようである。自分達が移住した後どうなるのかということ
を眼で確実に把握することは、文字通り「百聞は一見に如かず」の効果をおぼるものである。

ホ、現地のナマの報告

一人誰かが移住すると、その村、さらにはその近郷より引続き多数移住するのをみても明ら
かな通り、知人（知人の知人を含む）の現地よりの直接の通信は甚だ効果的であるから、この
方法の利用は是非望ましい。また、一時帰国した県出身の成功者等を利用することも大いに効
果がある。

ハ、中核をつくること

たとえ雄弁家の名論卓説といえども、一夜その講演を聞いてたちまち移住を決意するような
ことは少い。また末端への宣伝といつても限りある人員と経費でいつも末端へ充分浸透するこ
とは期待出来ない。この意味で大衆を啓蒙し、指導し、相談に応じられるような指導員、徳望
家等を把握し、これを充分啓蒙することが最も効果的である。一人の熱心な指導者をつかめ
ば、勞せずして十人百人の移住者を輩出することは充分期待できることである。

第二節 移住相談要領

海外移住に対する基本的観念

移住相談を行うに当つては、まず海外移住に対する基本的観念を把握し、その観念に立脚して個々のケースの処理に臨むことが何よりも必要である。

戦後の海外移住は、人口問題の解決という目的のほか、勤勉にして技術の優秀なる移住者を送ることによつて相手国の発展に寄与し、その声価をあげるに伴い世界各国への窓をひろげ、海外発展の基礎をさすくという大きな目的をもつてゐる。換言すれば自國の都合ばかりを考えず、相手国の友誼と国際社会の信義に信頼することであり、未開の資源を開発することにより移住者個人の利益に止まらず、人類社会の福祉に貢献する——という高度の理念をもつものである。

従つて、移住相談に際しては、この基本的観念に立脚し、

- (イ) 劣悪なる移住希望者の排除
 - (ロ) 優秀なる移住適格者の発見と応募指導
 - (ハ) 条件不足の者に対する指導援助
- 等を目標として進むべきであらう。

移住相談業務の内容

海外移住相談は次のような事項について取扱う必要がある。

- 1 移住に関する知識を普及すると共に移住の方法の周知徹底。
- 2 移住地事情の説明。
- 3 募集現況と募集予定の周知。
- 4 応募に関する指導。
- 5 家族構成に関する相談。
- 6 結婚問題に対する相談指導あつ旋。
- 7 その他家事相談にまでわたる事項。

これらの事項は広報宣伝に属する事項にわたるものが大部分であるが、移住相談業務は言わば広報宣伝の尖兵的役割を果すもので、一人一人を対象とした宣伝とも言える。

特にこの際留意しなければならないことは、移住相談に来る人の中には莫然とした気持で相談に見える人が相当あるので、先ずその莫然とした気持なり知識なりある程度整理し、まとめてやる様な心構えでのぞむことが肝要である。

移住相談所の窓口について

移住相談は、海外移住関係業務中でも重要な部門であるから窓口には老練にして、海外移住

業務全般に亘り、真に相談に応ずることのできる人材を配置することが必要である。(中南米現地を視察した者を配置すればなおよいが、視察者が不在場合は書籍・文献・写真等により現地事情を勉強させること。また県内に中南米現地を知っている有識経験者があれば囑託として活用することも一方法である。尤もこの場合でも特殊の経験だけしか持たぬ人であると見識が狭く、独断的指導をする場合が起るから注意が必要である。)

面接相談は、とかく時間のかかるもので、一人の相談者に対し少くとも三十分以上は要するから事務能率をあげる方法を予め考えておく必要があろう。既に各都道府県海外協会で大部分実施していることと思われるが、予め相談申込票などを印刷しておき、氏名、年令、職業、経歴、特技、健康、家族構成等必要事項を書きこませ、質疑応答を行えば、時間をずつと節約することができるであらう。

面接相談を受けた場合、その応答は慎重に且つ親切に行うべきであるが、相談者の申し述べた内容を確実に把握し検討した上次のような結論を出す必要がある。

- (一) 条件に合致し、応募資格ある者に対しては応募手続をとらせる。
- (二) 移住者として不適格なもの、条件が全くとのわぬ者に対しては移住不可能の旨を述べあきらめさせること。
- (三) 一部資格に欠けているが、これを補えば適格者の範疇に入る者に対しては、その方法を

教えること。

従来とかく移住相談窓口担当者の中には、来訪者に対し著しく迎合的なもの、あるいはこれと反対に機械的解釈主義をとるものなど両極端の傾向が見られたが、この両方のやり方とも間違っている。前者の場合は、来訪者に対しその資格条件などを深く検討もせず「行けます。行けます」とばかり軽はずみに発言し、来訪者に過大の期待をもたせ、あとで不適合者となつて幻滅感を与えたという例や、これと反対に後者の場合はいたずらに機械主義的に解釈し応募できる者まで無資格者として落していた事例があつた。

移住相談はすべからず緩急よろしきを得た上、人間を相手にする以上血の通つたものであることが要請される。右について最近の事例を一、二あげてみよう。

◇条件不足の者に対する指導の一例

甲県の移住相談の窓口に必要な家族構成の者が相談に来た。

「ある牧畜農場に勤務する二十五才の独身男子、両親ともに死亡し十八才と十四才の弟と共に農場に働いているが、ブラジルのコロノとして行きたい」

と、これに対して甲県の窓口は、

「十五才以上五十才未満の稼働力が三人以上ある世帯でないから認められない」と回答した。これと同じような例が乙県であつたが、乙県では

「一番上の兄は妻帯し大層家族に弟二人を加えて行きなさい」という指導を行い、応募選考の結果合格して渡航したという実例がある。窓口担当者判断如何により折角の移住可能者が浮ぶか沈むか紙一重の差を生ずるといふ一例である。

現地事情の説明について

従来現地事情を説明するに当つて、とかく良い面のみ誇張して話す傾向があり、相談来訪者をして現地を甘く見、過大なイメージと期待をもつ結果、現地に着いてから想像と食いちがい、落胆あるいは憤慨するなどの事例が屢々あつた。こうしたことの起らぬよう移住相談に當つては良い面のみでなく悪い面についても話し、現地の実情をよく把握させることが必要である。

单身青年に対する移住相談

移住相談の大半を占めるものは、どこどの県でも单身青年と思われるが、この单身青年の公募は現在比較的少いので満足を与えるような相談の解答を与え得ないことは残念である。

单身青年の中には、ただ一途に移住熱に浮かされている者や、唯漫然とブラジルやアルゼンチンの国々にあこがれて「行つてみたい」などと希望する者が多い。

青少年に対する移住相談は大人以上に慎重に且つ緩急よろしく相談に處する必要がある。最近来た移住相談のうち青年の実例を示してみよう。

(問) 高等学校在学中の十七才の少年ですが、中南米に行きたいと思ひます。現在募集中の処を教えてください。

(答) 中南米の新天地移住を志望する気持はよくわかりますが、学校を途中でやめることは感心しません。高等学校を出てから移住しなさい。それに現在募集中の単身青年はいずれも満十八才以上でコチアの方では満十八才以上の者でも在学中の者は避けるようにしております。

(問) 来年高校卒の十八才の少年ですが、農業経験なく特技等ありません。移住できるでしょうか。

(答) 中南米移住は農業が中心です。他に何か特技があれば別ですが、何もないとすると移住は困難ですから、今から農業あるいは他の特技を習得し移住の資格をつくることに努めなさい。

(問) もと自衛隊に勤務していた二十六才の単身青年、目下無職ですが、退職金もあり当座の生活には困りません。金のなくならないうち中南米移住を実現したいと思ひます。トラクタの運転技術もあります。

(答) 公募に応募する方法のほか、呼寄移住のスポンサーをさがし指名呼寄で行く方法があり

ます。

移住相談と結婚相談

最近、單身者の中には移住前に良い配偶者があれば結婚して渡航したいという要望をもつ人が多くなり、また地方農村の娘さんの中には海外に雄飛の気持をもつ青年の処に嫁したいという開拓者精神盛んな者もある。従つて、移住相談の窓口業務は単なる移住相談の分野から一歩進んで結婚のあつ旋の分野まで拡大する必要が起つてくると思われる。既に地方海協によつては結婚あつ旋を実施しているところ、あるいはあつ旋態勢確立準備中のところなどあるようであるが、近い将来これら各地方の活動の横の結びつきや、海外移住婦人連盟との連絡など海協連としても一歩進んで施策すべく考究中である。

「移住相談は人生相談なり」という言葉は右の結婚の場合に止まらず、相談をつき進めてゆけば、他人の家事相談の分野まで及ぶものである。移住条件上不可欠の家族構成の点に關しても養子縁組問題は最も大きなものであり、その他子供の教育問題、内地送金問題等多岐にわたつている。

移住相談と失業者問題

最近、失業者で海外移住を希望する者が多くなっているが、失業者を海外移住にふり向け転換させることは個々のもつ条件によつて異なるから、次の三つの失業者の場合を参考までに掲げてみよう。

◆Aの場合

(問)もと駐留軍の警備員ですが、失業して半年、失業手当だけで窮迫した生活をしていいます。海外移住したいと思いますが農業経験なく携行資金もありません。なんとか援助を受けて海外に渡航できませんか。

(答)海外移住者に対して政府から渡航費の貸付は受けられますが、それ以上の援助は現在のところ行われておりません。親類知人の援助を受けるといふ方法もあると思いますが、しかしあなたの場合農業経験なく、他に特技がないのですから移住は困難であり、しかも失業中で毎日の生活に追われているのですから今移住すると言つても無理です。あなたには海外移住の夢を一応捨てて職を探すことに専念し、当面の生活をまず確立することに努力すべきでしょう。生活に一応のメドをつけてから移住を考えるべきです。

◆Bの場合

(問)農家出身の二十八才の工員、妻と十八才の弟の三人暮しです。勤務工場の操業短縮で半失業状態におかれています。現在貯金約二十万円あり、移住の場合には実家からもある程度

援助してくれます。移住の方法を教えてください。

(答) 農業経験と工業経験があり、稼働力と携行資金等の状況から見ても、あなたの場合移住は可能です。直ちに帰農して農業従事証明書を発行してもらえらる時期まで待ち、証明が出たら雇用移住者として応募したらよいと思います。

◆Cの場合

(問) 駐留車モータープール勤務中の自動車修理更生の工員ですが、ここ半年か一年位先に整理解雇があると予想されるので、それに備え同じ仲間と共に南米へ移住したいと思っています。

(答) 自動車修理更生の高度の技術を持つておれば中南米でその技術を生かすことができます。ブラジルでは日系人の自動車修理工場が方々にありますから、そこに指名呼寄の方法で移住したらよいと思います。その方法については直接相談に来られた時くわしく打合せいたします。

失業者の移住者への転換問題については、個々のケースによつて可、不可が生じてくるわけですが、本問題については職業あつ旋機関などと予め協議を行い、方針を定めておくことも必要であらう。

書面問合せについて

海協連は手紙やハガキによる移住相談に対しては従来一々回答を手で書いたが、最近相談関係書類の転換に伴い事務能率発揮のため、予め移住個別解説書、移住のしおり、現在の募集状況一覧表等の印刷物を前以て作成しておき、問合せの分類に従いその該当印刷物を封入送付するという方法をとっている。印刷物では事足りない場合は、個々のケースにより回答を書くわけであるが、解説書を多種類つくっておけば、個々の回答の手数も余程はふけるわけで、この点解説書を予め作成しておくことは移住相談の能率を發揮する上に役立つであろう。海協連としても今後この種解説書のヒナ型あるいは印刷物を地方海協に流すよう取り計りたいと思っている。

なお、地方海協宛に來た個々の問合せ中、判断に迷うような分については海協連に廻付されれば、速かに回答する所存である。

移住相談窓口の設置

移住相談は、一般の海外移住に対する関心を高め、且つ相談者の便宜をはかるため、できるだけ多くの常設窓口を設置することが望ましいが、博覧会、展示会等多数人の集る場所に臨時的に出張して相談に応ずることも効果のあることである。できれば市町村役場にそれぞれ専門の担当者配置することが理想的である。このためには移住問題担当者の養成のため講習会や

研究会などを都道府県において実施する必要があり、またこれら担当者に対して移住問題の情報を不断に通報することが必要である。

なお、移住講演会開催や巡廻宣伝派遣の場合、必ず移住相談を実施するよう心掛けて、宣伝の効果を直ちにその場で補促できるよう努めねばならない。

第三節 募 集

一、基 本

「募集」というても充分に広報宣伝が行き渡つていけば、単にその場合の募集条件等を示しさえすればよいわけであつて、「募集」は啓蒙宣伝の最終段階ともいえるし、「具体的広報宣伝」そのものともいうこともできよう。従つて移住者募集が必要になつたとき、改めて募集に力を尽くさねばならないようでは、もはやその募集は半ば以上不成功といふべきであつて、不順の啓蒙宣伝こそ最も必要である。

二、募集要項の扱い

(4)、募集の一番大事なことは、末端にまで行き届くことであつて、このことについて

は前項「啓蒙宣伝」に述べたが、要項の抜萃は部落単位まで洩れなく配布されることが是非望ましい。

(四) 次に重要なことは迅速ということである。すなわち移住という如き一生の運命を左右する重大事は、希望者が募集を知つて応募するまでには相当の時を要する。家長の決心するにも多くの時間がかかろうし、家族の意志、さては親類などの意見をとりまとめるにもまた目数を要しよう。従つて移住者が募集を知つてから募集締切までにはなるべく多くの余裕が必要であつて、地方海協は最も速やかにその募集要項を末端に配布する要がある。このことは根本的には海協連が募集を更に早めれば良いわけであつて、当会としても今後大いにそのための努力をするつもりであるが、受人の不備その他の止むを得ない事情もあつて早急に飛躍的な改善は期待できないので、この点について地方海協の担当職員の御尽力を願いたい。

三、情報 の 正 確

次は募集に關しての説明内容は充分に正確であらねばならないことである。このことは多くの移住者が屢々苦情を申立てるところであつて、市町村で聞いたこと、県で聞いたことが實際とあまりに異なり過ぎることが度々見受けられるようである。これは受人機関および海協連の責任の場合も少くないであろうが、第一線担当係員が平常から充分に研究を怠らないようにし

てほしい。移住者にとつて国内で聞いて来たことと、外国で現実になつてゐることが相違することとは、たとえ些少のことでも不安と失望、ときには憤怒の原因ともなるのである。

四、勧誘と特定地区募集

募集に當つては単に応募者を待つてゐるだけでなく、必要に応じ既に備えてある希望者リストの中よりその地区・条件に最も適合する家族に対し応募を勧誘することもまた留意されねばならないし、また県下全般から漫然と募集するものではなく、特定条件をみたす地区を選んで重点的に募集することもまた必要と思われる。

第四節 選考基準

一、移住者の選考に際しての基準は次の六つに大別される。

- ① 労力的要素
- ② 職業的要素
- ③ 健康的要素
- ④ 経済的要素

⑤ 精神的要素

⑥ 教養並びに道徳的要素

二、以上の六要素の中①の労力の要素および④の経済的要素については移住の形態乃至移住先により資格要件が異なるので、これについては後述することとして、先ず移住者選考上共通の基準とされるその他の四点について説明しよう。

職業的要素について

現在のところ中南米への移住はその大半が農業に従事するのであるから、選考にあつては、何といつても純農家族であることが要求される。純農家族とは原則として農業を以て専業とする家族で現に農業に従事している家族を指すが、現在、農業者でなくとも経歴に徴して常職的に農業者といふものは考慮される。特に農業外の経歴が肉体労働者である場合は有利である。なお家族の中に次の者がふくまれることは望ましい。すなわち農業高校または伝習農場等において農業技術を修得して二ヶ年以上実地に農業に従事した経験のある者。

職業的要素については以上の如く農業者であることが要求されるが、例えばコーヒー園に雇用されるいわゆるコーヒーコロノ等の雇用移住者については、その作業の特殊性に鑑み農業経験はもちろん移動力の豊富であること、労働意欲旺盛であることが要求される。

農業以外の職種の移住者の選考基準については、それぞれ受入国側の一般的入国許可基準による外、募集要項記載の職種経験、技術技能の程度などは指定された基準による。選考に当たってはこれら農業以外の職種を管轄する府県の担当部課または職業安定機関と協議し、それらの技能につき判定能力ある有識者に委託し選考に参与してもらい決定することが望ましい。

健康的要素について

選考上重大な要素となり得るものでこの要素に欠陥ある場合は入国を拒否される。そこで選考にあたっては次の各項目について留意することが必要である。

- 1 全家族特に家長夫婦が頑健で僻地の農業労働にたえ得ること。
- 2 募集要項の資格条件欄に明示してある病気のものとは絶対に認められない。特に結核、精神病、麻薬嗜好症、アルコール中毒等再発の恐れあるものは既往症でもよくない。なお、不具瘰癧疾については小児マヒによるもの、手足、指の切断してあるもの、並びに先天性または後天性畸形等につき調べること。(ブラジル以外の国では労働に耐えられる程度なら認められる場合もある。)なお、家長夫妻以外の家族中に軽度の不具者(跛行または手指欠損、嚙者等)がある場合は詳細な診断書または患部の写真を添付し海協連と協議の上決定すること。
- 3 右の外義眼も絶対不可である。(ブラジル以外の国では労働にたえられる程度ならば認

められる場合もある。

4 渡航予定時に妊娠五カ月以上または出産後まもない産婦はさけること。

5 トラホーム患者について

トラホーム患者については、左記イ、ロ、ハの標準の中いづれかに該当するものは移住あつせん所の最終検査までには完全に治療の見込あるものに限り採用し、一、二週間にて治療の見込み立たざる者は不採用とし全治の上再応募するよう指導すること。特にアルゼンチン移住者またはブエノスアイレス上陸通過の移住者はア国の嚴重な基準によりトラホーム（瘢痕を含む）絶対上陸出来ない。

イ、穹窿部結膜に軽度の発赤、肥厚ありては血管を透視し得ざるも顆粒が目立たざるもの。

ロ、穹窿部結膜の外、眼瞼結膜の内外眼角部または半月状皺襞に「トラホーム」性病変が限局し、

その病変の程度軽くして顆粒が目立たざるもの。

ハ、視診上罹患者の眼相を呈するが如き後胎症を有せざること。

6 障害申移住者として採用して差支えないもの。

イ、視器 片目盲なるも片目健全なるもの。

ロ、聴器 片耳聾なるも片耳健全なるもの。

7 法定伝染病患者は全治後少くとも三ヶ月以上経てから応募すること。特に患者の発生し

た家族は保衛者でないことを立証する必要がある。また、法定以外の伝染病患者（麻疹、百日咳）は三週間以上経過したものでなければならぬ。

精神的要素について

移住者が現地において成功するか否かはいつに精神的要素の強弱いかんにある。

遠く祖國を離れ、原始林または不慣れな環境ととり組み、所期の目的を達するまでは幾多の試練に遭遇することは必至であるので、面接においては次の点につき特に注意を必要とする。

- ① 永住の覚悟を有するや否や。
- ② 思想健全にして、同化性に富むか、否か。
- ③ 開拓精神旺盛であるか、特に家長の妻が開拓者乃至移住者の妻として適格であるか否か。
- ④ 移住を決心した動機と目的が正しいかどうか。
- ⑤ 極右極左の思想の信奉者でないか、どうか。
- ⑥ 共同精神に富むかどうか。

教養並びに道徳的要素について

移住者は合格すれば國際人としての教養を身につけなければならない。これは移住先國にお

いて日本人移住者としてその範を重れ、また、後に続く移住者のためトビウをとささないようにするためにその教養並びに道徳的要素が重視されるのは当然である。

そして、特に次の点は最も考慮されなければならない。

① 犯罪者でないこと。これは無犯罪証明書は合格通知書によつて交付される関係上、選考時に犯罪の有無を確認することは困難であるが、従来しばしば合格決定して財産整理を行い、乗船間際に犯罪事実が判明して合格を取消された例もあるので、選考の際に本人より誓約書をとる様にすること。なお極めて軽度の犯罪については、予め海協連とその措置について打合せを行うこと。

② 破産駈罪、醜業婦、賭博の常習者でないこと。

③ 適当な教育を受け文盲者でないこと。

④ 入植地の諸規則を尊重し課せられた義務を履行する者であること。

⑤ 渡航費の借入金に対し返済の義務を果す意志を有すること。

三、労力的要素並びに経済的要素は移住の形態乃至移住先によつて異なる。これについて次に説明しよう。

労力的要素について

1 原則的基準

移住者は原則として三人家族（ポリビア移住者を除く）を基準とし大家族程歓迎される（但しドミニカの場合は家屋の大きさに制約されるから八名まで）。特に計画移住者の如く原始林の開発に当るものにとつては、苛酷な肉体的労働に堪えうる強健な体力と充分な自家労働力を有することが必須条件である。ただ、大家族といえども家族構成員中に稼働力の負担になる老人、幼児、幼少年等が多く入る場合は、かえつて仕事を阻害する結果ともなるので望ましくない。

2 各移住先と家族構成

イ ブラジル行移住者

- (a) 満五〇才未満の夫婦を基幹とし、同夫婦を含めて満十五才以上五〇才未満の働き手三人以上を有すること。
- (b) 満五〇才を若干（数ヶ月または一年内外）超過しても差つかえない。殊に本人が強健であり、その他にも労働力豊富な家族は選考にあつて考慮される。
- (c) 満十五才に出願のとき達していないが、上陸の時には達する筈のときは一応資格がある。

(d) 複合家族はいけない。但し親子関係で親が五〇才以上の場合さしつかえない（この場合子供が家長となること）

(e) 家族は三親等以内で構成する。三親等以内の者で同一戸籍にない者は、それを証明する書類（町村長の証明書）を提出すること。

(f) 三親等以内でも家長夫婦の兄、姉、叔父、叔母等の同伴は原則として不可。

(g) 親子関係以外の親族を同伴するときは、家族との親密度、本人の決意程度、本人の両親の承諾等も留意し詳細な説明書を書類に附加すること。

(h) 三親等以内の未成年者を同伴する場合は両親の同意書を添付のこと。

(i) コチア産業組合扱の単独青年移住者については身長一米五五以上、体重50kg、胸囲77.5cm以上の満十八才以上二十五才未満の義務教育をおえた明朗且つ常識円満なる青年であること。なお極度の色盲者は採用を控えること。

ロ バラグアイ国移住者

構成要件は原則的には前記ブラシル移住者と同様であるが、異なるところは六〇才未満十二才以上の稼働力三人以上ある家族、複合家族は入国手続上制限されないが、現地到着後同伴者との間に問題が起り易いからなるべく避けること。

ハ ポリビア移住者

世帯構成はブラジル移住者に準ずるも稼働力は二人以上あればよい。複合家族についてはパラグアイの場合と同様である。

ニ ドミニカ移住者

ブラジル行移住者に準ずる稼働力はブラジルの原始林開拓移住者とは程度が少し異なるので、稼働力二人でも十二分に労働に耐えられると認められた場合は選考に際し考慮する。ド国政府としては自然家族以外の同伴は好ましくない意向を表しているので渡航に際し稼働力を補てんする為の同伴者をつけるのは感心しない。

なお、自然家族でも受入側の家屋の構造上、一家族八名までとする

経済的要素について

戦後における中南米移住者は、戦前に比してはるかに多額の経費がかかるので、いわゆる裸移住者の送出は殆んど不可能な現状にあり、十分なる資金を用意できないものは選考上不利になる。渡航費については一応政府貸付けの形をとっているが、支度金、営農資金に關しては自ら調達しなければならぬ。

すなわち開拓移住者の場合だと、入植後直ちに独立農となつて自己の危険負担によつて営農に当るものであるから、呼寄乃至コロノ移住者の場合より多額の営農資金の携行が必須条件と

なつてくる。この携行資金については夫々次の如く定められている。

1 伯国連邦直轄植民地へ入植する移住者は生活保証金として一家族一八 Konto 以上（一 Konto 約五〇〇〇円）雇用移住者の場合は一〇五万円

2 莒国開拓移住者は一家族二十万円以上と、その外土地購入費として、分割払の場合はその一回分の七万二千円、一括払の場合一三万三千円を入所前に移住振興株式会社に払込む。

3 ドミニカ移住者の場合一家族一五万円

4 ポリビア移住者の場合一家族一八万円

四、選考に対する諸注意

中央選考に於ては書面にもとずいたものだけを選考するので、次の項目について特に地方海協にて留意願いたい。

1 事実を隠蔽し、適格者として推薦した場合および虚偽の証明を与えた市町村長、または医師に關しては、あくまで安易な同情による情実を排し、良心的に責任をとつてもらふこと。

健康証明書に記載された事項で素人眼にも内科的疾患のあると思われるものとか、身体上の欠かんで外見上何人でも判別出来るものについて証明に明記しない場合は他の責任ある医師に再診断を求め完全な書類として提出すること。

健康証明書の外国文による証明は単なる証明書の訳でなく、その外国文証明に署名した医師

が自ら診断した結果を証明することになっていたので、万一外国文証明の裏付になる邦文証明の記載に虚偽の記載があつた場合、外国文医師の証明の信びよう性が失われ、全移住者に対し指定医の再検査が行われることとなり、今後の移住事務遂行上多大の困難が生じるから、この点くれぐれも注意することが必要である。

2 虚偽の申告や証明を知らながら、情実を以て適格者として、推薦しないこと。あくまで厳重なる審査を行うこと。

3 中央選考においては地方海協の提出書類にもとずき厳選はするも、書面選考になるので特に県当局において責任ある書類の提出を望んでいる。

かくして最後に農業移住者名簿に登録されたすべての適格者については、事情の許すかぎり農業講習会（七日―十四日）を実施し、さらに人物、思想、移住意欲、農業経験、態度、団体活動等につき観察し、海協連担当者や関係官庁の立会の下に面接テストを行い、不適格と判定した場合には、当該移住者の登録を取消す場合もありうる。

かようにして海協連としては基準にもとづいて厳選し、適格者のみを送出するのである。

第五節 推せん書類

一、公募移住者の場合

海協連が各地方海協に流した募集要項にもとずいて移住を希望する者がある場合には、第四節において述べた選考基準にもとずいて厳重選考の未適格と認められたものについては左の書類を作成の上、その順序に同じ、定められた期日までに海協連に提出しなければならない。

提出する書類は（除くコチア産業組合単独雇用青年移住者）

- 1 移住申込書 一通
- 2 戸籍謄本 一通
- 3 家族調書 一通
- 4 健康診断書 一通
- 5 渡航者調書（ドミニカ国の場合ドミニカ国移住者査証関係調書）単独旅券の必要な者全員各 一通
- 6 農業従事証明書 各一通（二〇才以上の男子につき）
- 7 犯罪のないことを示す誓約書 一通（一八才以上について）
- 8 写真 一葉（全家族で写したもので可）
- 9 選考概況書 一通（二地区につき）

二、指名呼寄せ移住者について

現地在外公館に渡航費貸付申請が提出された指名呼寄せ移住者について外務省は審査の上渡航費貸付方を海協連に指示する。

海協連は右指示にしたがい当該移住者の推薦書類の送付方を該当する地方海協宛に依頼する。この依頼を受けた地方協会は選考の上、適格者と認められるものについて海協連に推薦書類を送付する。

推薦書類は公募の場合と同様であるが、選考概況書は不要である。

三、推せん書類の様式および作成上の注意事項

1 移住申込書（様式A—1—）コチア産業組合の場合は別様式）一通
作成上の注意事項

- イ、審査の的確を期するため、本人の履歴上の概要等はなるべく詳細に記入すること。
- ロ、現住所・氏名には必ずフリガナをつけること。
- ハ、生年月日は西歴とする。年令は書類の提出日における満年令とする。なお姓名および生年月日に誤りが多いので戸籍謄本により必ず確認し、女子の場合勝手に「〇〇子」等とせ

ぬこと。

二、家族員の特技はなるべく具体的に記入すること。

ホ、家族員の続柄が複雑で添付の戸籍謄本によつても理解しがたいものは必ず血族図を付すること。

ヘ、世帯主、単身者等で「世帯の状況」のランに記入のないため学歴、特技等不明な場合があるからこのようなくとのないようにすること。

ト、その他移住申込書下ランの注意事項参照のこと。

2 戸籍謄本 一通

別戸籍のものを移住のため、同一構成家族中に含む場合には別に各一通必要である。また続柄が提出する戸籍謄本だけではつきりしない場合は、その続柄を明らかにする戸籍謄本を添付すること。

3 家族調書（様式A-12）

作成上の注意事項

イ、家族の氏名およびその両親の氏名、本籍地、現住所には必ずフリガナをつけること。

ロ、右家族調書中生年月日は西暦で記入することになっているから、戸籍謄本と照合し確認すること。氏名についても同様。

4 健康診断書（様式A-13）

作成上の注意事項

- イ、かならず海協連所定の形式によること、家族全員の併記してあるもので差支えない。
- ロ、眼科の診断については嘱託医のすでに決定している府県では、検診を右嘱託医において行うこと。
- ハ、医師の診断は良心的であるべきであり、素人が兎角の批判は出来ないが、従来往々医師以外の者にも一見して診断出来る外面的身体上の欠かんについて記載洩れがあり、あつせん所入所後発見され本人は勿論関係者に多大の迷惑を及ぼし渡航中止となつた例があるから、地方海協における面接の際に、不具、指の欠除等に留意し、その事実がある場合には健康診断に記載洩れがないか確認し、記載洩れは医師の再診を求め明記したものを提出すること。
- ニ、診断書の記載事項で、健康上または身体上移住者としての適格性について問題があると考えられる場合には、右推せん書類の送付書に必ずその問題点についても明記し注意を喚起して置くこと。
- ホ、ブラジル移住者で視力〇・五以下の者は眼鏡を使用したときの矯正視力の記入を付すことが必要である。

5 渡航者調査（様式A-4）作成上の注意事項

各調査用紙の末尾に記載してある注意事項を参照し、全項目にわたり記入し該当しない事項については「ナシ」と記入すること。

6 農業従事証明書（様式A-6）作成上の注意事項

イ、家族中二十才以上の男子について各一通宛必要、単身者の場合には二十才以下であつても提出のこと。

ロ、推せん書類として提出する場合の農業従事証明書は家族の併記あるもので可、査証用書類として提出する場合には一通づつ単独に記入するので、併記したものは認められないから各人毎に作成のこと。

ハ、必ず市町村長の証明であること。

ニ、技術者として渡航手続を行うものは、右農業従事証明書のかわりに該当する技術証明書を提出しなければならない。右技術証明書は会社の社長の証明または学校長の卒業証明書を市町村長が裏付けしたものでなければならない。

ホ、農業従事証明書は指定の様式でさしつかえないが、推せん書類における農業従事証明書は経歴年数、農業技術、経歴の度合いを判断する資料として提出するものであるから、指定の様式によらなくても右判断を下す場合に必要かつ充分と考えられるものであれば差支

えない。

7 犯罪のないことを示す誓約書（様式A-7）一通

別添様式にしたがい十八才以上の男女について（併記可）提出すること。

8 写真 一葉

各人につき一葉または家族全員撮影のもの一葉（家族全員をキヤビネ判に写したもので差支えない）

9 選考調書（様式A-8）一通

指名呼寄せ住者の場合も提出することが必要であるが、特に選考委員会を開く必要はなく担当職員の判断により記入されたい。

10 親権者の同意書（様式A-9）一通

家族中に同一戸籍の未成年者を含む場合、および單身者で未成年者の場合には、別添様式の親権者の同意書が必要とする。右同意書には必ず市町村長印をとること。

11 選考概況書 一地区につき一通（様式A-10）

指名呼寄せ住者の場合には提出する必要はない。

右推せん書類は地方海協において別に一組を保管する場合には計三組、市町村においてさらに一組を保存する場合には計三組を作成し一組を海協に送付すること。

(様式 A-12)

家族調査

家長氏名

フリガナ
本籍地

フリガナ
現住所

氏名	続柄	生年月日(西歴)	年令	学歴	宗教	両親の氏名	特殊技能

日本における最近親者の住所・氏名
記載上の注意事項

- イ 氏名及び地名には必ずフリガナをつけること。
- ロ 生年月日は西歴とし横書とする。
- ハ 「両親の氏名」記入欄については妻その他家長の実子でないものはその両親を記入すること。尚死亡の場合は必ず「某」と記入のこと。
- ニ 西歴の生年月日については誤が多いので各海外協会において検閲の上提出のこと。

健康診断書

(要項記載の注意が取扱いの上診断して下さい)

家長氏名		現住所												所見			
氏名	別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	(一級)	
	生年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月		日
年齢	令(歳)	才	日	才	日	才	日	才	日	才	日	才	日	才	日	才	日
身長	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
体重	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
胸囲	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
消化器疾患																	
循環器疾患																	
呼吸器疾患																	
X線所見																	
精神神経疾患																	
不規則疾患																	
眼																	
眼科																	
眼																	
視力	右																(眼科)
ト	左																
角膜	病																
角膜	全治見込日数																
視	性																
網	性																
膜	全治見込日数																
その他疾患																	
科	その他疾患																
百	目義眼(左右)																

上記の通り診断する

昭和 年 月 日 (医師住所氏名)
昭和 年 月 日 (眼科医師住所氏名)

⑤ ⑥

健康診断上の注意

1. 全家族特に家長夫婦が身体強健で、熱帯又は亜熱帯地の熱帯労働に堪え得る体力を持つていること。
2. 下記の病気のものは移民として不適格である。なお結核、精神病、麻痺嗜好症、アルニール中毒等既往症でも再発の恐れあるものは不可である。

伝染病、結核性疾患、トラコマー、急性結膜炎、象皮病、癌、感染病にみる性病、精神病、アルニール中毒症、麻痺嗜好症、癩、盲嚙症、不具嚙症（小児麻痺によるもの）、手足及び指の切断したもの、並びは売天性又は先天性畸形等）その他労働に支障ありと認められる身体障害者。

3. トラコマーはブラシム、アルゼンチンその他の國に入國の際、尿も膿血に検査されますから眼科の診断は必ず専門医によることとし、結膜炎、その他トラコマーと検査され易い眼病のある場合は特に膿血に検査すること。義眼も入國を許可されません。なお下記標準の何れかに該当するもので移住準備所における検査場に治療の見込が確実であると認められた者は移住者として差支えないから、その旨を特に附記すること。但しその中①及び③に該当するものは2週間以内の治療に依り全治の見込ないものは移住者として不適格である。

① 眼粒の発生が内外眼角部線結膜に限局するもの。

② 乳頭の増殖が線結膜外内眼角部に限局するもの。

③ 眼粒の発生が半月癬膜に限局するもの。

④ 眼粒の発生が円蓋結膜に限局するもの。

⑤ 結膜に於ける病変が軽度で分型の稀いもの。

⑥ トラコマー類似の症状があつてトラコマーと断定し難いもの。

⑦ 結膜にトラコマーを経過した痕のある眼病があつて炎症を伴うもの。

⑧ 慢性及び急性結膜炎。

4. 渡航予定時に妊娠3か月以上又は出産後6週間ない妊娠中は渡航を延期せしめること。

診断書記入上の注意

① 病診の記入異常を認めないときは該当欄に/印を附し、もし異常があつたときには記号（實用数字）を附し所見欄へ詳細に記入して下さい。

② トラコマーを検出し且つ③の①乃至⑤の何れかに該当するときはその該当する番号を記入のこと。（例えば

②に該当又は③該当の如し）

なお何れにも該当しないが罹患しているときは病票の要領により所見欄に記入すること。

渡 航 者 調 査 書

氏名	生年月日 (西暦)		年	月	日
ローマ字サイン (必ず本人が書くこと)					
現住					
本籍地					
出生地	都 道 府 県				
既婚・未婚の別	未婚	既婚	離婚	再婚	その他
両親の氏名	父				
	母				
最終学歴	小学	高小卒	新中学 旧中学 新高校	卒	旧制専門 旧制大学 新制大学
職業 (勤労先を所在地)					
身長・体重	身長	メートル	体重	キ	ロ
健康状態の 特徴	有り 無し				
日本における 住所氏名 (二名をあげること)	住所	氏名			
	住所	氏名			
宗 教					
渡券に併記 される子供の 名					

(注) ローマ字サインはヘボン式で本人自署(渡券の署名と一致させるため他人の代筆は絶対不可)
本調査は15才以上の者は必ず提出のこと(15才以下でも単独で渡券を申請する者は必要)実父実母の渡券
は併記されるものは不用(但し養子氏名はそれぞれ実父母の欄にその氏名を記入すること)
氏名は必ず戸籍簿本記載の通り記入のこと。
(子)等渡手に付けぬこと。各欄に必ず記入し空白を残さぬこと、該当事項なき場合〔ナシ〕と記入す。

ドミニカ移住者査証関係調書

府都 県道

(各該事項を○で囲む)

氏名 (ふりがな)		
ローマ字 (ヘボン式)		
木 人 署 名	()	()
出生地及び生年月日	国 (外国生れの場合)	都道府県 西歴 年 月 日
配偶者の有無及びその国籍、氏名、宗教	未婚、既婚、離婚、寡婦、やもめ	夫 (ふりがな) 氏名 国籍 宗教
最終学歴	小卒、高小卒	新制中 旧制専門 新制高 卒、中退、在学
身長、体重	メートル	キロ
本人の宗教反政治的信条	教	
渡航直前の最終職業	主務	
長 役 (関係業)	(雇っていた場合はその工場商店会社官庁名と所在地)	
ドミニカ国居住の知人	有ればその住所、氏名	
他の外国に居住した者は	その 国 名 (朝鮮 台湾 樺太 南洋庁 管下は外国とみなす)	
旅券申請に併記した子の氏名 (ふりがな)	氏名	続柄
犯 罪 の 有 無 (府県に於て取調へ記入)	氏名	続柄

(注) ○氏名は戸籍謄本記載の通り記入のこと。出生地は実際に生れた国又は府県名。
 ○ローマ字署名は二通り必ず本人記入のこと。他人の代筆は絶対に不可。旅券、某某申請書等署名が一致しないときは渡航後も色々面倒が起きるから特に注意のこと。
 ○身長体重も旅券申請に記載したと同一のもの記入のこと。
 ○ドミニカ国知人は先施渡航者等知人があればその人の氏名居住地を記入のこと。
 ○職業は農業漁業等自営者はその旨記入。家族が各々異なる職業の場合はそれぞれその本人の職業を記入のこと。
 ○本調書は満十五才以上の者は必ず提出のこと。(十五才以下でも単独旅券申請のものは必要、旅券併記者は不用)

(様式A-16)

農業従事証明書

フリガナ
現住所

フリガナ
家長名

氏 (フリガナ)	名	既婚・独身・ 又はやもめの別	生 年 月 日	満 年 令	農 業 経 験 年 数	備 考

右のもの農業者であることを証明する

年 月 日

フリガナ
市町村長名

財団法人 日本海外協会連合会会長 殿

(様式A-7)

誓約書

今般私こと

国

地区へ移住を志望いたしました但犯罪

を犯したことがないことを誓約いたします

家長氏名

家族氏名

年 月 日

財団法人 日本海外協会連合会会長 殿

選考調書

項目	氏名	(世帯主)	(配偶者)	(稼働者)	(稼働者)	整理番号
移住意欲の程度						
職業種類						
健康状態						
経営能力						
稼働力						
人物性	概評					
	① 協調性					
	② 勤勉性					
	③ 持久性					
	④ 常識					
⑤ その他						
嗜好						
趣味						
その他						
財産の種類・目録し及び銀行預金並びに主たる銀行口座関係						
概評(選考委員会)						

記載上の注意

移住申込書、健康診断書等と照合の上、本人より詳細に随時聴取判定し、なるべく具体的に記載すること。
 移住意欲の程度……………単に旺盛などと記入せず酒場の勤務、本人の勤続、経歴、希望等の経過、自営
 に対する希望又は雇用契約終了後の希望等により判定し記入のこと。
 職業経歴……………単に年数、有無だけを記入せず、出来るだけ如何なる作業に何処でどの位の期
 間従事したのか具体的に聴取した判定記入のこと。
 職業経営能力……………上記職業経歴と関連聴取の上判定記入のこと。
 稼働力……………業種の大小として見た場合の判定、若年者の場合は将来の見込を記入のこと。
 人物性格……………公正な判定の上記入のこと。
 (注) イ・協調性……………他の者と協調、融和的であるか、独善又は打撃的であるか
 ロ・持久性……………仕事を続けるか、
 嗜好……………嗜好は歌謡、酒は飲酒量及び頻度並びに酒癖、麻薬の嗜好についても注意の
 こと。
 その他……………犯罪関係その他について記入のこと。

(様式A-19)

承 諾 書

現住所

氏 名

生年月日

右の者は(私の実子)であります。が今般(単身にて)の家族に同伴し

州 地区に移住することを承諾いたします

年 月 日

親権者の住所

氏 名

右の通り相違ないことを証明します

市町村長名

財団法人 日本海外協会連合会会長 殿

様式 A-10

(別紙) ○○移住者第一次選考概況書

(1) 選考委員会開催状況

○○○県

日	時
場	所
出席委員	
氏名(役職)	

(2) 選考状況

応募世帯	書類審査 選合格世帯数	面接身体又は体力 審査合格世帯数	同上にふる 選合格世帯数	推せん世帯数	備 考

(3) 推せん状況

推せん順位	世帯主 氏名	順位 決定	理 由

(注) 順位決定の理由は願位を付した理由を簡明に各世帯別に必ず記入のこと。

裏面の証明上
の法を記入す
ることを

コチア産業組合単独青年雇用移住者申込書

(様式一)

氏名 (ふりがな)				被扶养 親時期			
本人の状況				才			
生年月日 (西暦)				世帯主			
本籍地				世帯の総務			
現住所				本人の 家数			
氏 (ふりがな) 名		生年月日 (西暦)		年齢		本籍地	
本人との 続柄				職業		現住所	
世帯		状況					

本人の履歴摘要

(写真添付)

昭和 年 月 撮影
 (写真は脱帽、真正面、背
 姿納めて胸部の頂上より
 三カ月前以内に撮影したる
 の。)

世帯の農業経営状況

耕作面積	自作		反作		年所収入 (精込)	
	自作	小作	反作	反作	農業所得	年所収入
田	畝	畝	畝	畝	万円	万円
畑	畝	畝	畝	畝	万円	万円
果樹園、茶園	畝	畝	畝	畝	万円	万円
家畜	頭	頭	頭	頭	万円	万円
合計	畝	畝	畝	畝	万円	万円
山林	畝	畝	畝	畝	万円	万円

農業所得
 農業所得
 農業所得
 農業所得

農業所得
 農業所得
 農業所得
 農業所得

年 日

最近における年間労働日数

世帯の農業経営中に占める本人の地位

現在従事している労働の種類

農業上の特長

その他
 記入
 事項

(裏面へ続く)

関係の動機 本人の希望 家族の希望 本人の希望 家族の希望	現居 地係 の有 無 特 殊	上記の者がブラジル・コチア産菜組合単独前年雇移住者として受泊することに同意したことを証明します。 昭和 年 月 日 親権者 (ふりがな) 住 所 氏 名 出 所 氏 名 出 所 氏 名
親権者の同意		氏 (ふりがな) 名 職 業 本人との関係 ① ② ③
身許保証人		氏 (ふりがな) 名 職 業 本人との関係 ① ② ③
産菜協同組合	昭和 年 月 日 (産菜協同組合)	住 所 名 称 組合長氏名

記載の上注意

- ① 既婚者の時期には産菜協同組合に記載された単独前年雇移住者の場合、必ずしも希望通りにならない場合がある。
- ② 宗教の欄は仏教、キリスト教(新、旧)、神道等と云ふように記載すること。
- ③ 本人及び世帯の状況欄中氏名に必ずふりがなを附ける。生年月日は西暦とする。最終学歴は次の通り略記し、天長尺に卒業(卒)中退の区別を附記する。ただし本人の履歴欄には学歴等をふり記載すること。小学校教育一(小)、高等小学校教育一(中)(女)(職)、新制中学校教育一(新中)、旧制高等学校一(高)(高職)新制中学校教育一(新中職)。
- ④ 本人の履歴欄には学歴、職歴もなるべく詳細に記載すること。表参、資格の免許等をうけた者はその旨記載すること。
- ⑤ 世帯の職業欄は職業の種類のうち、果樹園、茶園、桑園については該当するものに○印をつけること。職業雇用労働者で自作地又は自作地を有しないものは雇主の自作地を指して記載すること。職業雇用労働者で自作地又は自作地を有しないものは雇主の自作地を指して記載すること。職業雇用労働者で自作地又は自作地を有しないものは雇主の自作地を指して記載すること。職業雇用労働者で自作地又は自作地を有しないものは雇主の自作地を指して記載すること。
- ⑥ 本人の職業欄は職業の種類のうち、果樹園、茶園、桑園については該当するものに○印をつけること。職業雇用労働者で自作地又は自作地を有しないものは雇主の自作地を指して記載すること。職業雇用労働者で自作地又は自作地を有しないものは雇主の自作地を指して記載すること。
- ⑦ 本人が二十二才に達している場合は親権者の同意は必要としない。親権者の同意は必要としない。親権者の同意は必要としない。親権者の同意は必要としない。

(様式第三)

健康診断書 (表面記載の注意事項熟読の上診断して下さい)

氏名	現住所		所	見
生年月日				
年齢(満)				
身長	cm	(一 般)		
体重	kg			
胸囲	cm			
消化器疾患				
循環器疾患				
呼吸器疾患				
又線所見				
精神神経疾患				
不具疾患				
歯				
アルコール中毒症				
種痘接種状況				
妊娠、産、乳				
象				
その他の疾患				
既往症				
視力	右	(眼 科)		
	左			
トラコー病				
マ	全治見込			
	辺			
	慢性			
結膜炎	急性			
	全治見込			
	辺			
色	白			
色	弱			
その他の疾患				
言目義眼(左右)				

上記の通り診断する

昭和 年 月 日

(医師住所氏名)

③

昭和 年 月 日

(眼科医住所氏名)

④

健康診断上の注意

1. 身体強度で、熱帯又は亜熱帯地の農業労働に堪え得る体力を持つて居ること。
2. 下記の病病のある者は移民として不適格である。なお結核、精神病、麻薬嗜好症、アルコール中毒等既往症でも再発の恐れあるものは不可である。
 - ① 伝染病、結核性疾患、トラコマー、色盲、色弱、急性結膜炎、瘰、皮膚癌感染期にある性病、精神病、アルコール中毒症、麻薬嗜好症、癩、盲腸症、不妊症、小児麻痺によるもの、手足及び指の切断したもの、並びに先天性又は後天性畸形等）、その他骨髄に支障ありと認められる身体障害者
 - ② トラコマーはブラジルの、アルゼンチンその他の国に入国の際、疫も重症に検査されまますから眼科の診断は必ず専門医によることとし難病、その他トラコマーと誤診され難い眼病のある場合は特に慎重に検査すること。義眼も入国を許可されません。なお下記眼病の何れかからその旨を特に附記すること。但しその中①及び②に該当するものは2週間以内の治療に依り全治の見込みないときは移民として不適格である。
 - ③ 腎臓部結核に軽度の発赤、肥厚、腫脹ありて血管を透視し得ざるも要数の目立たないもの。
 - ④ 腎臓部結核の外眼結核の内外部又は半月状結核にトラコマー性疾患が限局し其の病変の程度低くして眼粒の目立たないもの。
 - ⑤ 視診上腫脹者たる眼粒を呈するが如き後胎症を有しないもの。

「診断書記入上の注意」

- ① 検査の結果異常を認めないときは該当欄に「印」を附し、若し異常があつたときには記号（医学符号）を附し所見欄へ詳細に記入して下さい。
- ② トラコマーを抽出し得るの①②③の何れかに該当するときはその該当する記号を記入のこと。（例えば②に該当又は②に該当の如し）

なお何れにも該当しないが欄記しているときは前項の要領により所見欄に記入すること。

予備質問書

移民応募者は、左記の事項に対し、自己を偽ることなく明確に応答、記入すること。

- 貴方はブラジルへ行つて農業に専念できますか。
△答
- ブラジルの農業は日本よりもきつい労働かも知れないが、アチラの日本人やブラジル人に負けないだけの仕事がある。「体力的」にできる自信がありますか。
△答
- ブラジル農村の食生活は、米、豆、トモロコシ、マンデオカ粉、パン等を主食とし肉はあるが鮮魚は少ないという生活ですがそれによいと思えますか。
△答
- ブラジルは土地が広いので隣が遠く、又町も遠いのでめつたに町に出ることもなければ隣同志の交際も日本のよ
うにはできないし、映画や芝居を見るとか娯楽面も少いのですが、しんぼうできますか。
△答
- ブラジルの農家は未だ電灯のない家が多く、文化程度も低いかも知れないが、我慢しますか。
△答
- 異国へ出ると誰れもが郷里が恋しくなつてホームシックにかかるものですが、貴方はそれを克服できますか。
△答
- 異国へ移住した当座は言葉が通せず事情も不安内で色々不便をするのですが、それを克服できますか。
△答
- 結婚するまで、性問題を我慢しておらなければならないと思うが、しんぼうしますか。
△答
- 契約期間中は余分に金儲け等はできませんが、給料や報酬を節約して借付た渡航費を払わなければならないが、その覚悟がありますか。
△答
- 上陸後四年間はどんなことがあつても農村で働かねばならないが、しんぼうして働きますか。
△答
- ブラジルは永住する覚悟で働かねば成功できない処ですが、その決心がありますか。
△答
- 父、母又は保護者は貴方の移住に賛成ですか。
△答
- 貴方の家はどんな作物を作つておられますか。
△答
- 貴方はどんな仕事「作業」が得意ですか。
△答
- 貴方は自動車やトラクトールを使つたことがありますか。
△答
- 貴方はどんな趣味をもつておられますか。
△答

右の記載事項に相違ないことを誓約致します

一九五 年 月 日

住所
応募者氏名

生年月日 年 月 日

（この応答は三通を作り一通は推薦農業協同組合、二通はコチア産業組合に保管されるものとす）

コチア産業組合単独青年雇用移住者推薦書

秘

コチア産業組合単独青年移住者の募集にあたって、選考者を市町村産業協同組合で推薦することになりましたのは、市町村産業協同組合ならば地区内の移住希望者の人物がよく分り、優秀な青年が得られるであろうと云う、コチア産業組合からの希望に基くものであります。従つて、コチア産業組合からの依頼にこたえるためにも、其に優秀な人物を、責任をもつて推薦されるようお願いします。

申込者 姓名	氏名
居住所	

上記の者の人物、健康状態、職業経験等は下記の通りで、コチア産業組合単独青年雇用移住者として選考者と認められますので推薦します。

記

○本人は現在どの程度職業に従事していますか。(職業に熱心ですが職業以外の生活にも従事している場合には附記して下さい)

○本人は現在迄に職業以外の職業についてありますか。(職業以外の職業についている場合はその職業をも書いて下さい)

○本人は職業に自分の経験をもちていますか。

○ラジルの職業労働はかなりの風当断のようですが、本人は相当の労働にえられるだけの報酬の専主ですか。平常病気になるようなことはありませんか。

○本人は故園を遠く離れたところでの生活にたえて行かれるような強い意志をもつた人物ですか。

○本人の人物、態度。

特に居所とみられる点。

特に短所とみられる点。

特に次の諸点についてはどうですか。

- ① 意志は強固ですか、実行力があるかどうか、物事に飽き易く、一つのことによく熱中出来ないようなことはありませんか。
- ② 他人とよく調和して行けそうですか。自分本位に振舞つたり、他人と争つたり、人にいやがられるようなことはありませんか。
- ③ 物事に無責任な点はありませんか。
- ④ 常識にかけたり、判断力にかけたりしているようなことはありませんか。

〈裏面へ続く〉

- ⑤ 言語動作はどうですか、行動不敏活な点などありませんか。
- ⑥ 酒色におおぼれるようなことはありませんか、酒色のことで悪い評判などありませんか。
- ⑦ 盗癖とか暴行癖、麻薬嗜好などの悪癖はありませんか。
- ⑧ 概して他人に与える感じはどうですか。

○交友関係

○周囲の人々の評判

○本人に何か善行があれば書いて下さい。

○本人が選好しても家が困るようなことはありませんか、本人は共済の義務を負っていませんか。

○本人は選好について充分の決意をもっていますか。ブラジルに永住して真面目に働く決意しているようですか。

○本人の選好に対し家の人々の反対はありませんか。

○本人の家庭の状況

○本人の家庭の人々の健康状況、特に遺伝性疾患などないようですか。

○身許保証人は万一職務の弁済を必要とするようになりつつあった場合充分弁済の能力と責任を有する方々ですか。

昭和 年 月 日

推薦職業母同組合

位 所

名 称

組合長氏名

⑧

注 意 ① 上記の質問事項は本人の状況がよく分るようなるべく詳細に記入して下さい。
 ② この推薦書はブラジル、モテア職業組合に送附されるものです。

(様式 五)

身 許 保 證 書

今回 コチア産業組合導入計画に依り

がブラジル国へ移住

するに当りその身許が確実であることを保証するとともに、本人が上陸後、四ヶ年間理由なくして契約を履行せず、農業労働を拒否し、或は犯罪並に伯国々家に好ましからざる者として処分せられるが如き行為のため、雇主並にコチア産業組合に対し迷惑を及ぼした時は本人に代りその損害を賠償するものであります。

尚、右損害賠償は現地日本領事館の認証があつた場合、当時の為替換算により相当額の日本貨をもつて、財団法人日本海外協会連合会を通じ遅滞なく支払うものであります

一九五 年 月 日

保証人

(ふりがな) 住 所

(ふりがな) 氏 名

保証人

(ふりがな) 住 所

(ふりがな) 氏 名

保証人

(ふりがな) 住 所

(ふりがな) 氏 名

コチア産業組合 御中

(様式 六)

證 明 書

現住所
氏名

右の者は義務教育を卒え、現在もつばら農業に従事し、且つ農業労働の経験を有することを証明致します。

昭和 年 月 日

市町村長名

コチア産業組合 御中

コチア産業組合単独青年雇用移住者選考概況書

県

1. 選考委員会開催状況

日	時
場	所
出席委員職氏名	

2. 選考状況

応募人数	書類審査合格人数	面接及び 面接人数	面接及び 面接合格人数	同左による 移住選考人数	移住による 移住人数	移住者 推薦人数	適格 推薦人数	満 考
人	人	人	人	人	人	人	人	人

3. 推せん状況

推せん 推薦人数	順位	氏名	順位	決定の理由

注 順位決定の理由は順位を付した理由を簡明に各人別に必ず記入のこと。
 なお、選考委員の総合採点により実施の場合は点数を記入すること。

四、コチア産業組合単独雇用青年移住者の推薦書類について

地方海協が海協連に提出しなければならぬ書類は次の通りである。

- 一、移住者申込書（様式一） 三通
- 二、健康診断書（〃二） 〃
- 三、予備質問書（〃三） 〃
- 四、移住者推薦書（〃四） 〃
- 五、身元証明書（〃五） 〃
- 六、農業証明書（〃六） 〃
- 七、選考調書 〃
- 八、戸籍謄本 〃
- 九、選考概況書 〃
- 十、写 真 三葉
- 十一、親権者の同意書（様式A-19）三葉

書類作成上の注意事項についての詳細は一般の場合と特に異ならないが、唯、必ず各三葉宛提出のこと。特にコチア産業組合に提出するので諸条件を完備したものを提出することが肝要である。その他の詳細については前述したところを参照のこと。

第六節 渡航手続

移住者が海協連へ移住申込書類を提出し、これが審査、選考されて、合格通知書が発給された後は渡航手続をとらねばならないが、渡航の手続は、旅券申請をする一方入国手続の書類を取り揃えることから始る。

第一項 旅券申請

およそ海外へ渡航するという場合、まず必要なものは旅券であり、これがなければ出ることが出ないし、また目的国へ入国することも出来ない。旅券は国外に渡航する者が日本国民であることを証明すると同時に、渡航先国の官憲に対して渡航者に便宜が与えられるよう要請する公文書である。従つて旅券を持つていなければ、まず入国査証（渡航しようとする国の在日使節よりその国への入国、滞在、または通過することをその国の本国政府に推薦する要書）が得られず、渡航中においてもその地の官憲の保護を受けられないのが国際習慣となつて

いる。だから渡航者は旅券をいわば自分の身体の一部ぐらいに考えてよい。

一、旅券発給申請の手續方法

旅券は外務省から発給されるが、それには渡航するものの写真が貼られ、職業から生年月日、年令、身長、身体上の特長に至るまで渡航者に関する一切の必要事項が記載される。旅券発給申請は、概ね都道府県（旅券担当課）を経出し外務大臣宛申請するが、その際の必要書類は次の通りである。

- 1 一般旅券発給申請書、正副二通
- 2 身元申告書二通
- 3 戸籍謄本または戸籍抄本（提出日の前六ヶ月以内に作成されたもの）一通
- 4 申請者の写真（提出日の前六ヶ月以内に撮影された五センチ平方形、または名刺形の無朝、正面向き、上半身で裏面に氏名を記入したもの）二葉
- 5 健康診断書
- 6 海協連より発給された合格通知書の写一通（これは移住者の場合で他の渡航者はそれぞれ別の証明書類）

以上が一般旅券申請に必要な書類であるが、このうち1と2の用紙は都道府県に備えてある

分を使用する。1と2について記入の際の注意事項は用紙に記されているが、これ等の書類を取揃え申請を行う際には次の諸点に注意せねばならない。

(4) 同伴される子供の併記

旅券の発給を受けようとする移住者が同一戸籍内にある十五才未満の子女を同伴するときには、一般旅券発給申請書にその旨を記載し、旅券面に併記することを申請出来る。ただし併記され得る人数は旅券一通につき三人までである。この併記をする際は再婚者の場合、戸籍面上妻の子または父の子はそれぞれ、その実父母以外（継父母は新戸籍法上認められない）併記出来ないから特に注意を要する。

(5) 写真

前述の通り無袖、正面向き、上半身のものであるが、農業移住者は移住者らしく自然な服装で写すのがよく、自衛隊の制服を着用したもの等は不可である。また、査証をする場合に旅券に貼布してある写真と同一でなければ受付けないこともあるので、純白の背景、無修正でサイズは横五センチ、縦七センチのもの六枚以上を撮つて置くのがよい。

併記する子供のある場合の写真は、申請書に記載したと同一の子と親が一枚に収められるようにしなければならない。この際子供が横を向いていたり、無用のもの（人形やその他玩具等）を持つて撮つたりしてはならない。

以上のことに関連し、特に留意しなければならないのは、ローマ字書きの姓名は明白に記し、渡航者調書、移住申請書等の姓名のふりかなを必ず統一し一定しなければならない。これは最も重要なことである。

例えば「川端」と言う姓を或る場合は KAWABATA と書き、別の場合は KAWAHA TA と書くこと全然別人として取扱われ、全部の書類をやり直すかまたは、上陸の際リストの名称と旅券の姓名の相異なることを理由に上陸を禁止されることも起り得る。日本文字は象形文字であるから一字二音以上あるがローマ字は必ず一字一音の音表文字であるから一字違つても全然別人となる。

この点は従来看過されたため査証のときになり発見され、たびたび長距離電話で照会したりして無用の手数を掛ける実例があるからくれぐれも注意して指導すること。姓に限らず名前の呼び方も同様である。

二、旅券申請の時期について

発給申請書の用紙に注意がある通り、旅券は申請してからその交付までに相当の日数がかかるものであるから出来る限り早く申請せねばならない。但し、移住者の種類により多少の違いがある。公券による移住者の場合と指名呼寄せ移住者の場合は同じではない。公券の場合は合格

通知書発給時すでに渡航時期まで決定しているものが多い。これに該当する移住者については合格通知により出来るだけ速やかに旅券申請をしなければならない。ブラジル行呼寄移住者の場合は、合格通知書受領後これによつて犯罪経歴証明書を取得し、その他渡航手續書類を揃え、入国許可申請をする関係上、入国許可取得後に旅券申請するのが原則であつて、その都度海協連よりの指示により、速やかに申請を行うのが望ましい。

申請を行つたら直ちにその日付を海協連宛連絡しておけば、その後の混乱を防ぐことが出来る。

第二項 入国手續

一、入国手續書類に関する注意事項

入国手續は大體次の場合により提出すべき書類に多少の相違がある。

(1) 移住先国と日本国政府間の移住協定か在外引受機関の包括的許可に基ずくいわゆる計画移住

(2) 被呼寄人の家族または個々の個人につき、入国許可を取得する呼寄移住(第一編第一章第六節参照のこと)

(A) ブラジル国呼寄移住者の場合

1 ヘボン式ローマ字サインについて

二〇才以上の男子について各一通

(注) 俗称ではいけない。例えば五十歳なる姓はイガラシと読むのが普通であるが、これを習慣的にイカランシ等と書いては不可。常に正確な読方を一定しないと署名を別人と間違えられる。

(四) 代筆ではいけない。ローマ字の書けないものは練習して必ず自習すること。署名が出来ないと種々不都合が起る。

(六) ローマ字は必ず筆記体のこと。

2 農業従事証明書、または技術証明書

家族十七才以上の男子について各一通。女子においても同伴者（妻または子供等と同一戸籍にあるもの以外）については十七才以上について各一通（様式A—6参照）

(注) (四) 市町村長の証明でなければならない。（農協組合長の証明では不可）

(四) 渡航手續用書類としての農業従事証明書は農業経験年数等が問題ではなく、現在農業に従事していることを証明してあることが必要なのである。従つて「昭和二十一年より二十七年まで農業に従事したことを証明する」といった様式は昭和二十七年以

降は農業に従事していないとも解されるおそれがあり、従つて単に農業者であることが証明されればよい。

(イ) 併記は不可。各人毎に一通ずつ作成のこと。

(ロ) 住所、氏名にフリガナをつけること。(証明書はポルトガル語に翻訳するのでその時氏名をローマ字にて記す関係上フリガナが必要になる。この綴字は旅券、渡航者證書のフリガナと統一せねばならない)

(ハ) 市町村名及び市町村長にフリガナをつけること。(前項同様の理由)

(ニ) 技術証明書も右に準ずるが、市町村長の証明による裏付けがなければ無効である。

3 戸籍謄本

家族中二十才以上の男子について各一通。单身者の場合は十八才以上について各一通。

(注) (イ) 戸籍謄本の有効期間は一応六ヶ月であるが、手続に要する期間をも考慮し三ヶ月以内のものが望ましい。

(ロ) 未成年者でも同一戸籍にないものが家族中に含まれている場合は、せひその家族との続柄を明らかにする謄本が必要である。

4 種痘証明および混合ワクチンの注射証明書

全員につき一通

(注) 併記してあつてもよい。

(四) 混合ワクチンはパラチフス、腸チフスおよびコレラの三種混合とする。

(イ) 三ヶ月以内のものであること。

(ロ) 医師の証明であること。(学校長、市町村長の証明は無効である)

(ハ) 混合ワクチンが各府県にない場合には、あつせん所入所後、同所で行つて差支えない。種痘証明書は必ず出所前提出のこと。

5 健康診断書

全員について一通、海協連所定の形式による。

(注) 家族全員併記せるもので可。

(四) 六ヶ月以内のもの。

(イ) 内容的は必ず真実性のあるものでなくてはならない。

6 警察の犯罪経歴証明書

十八才以上の男女につき英文各二通。

7 善行証明書

十八才以上の男女について各二通。

(注) 各人毎に作成すること。併記不可。

(四) 本人の現住所、本籍地、氏名には必ずフリガナをつけること。(農業従事証明書、技術証明書の場合と同様の理由)

(四) 市町村名、市町村長には必ずフリガナをつけること。(前同)

3 写 真

旅券申請の様式に従い撮影のこと、全員につき各四葉。

(四) 5 縦×7 横のもの。

(四) 背景は純白でなければならない。

(四) 農業者として手続するものは農業者らしい自然な服装で撮るのが望ましい。そうでないと非農業者と見られるおそれがある。

(四) 上半身、ヒジから上位であること。

(四) 正面を向いていること。両耳がはっきり見えないようなものは不可。

(四) 背景の白布などにシワや陰影のあるものでも不可。田舎の写真屋等たびたび不完全で撮り直しているが、この点、人物影像以外の場所は原板フィルムを修正ニスで黒塗りして焼付けると白色となるから指導の要がある。

(四) 手に不必要なもの(例えば人形、果物など)を持つてはいけない。

(四) あまりに小さく写つていて余白の多いものもいけない。

⑧ 顔が重っているものは不可。

⑨ 十五才未満のものは単独で撮影せず、両親のいづれかと共に写すこと。その写し方については「旅券申請の写真に関する注意」を参照のこと。

9 渡航者調書

従来は合格通知書発給後、査証書類と共に提出していたが、推せん書類と共に提出されることに改正したので、移住申込書と共に既出のものは再度提出する必要はない。

10 親権者の渡航同意書

家族中に未成年の同伴者を含み、両親のいずれかが同行しない場合、および単独渡航者でも未成年の場合には各一通。

注(4) 伯國の判断により二十才および二十一才のものでも必要となる場合があるので、一応万全を期する為には以上の者についても予め提出するのがよい。

(B) ブラジル国計画移住者の場合

各書類の内容説明記載上の注意事項は前項(A)と同様につき省略する。

1 写真 各四葉

2 農業従事証明書

家族中の満二十才以上の男子につき各一通。

3 善行証明書

満十八才以上の男女につき各一通。

4 健康証明書

満十八才以上の男女につき各一通。

5 種痘証明書および混合のワクチン注射証明書

全員につき各一通。

6 犯罪経歴証明書

家族中の満二十才以上の男子につき各一通。

なお、左の移住者についてはこれら書類の他に左記書類が必要である。

○養蚕移住者

養蚕技術証明書 家族中二十才以上の男子につき各一通

○コチア産業組合雇用単独青年移住者

労務契約書 各人三通（農協中央会発行）

○ブラジル国自営開拓計画移住者（七・一取極めによる辻、松原特許移住者）

生活保証金携行証明書（各府県海外協会発行）

(G) パラグアイ国移住者の場合

各書類の内容説明記載上の注意事項は前々項(A)と同様につき省略。

- 1 種痘証明書 各一通(A項参照)
- 2 健康証明書 各一通()
- 3 犯罪経歴証明書 十八才以上の男女について和文各一通。
- 4 写真 各三葉(A項参照)

(D) ドミニカ国移住者の場合

各書類については(A)と同様。

- 1 種痘証明書 各人につき一通(A項参照)
- 2 健康証明書 (A項参照)
- 3 写真 各五葉(A項参照)
- 4 善行証明書 十八才以上の男女につき各一通。

(E) アルゼンチン国移住者の場合

- 1 犯罪経歴証明書 十八才以上の男子につき英文一通。
- 2 種痘証明書 各人につき一通(A項参照)

3 健康証明書 各人につき一通（A項参照）

4 写真 各三葉（ ）

5 胸部レントゲン写真（四ツ切）

各人につき一葉、英文による医師の所見を添付する。

6 技術証明書

ブエノス・アイレス市近郊百キロ以内の地区に移住するものについて一通。家族の場合は家長。単身者の場合は未成年者を含む。この場合、市町村長の証明による裏付けのないものは無効であるから注意を要する。

7 親権者の渡航同意書

家族中の同一戸籍にない未成年者および単身未成年者につき一通（A項参照）

8 呼奇で渡航する場合は現地引受人と渡航者との続柄を明確ならしめる戸籍謄本または雇用関係証明書。

二、入国手續書類の提出場所

入国手續書類（渡航手續書類）の提出場所は原則として次の通りである。

(A) 海協連へ提出する場合

- 1 指名呼寄せ移住者（移住先国の何れを問わない）
- 2 ボリビア国移住者
- 3 ドミニカ国移住者

(B) 神戸移住あつせん所へ提出する場合

前(A)項以外の移住先国の包括的許可に基づき、いわゆる計画移住者の場合は神戸移住あつせん所に提出する。

- 1 コチア産業組合雇用移住者
- 2 養蚕移住者
- 3 グアマ米作移住者
- 4 ウナおよびイツペラ移住者
- 5 パラグアイ国移住者（開拓）

但し、(B)の場合も移住者を送出するまでの期間によつて、海協連が書類を取りそろえ、これを完備して、神戸移住あつせん所へ送付する場合がある。従つて(B)の移住者については書類を提出する場所は、その都度海協連の指示によるのがよい。

なお、提出時期は早い程よいが、移住者の入所前三週間ぐらい前までに出来れば理想的である。

第七節 財産整理の援助

財産整理は移住者にとつて支度金、営農資金の調達上きわめて重大なことであるにも拘らず今の所、遺憾ながらこれに対し充分の援助施策を行う体制にないが、なしうる限り移住者の有利になるよう配慮し、あつ旋してやらなければならぬ。

次に財産整理について注意すべきことを述べると、

① 合格前の財産整理はしないこと。

移住希望者の中には移住申込みをし、また予備登録しただけで必ず移住できるものと早のみにて直ちに財産整理をする者がいる。現在のように合格が決定して渡航するまでの期間が短かく、財産整理のために充分の時日がない場合、移住希望者としては予めゆつくり財産処分をしたい希望をもつことは了解できるが、万一、不合格になつた場合、收拾がつかないことになるから、財産整理の下準備をすることは別として、処分決定はあくまでも合格決定後とするよう指導しなければならぬ。「すでに財産処分をしたから」ということは不合格を取消す理由とはならない。

② 移住者氏名の発表は慎重に

移住決定と定まると、その財産が買いたたかれることはしばしば見受けられるところであるから、地方海協が新聞等に移住者氏名を早期に発表したり、あるいは移住者の意志に反して公然と度々通信して狭い部落の評判になつたりすることのないよう移住者の立場になつて細心の注意を払う必要がある。

③ 処分のあつ旋と指導

処分に当つては移住者がその財産を不当に安く処分せねばならなくなるようなことのないように、地方海協が末端の各種機関や指導者の協力を得てあつ旋することが望ましい。また自己の財産を不当に高く評価して徒らに処分を延引して遂に渡航の機会を逸する者もいるから、この点についての指導も望ましい。

④ 自作農維持創設資金融通法の利用

かねてから関係者の間で検討中であつたが、本年度より自作農維持創設資金融通法に基づいて移住者の財産処分を援助することができるようになったので、これを利用すれば相当の効果

が期待できると思われる。そこで以下同法について説明しよう。

一、貸付条件

利子、償還期限、経営安定計画の作成等貸付条件は、一般貸付と同じだが農地の売却によつて得た資金は、すべて移住者の携行資金等の渡航資金に使用せしめるものとする。

二、貸付金額

取得する農地の価格までとするが、その金額が二十万円を超える場合は買受人一人につき二十万円を以て限度とする。従つて例えば移住者の売却農地を三名で分割買入れる場合は買受人各二十万円計六十万円の貸付が出来るわけである。

三、貸付方法

① 貸付適格の認定申請

イ、本資金の借入希望者は貸付適格認定申請書の他に、取得しようとする農地の所有者たる移住者の移住合格通知書(写)を添えて申請するものとする。なお、適格認定申請書の作成については、農業改良普及員の指導を受けることが必要である。

ロ、移住者の合格決定が認定申請書の提出時に間に合わないときは、地方海協会長の移住適格推せん書(写)を添えて申請するものとする。

② 貸付適格の審査および認定

イ、移住者の携行資金の調達に時間的に緊急に行う必要があるため、貸付適格認定申請書の審査および適格認定は優先的に取り扱うものとする。

ロ、①のロの申請者については適格認定までに移住者の合格通知書(写)が地方海協会長を通じて、適格審査会に提出される必要がある。

四、貸付に伴う行政的指導

① 本資金の利用目的が農業移住者の携行資金の調達を便にする点にあるので、営農資金等に多額の金額を必要とする開拓自営移住者の所有農地の買受者に重点的に貸付を行うものとする。

② 農地売買の円滑化を図るため、移住者と買受者との間の仲介あつ旋については、町村および農業協同組合等においてこれに当るものとする。

③ 農地の売却によつてえた資金がすべて移住者の携行資金等として使用されることを確保するため、本貸付金の受領については、農業協同組合は借入者の同意をえて直接移住者に交付しうよう措置するものとする。

④ 本貸付金の貸付実行が移住者の出国に間に合わないとき、特別に農業協同組合資金をもつて立替私を行うよう指導するものとする。

第三章 移住者に対する指導

第一節 移住者の心構えについて

戦後の日本の移住政策の根本は優秀な者を多数送出することである。すなわち質と量との両面をあわせ、これを如何に実現して行くかである。質の問題はすなわち移住者の選考の問題である。移住者の適格性を審査し、移住者を決定することはなかなか容易ではない。移住先の条件上、家族構成や所要資金あるいは健康上の点で適格、不適格が決定されることは当然であるが、基本的な条件は何といつても移住者の心構えである。移住を希望する人達の相談に応じ、且つこれを選考する移住実務担当者は移住者の心構えが如何にあるかを明確に把握し、且つ指導することが、その業務の根幹をなすものである。また、移住者の側に立つて考えても、心構えの立派な移住者は必ず成功するといつても過言ではない。しからば移住者に必要な心構えとは何か、これを明細に且つ適確に記述することは容易ではないが、現在実務専門家の間で一般的に認められ且つ妥当とされている事項を要約して参考に供したい。

一 強固な意志と健全な身体

説明する必要のないことではあるが、過去において送出した移住者の中で、現地で問題を起した人達の大部分はこの条件に欠けている場合が多いことを認めざるを得ない。移住者として必要欠くべからざることである。

二 自力で苦斗する覚悟

現在、海外で成功している人達は楽をして今日の成功を得たのではない。何十年の苦斗の賜物である。政府および移住関係機関はその立場上、移住の苦斗を少しでも楽にし成功を容易にするよう努力することは当然の任務であるが、移住者はそのみに頼つていてはならない。自力で苦難を克服する覚悟と実行力が必要である。

一攫千金を夢みたり、ぬれ手に粟といった甘い考え方は絶対に捨てなければならぬ。現在日本人移住者を受入れている国々における労働は日本のそれと較べて辛くはあつても楽なことはずない。唯その労苦が将来報いられる可能性が日本よりは大きいのだということをよく認識しておく必要がある。

三 主婦の移住精神

移住が決定し、渡航、定着に至るまでの仕事は容易ではない。特に一家の中心である主婦の労苦は大変である。一家の精神的、肉体的支柱は主婦である。主婦が如何なる人物であり、如何なる心構えを持っているかが成否を決定する。

四 成功を急がず長期建設

日本人の特性として、性急で成功をあせる。これは日本人の大きな欠点の一つである。現在、海外で不成功の末、今もつて苦勞している人達の多くは、初期に於て成功を急いで、投機的に仕事をした人の多いことを学ぶべきである。

五 移住地社会に融和

移住者は移住した国の一員として、その国の言語、風俗、習慣によく順応し、その国の人が歓迎される移住者になつて初めて成功する。また、このことは後続の移住者が迎えられる第一の条件である。

日本人は従来同化し難い民族だといふ非難をうけて来た。もとより日本人としての矜持は忘れてはならないが、そうかといつて徒らに島国根性をふり廻して現地の社会に同化しない様では移住者としての資格はない。移住者はその国の土となり、その子孫はその国の人間となるの

であることを忘れてはならない。

六 移住者と母国

移住後、その国の社会の構成分子となるとはいえ、やはり外国人であり、その人の背後に何時でも母国すなわち日本があることを忘れてはならない。一人の移住者の立派な行為が親目的気運をおこし、また、一人の悪い行為が排日の原因になつた例が過去において数多くあることを知らねばならない。

七 子弟の教育

戦後の日本人の移住の根本精神は、世界のいかなる国にも日本人の生活圏を拡げて移り住むことである。事業の成功のみでなく、子孫が永久にその国で幸福に榮えて行くことが念願である。これが為には、子弟の教育が絶対に必要である。農作物を作るように子供を立派に育てることが移住の根本義である。

八 移住の準備

一家を挙げて移住することは、いろいろな手続から財産整理、資金の調達等容易なことでは

ない。一家の長はこれらのことを順序よく、誤りなく遂行して行かぬと思わぬ破たんが生じ、移住を断念せねばならぬことが起さる。移住を希望し申請する時期から、船に乗つて出発するまで、よく県や地方海協の職員に相談し、且つその指示をよく守り、勝手な判断をしたり、独自の行動をしないよう心掛けねばならない。

移住実務を担当する者は以上の「移住者精神」ともいへばその心構えを移住者に植付ける様に指導しなければならない。

第二節 移住支度品について

移住支度品については、その移住先の国情や開拓・雇用の別により多少異なるが、特殊な事項については、その都度募集要項等を参照されることがとし、ここでは移住者一般について、共通的に言えることを各項目別に記述することとする。なお、支度に当つては華美を排することはもちろんのこと、新品の購入を避け、出来るだけ現在手持つたものをそのまま携行することが望ましい。新品はとかく上陸地でも問題になり易く、移住者の携行品として認められる種類の品物であつても、それが新品であつて数量が多ければ移住に便乗して密輸するものと看做される。こうした印象を相手国に与えることは将来の移住政策にとつて好ましくない。

一 生活用品

要するに移住者の携行荷物として認められるものは（日本出国の通関と相手国上陸の通関とそれぞれ立場は異なるが）移住者の生活に直接必要な必需品およびその移住者の職業用具の最少限度必要な量だけと言うことである。それ以外の持物は別に正式輸出入の手続をとり移住者の携行荷物としないことである。

なお、携行荷物についてはこれを一覧出来るように表にしておくことが必要である。これは自己の記憶のためにもまた検査の際にも便宜であり、是非リスト・アップしておくよう指導することが必要である。

鍋、釜、庭丁、茶碗、皿、菜籠等の台所用品および食器類は携行すると便利であるが、洋食生活に入るのであるから、ナイフ、フォーク、スプーン等は必ず必要であり、且つ一般に日本の方が安価である。これらのものを新調する場合は、瀬戸ものは止め、ホーロー製またはアルマイト類がよい。また野良用として大型菜籠は重宝である。開拓移住者の場合、水桶代用または風呂用としてドラム缶を持つて行くと共に、荷造の際はこれに他の荷物を詰めて行くとい。寝具類は、中南伯、パラグアイ、ポリビアへ移住する人はもちろんのこと、北伯へ行く人も現地は暑いのだからと言って綿を抜いて行つてはいけない。蚊帳も必要である。その他家庭

薬品、裁縫用具等細々した品物は神戸あるいは横浜で購入するとよい。

二 衣 料 品

移住後はまず原始林かコーヒー園に入つて労働に専念するのであるから洋服、婦人の和服等は一着もあれば充分である。作業着は多い程よく、また追加調達する場合は白色のものは絶対に避け茶褐色、紺、またはカーキ色にすることが必要である。大体一人当りシャツ三枚、ズボン五着程度、それに地下足袋はできるだけ多く持つて行くことが望ましい。移住あつせん所入所中あるいは船中にて使用するズック製運動靴も便利である。最後に船中や現地においては暑い時ばかりとは限らない。特に船中においては日本の四季をそのまま味わねばならないのだからある程度の耐寒衣類は是非必要である。それはまたそのまま現地においても役立つのである。

三 図書および娯楽品

家族中に学童のある人は現在使用している教科書類はもちろん、出来るだけ多くの参考書も携行するのが望ましい。移住先国の語学関係書、農業や農産加工の参考書、家庭衛生書、修養書等も益するところが多い。娯楽用品は、碁、将棋、麻雀、楽器等は娯楽施設の乏しい船中や

移住地での生活にはなくてはならぬものである。

四 大工道具

金槌、釘抜き、鉋、ノミ、鋸、鋸目立、ヤスリ、曲尺、ドライバー、ペンチ、錐等一式は必ず携行すること。また入口の扉および窓の金具等（例えば蝶つがいなど）も住宅の新築、鶏豚舎の建築の場合役立つものである。

五 農機具および種苗類

農耕の方法が違うのであるから必ずしも日本農具が便利であるとは限らないが、手持の農具中特に大型のもの以外はすべて持参したらよい。草刈鎌および稲刈鎌は日本式の方がよい。米作と主とする移住者は出来るだけ多く持つて行くべきである。現在、手持の発動機、腕發機噴霧器、撒粉器等も移住国の関税制度とにらみ合せて有利なら持参するとよい。現在使用している穀物を入れる麻袋およびシートは天幕にも、荷物の梱包用にもなり、且つ穀物の収穫用、乾燥用にも使用でき重宝するから必ず携行すべきである。

種苗類は陸稻、小麦、豆類、野菜各種なんでも携行すること。これ等の種は茶缶に密封して持参することが発芽効果上必要である。苗を持つて行きたい人は出入港で植物検査のあること

を考へ予め病害の無いものを選ぶことが必要であると共に、長い航海中に枯死させないだけの用意を必要とする。

六 食 料 品

味噌、醬油の類は長い航海中臭気を発散したり、破れて他の荷物に迷惑を及ぼす俱れが多いから包装は特に厳重にすること。椎茸、カンピョウ、昆布、ワカメ、カズノ子等の乾燥食料品は現地にはないので、携行すれば非常に役立つが、あまり多量に過ぎると課税されるおそれがある。梅干も汁が出ないような容器に入れて手廻品として持参してよいが、これも少量に限られる。船中における食事は大体充分であるが、子供は特にオヤツを欲しがるから、自家製のアラレまたはセンベいの類を準備して行くのもよい。なお、食料品携行について注意しなければならぬことは、食事はあくまでも現地の食事になれることが先決であつて、この意味から言へば、徒らに日本食にあこがれ、これに執着して、あれもこれもと持つて行くことは却て感心しない面もあることを考慮にいれておく必要がある。

七 美術品および禁制品

美術品および骨董品は人国の際税関で課税されるおそれがあるから持参せぬ方がよい。しか

し絲の掛軸二、三本なら差支えない。書の方は美術品と見做されぬから何本でも差支えない。刀剣、銃砲、火薬および麻薬の類は全然持参することは出来ない。また同一品を自家に使用する限度以上携行した場合は商品と見做され課税される。

八 托 送 品

渡航に際して移住先国にいる親戚または知人からいろいろの品物を持って来て欲しいとの依頼を受けたときは、なるべくそれを断ることが安全である。従来そのようなことで品物を持って行つたために税関検査で摘発され、本来無税で通関出来る筈の自分の荷物にまで高額の税金をかけられた例もあるから、特に注意することが肝要である。

以上は、あくまでも一般的に言えることであつて、携行品の問題はその移住の形態乃至移住先の異なるに従つてまた異なるものである。入国の際など一方では問題にならなかつたことが他方では問題となる場合もある。この点については前述のようにその都度募集要項等を参照して移住者の指導にあたらねばならない。

第三節 荷物輸送について

海外へ移住するとなると、出来るだけ多くの荷物を持って行きたいのが人情であるが、荷物

の船積の量にも制限があるから、これを合理的に案配準備することが必要である。自分勝手に何でもたくさん持つて行こうとすると、結局その移住者自身が困る結果にもなるからよくその限度を認識させることが必要である。

すなわち、無貨で持つて行ける荷物の量は、

十二才以上の者 一人に付 四〇才迄

三才以上十二才未満の者 〃 二〇才迄

一才以上三才未満の者 〃 一〇才迄

であつて、この量を超過した場合は、一才につき五六七円（大阪商船の場合）の超過運賃を各自船会社に支払わねばならないから、右制限量を家族人員とにらみ合せて全荷物量を制限量内に納めるようにすることが必要である。

右にいう一才とは、一尺立方体の容積であつて、重量には無関係である。例えば石油箱は約二才、中型柳行李は約四才、大型柳行李は約六才である。

一 梱 包

汽車、汽船による長い旅行であり、途中において何回も積替えを要するから、箆箱、長持の類等破損し易い品物は携行しないことである。農具および大工道具等重量品を入れる木箱は、

運送途中に破れて内容品が紛失せぬよう、少くとも六分板を用いること。また食事用品中瀬戸物類を入れるものについても同様破損を防ぐ対策を充分に払う必要がある。破損と共に特に注意しなければならないことは盗難である。これが対策としては、荷造りの際船中並びに現地到着までに必要な身の廻り品以外はなるべく艀船荷物乃至バゲツヂ倉庫荷物として処理すること。梱包を嚴重にすること、貴重品の類は艀側に預けることなどが考えられる。なおこれら荷物は出入港において夫々検査を受けねばならないことになっており、その際、一々開けねばならぬから蓋の部分の釘付はあまり嚴重にせず、開閉に手間とらぬ様配慮すること、これらの木箱もその外部には充分に麻繩をかけておくことが必要である。衣類、布團類は行李、布團包、木箱等何れに入れても差支ない。行李、布團包に入れた場合はその外側をシートあるいはゴザで包みさらに麻繩をかける。このシートは移住後、穀物の收穫、乾燥用の下敷きになり、ゴザは畳の代用になりいろいろと活用されるから多く持つて行つた方がよい。ミシンを携行する場合は脚だけを梱包して、機械の方は後に述べるバゲツヂルームか艀室荷物として携行するがよい。特に自転車、ミシンの類は新品を持参すると課税される惧れがあるから、できれば現在使用中のもので間に合せること。

荷造りに藁繩、藁ムシロ等の使用は病虫害の仲介となるので禁止されており、荷物ごと焼かれてしまう場合もあるから絶対に使用しないことである。日用品、衣類等の新品を必要以上に

持参すると商品と見做され課税されるから、同一物は各荷物に分散して梱包するとか、古新聞紙に包むとかの方法で携行した方がよい。

二 荷物の発送

貨車便大荷物は、神戸市湊川駅留神戸移住あつ旋所気付何某、あるいは横浜市東横浜駅留横浜移住あつ旋所気付何某として発送することとし、客車便小荷物は神戸の場合三宮駅留神戸移住あつ旋所気付何某、横浜の場合横浜駅留横浜移住あつ旋所気付何某として発送することが便利であつて、前記両駅からあつ旋所までの運送搬入は同あつ旋所入所後、同所における荷物取扱人に依頼すれば荷物一個に付三〇円にて引受ける。

三 本船積込の際の荷物の分類

① 船室荷物

航海中の日常必要な身廻り品を入れた荷物であつて、例えばボストンバック、手提げ鞆、風呂敷の類で船室へ持込む手回り荷物。

② バゲッジ倉庫荷物

航海中、毎日出し入れを必要としないが、時折り必要とする着替等の入った大型鞆、柳行李

の類。但し船によつてはこのバゲツツ倉庫のない船があるからあつせん所入所中にこの点離かめて分類するとよい。

⑧ 船舶荷物

到着港まで出し入れを必要としない荷物で、例えば家具、農機具、寝具等の入つた大型荷物。

四 移住あつ旋所より本船の船艙までの大荷物の運搬積込賃は

左の標準による

二才まで	五〇円
四才まで	八〇円
六才まで	一〇〇円
八才まで	一二〇円
一〇才まで	一四〇円
一〇才を超えるものは 一才につき	一〇円

註 1 以上は手荷物一個当りの料金

2 一才とは、一尺立方体の容積で、例えば石油箱は約三才、中型柳行李は約四才にあたる。

なお、船室内に持込む手廻品を依頼する場合は、

小（二才まで）	三・五円
中（六才まで）	五〇円
大（六才以上）	七〇円

五 機械・器具類

一般工業用機械・器具類を持参する場合は、一部移住者の携行用具として認められる品目、数量を除いては通産省の無為替輸出許可申請を行い、別途に携行手続をせねばならないから、そのような場合は予め準備し、移住あつ旋所へ入所後、直ちに係員に相談して、事前に適切な処置を講じておく必要がある。

移住実務担当者はこの点よく考慮し、無為替輸出許可申請を必要とするものと必要としないものとをよく研究しておいて区別し指導することが必要である。尙無為替輸出許可申請については先方の国の関税とは関係はない。

第四節 移住あつ旋所における注意事項

一 入 所

移住あつた旋所の入所については海協連より入所通知が電報・電話または文書によつてなされるから、所定の期日には横浜または神戸のそれぞれ指定されたあつた旋所に入所しなければならぬ。この場合、荷物はなるべく出発前に発送しておくことが望ましい。入所に際しては次の書類を受付けに提出する。

① 合格通知書

② 一族につき戸籍謄本 北伯三通、南伯二通、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ドミニカは各一通

健康に関しては移住者が移住申込をするに當つて提出する健康診断書および査証に必要な健康診断書を海協連は審査し、これに記入されている限りの疾病については医師の判定を待つて合格通知を出しているので、本来ならすべての入所者は健康上問題ないわけであるけれども、往々故意または見落しのため健康上問題となる移住者が入所する場合がある。そのため入所後は直ちに嚴重な健康診断を行い、家族中に受入国側が入国を許可しないと認められる者があつた場合は、直ちに家族全員退所せしめられる。従つて入所前の健康診断はくれぐれも慎重に行われることが必要である。

例えばブラジルでは、眼疾、身体障害者（小兒麻痺によるもの、手足および指の切断されているもの、並びに先天性または後天性畸形等）は入国を認められない。また義眼も原則として

入国を拒否される。

二 入所中の衛生

あつ旋所の規定を守るとは当然のことであり、入所中不衛生により疾病に罹ることがあれば渡航も不可能となるから充分保健衛生に注意することが肝要である。

三 教 養

入所中は毎日時間割によつて専門の講師による現地事情、語学、船中心得等の講義が行われるから必ずこれに出席すること。

四 予 防 注 射

旅券査証を受ける必要上、コレラ、腸チブス、パラチブス等混合ソクチンの予防注射および種痘が行われる。

五 旅 券 査 証

旅券査証に際しては、計画移住の場合の外は神戸、横浜、東京の駐在総領事に面接の上査証を受けることがある。その際十八才以上の者は総領事の面前でローマ字（ヘボン式）で自分の

姓名を署名しなければならないから予め充分な練習を積んで置くことが必要である。

六 諸契約の締結

日本海外協会連合会と移住者との間で、移住者契約、渡航費貸付契約の締結を行うがこれについては註①②を参照のこと。

七 営農資金の預託

現地到着後の営農資金、生活保証金として家族移住者に限り一千弗までの送金が許されている。この送金はあつ庵所入所前に地方海協を通して海協連に預託することが原則となっているが、これに間にあわなかつた場合は、入所後、移住者自身が海協連に預託する。いずれの場合においても海協連は預託された金を東京銀行からその移住先国の関係引銀行を通して現地機関（在外公館、海協連支部、引受責任団体等）に送金し、移住者は現地においてその時の為替換算相場にて前記の現地機関より受領するのである。

八 携行弗の交換

前項の営農資金の預託と同時に船中における雑費および着後雑費として左記の通り米貨現金

に交換し携行することが出来る。

オランダ船の場合

十八才以上のもの一人に付 米貨七〇弗

十八才未満のもの一人に付 米貨三五弗

日本船の場合

十八才以上のもの一人に付 米貨五〇弗

十八才未満のもの一人に付 米貨二五弗

九 税 関 検 査

携行荷物の検査は税関吏があつた場所に出張し、出帆の三、四日前に行われるから荷物の不備のものはそれまでに全部買揃えなければならぬ。なお、検査に先だつて各家族の責任者は、あつた場所から配布される所定の用紙に荷物の明細を記入し提出しなければならない。

一〇 退所および乗船

以上の行事を終了した後、出入国管理庁係官の出関検査を受けた上乗船し出帆するのである。

(註1) 渡航費貸付契約

渡航費貸付は海協連が政府から業務の委託を受けて直接移住者に対して行つてゐるが、以下その内容を逐次説明しよう。

(一) 渡航費貸付契約締結の当事者

渡航費貸付契約は「渡航費貸付契約書」という様式によつて日本海外協会連合会々長と移住者個人(家族の場合は家長)との間に締結し、所定の収入印紙(移住者負担、金額は別記)を貼布し、当事者署名調印の上、各自一通を所持する。

(二) 渡航費の授受

渡航費貸付契約書上は会長が移住者個人に直接渡航費を手渡すことになつてゐるが、實際は海協連が一括して領会社に支払ふことになつてゐる。

(三) 渡航費償還期間

以前は、雇用移住者と開拓移住者と異つていたが(前者は六年、後者は十二年)昭和三十一年五月船チヤレンカ号の移住者から雇用、開拓の如何を問わず一律に十二年となつてゐる。(ただ、難民救済法に基づいて米國に移住する者だけは、償還の容易さを考慮して、単身の場合は十三カ月、家族の場合は二十五カ月となつてゐる)右の十二年のうち、四年間は据置期間であるが、この期間中は利子のみは支払ふことになつており(このこと特に注意)会計年度を基準にするため、初年度は殆んど一年に充たない。

(四) 利率

利息は年利五分五厘であるが、初年度のみは貸付の月の初日から計算する。

(五) 支払の相手方

渡航費償還は年賦償還表に基づいて行うのであるが、償還に基づく事務処理を考慮して、毎年十二月末

日までに引受責任者に移住国の貨幣で支払い、引受責任者はその金額を外貨で海協連に送金する。

(四) 延滞利息

移住者が元金および利息の支払を延滞したときは、違約金として一〇〇円につき一日四銭の割合で支払うことになっている。

(四) 繰上償還

繰上償還は利子が非常に減額になり、あらゆる点で移住者に有利になるようになっている。

(四) 移住者の入植後の義務

移住者は現地入植後貸付金を完済するまで身上に関する異動およびその他の重要な事項を毎会計年度の末日、海協連に報告する。

以上が渡航費貸付契約書の内容をなすのであるが、この契約は移住あつせん所入所中に行い、契約締結の場合の保証は移住者相互で実施している。

(付) 収入印紙金額

渡航費 一〇万円以下	六〇円
〃 五〇万円	二〇〇円
〃 百万円	三〇〇円
〃 五百万円	一〇〇〇円

(註2) 移住者契約

移住者契約は移住あつせん所入所中に行うものであり、通常、渡航費貸付契約と同時に締結する。以下その内容を説明しよう。

(一) 契約の当事者

移住者契約は「移住者契約書」という様式によつて海協連と移住者個人（家族の場合はその家長）との間で締結し、所定の収入印紙（移住者所持分については移住者負担、海協連所持分については海協連負担金額はいつも拾円）を貼布し、当事者署名調印の上、各自一通を所持する。但し、一地区に二家族以上（単身の場合も同じ）移住する場合には、海協連保有の分は連記するから一地区につき一通のみとなる。

（四）海協連の責任

イ、海協連は移住者が乗船港から下船港において現地引受責任者に引渡されるまでの間、その保護につき一切の責任を負うが、これは移住者輸送監督および同助監督がその任に當る。

ロ、海協連は乗船港から下船港までの船賃を移住者に対して貸付ける。

ハ、海協連は移住者が乗船してから現地引受責任者に引渡されるまでの間に、移住者の責に届しえない理由で入植不可能となつた場合はその選別について一切の責任を負う。

（五）移住者の責任および義務

イ、移住者は乗船港から入植地までの間、海協連および現地引受責任者の指示に従う。

ロ、移住者はその居住地から下船港までの間の旅費を負担するが、そのうち乗船港から下船港までの間の船賃は海協連が渡航費貸付契約に基づいて移住者に貸付けるから、実際は居住地から乗船港までの旅費だけを負担すれば足りる。

ハ、移住者は、入植後は現地に永住し、移住国の法令に従つて現地社会に同化し、且つ自己の職務に精勵して、移住国開発に寄与するよう努力しなければならない。

（註3）移住者船賃表

船賃は神戸、横浜とも同一であり、距離の近い港から列挙すれば次の如くである。

下 船 港	滿十二才以上	滿三才—十一才迄	滿一才—二才	一才未満
ロスアンゼルス	一〇〇、八〇〇円	五〇、四〇〇円	二五、二〇〇円	無 貨
トルヒーリヨ	九七、〇〇〇円	四八、五〇〇円	二四、二五〇円	〃
ベ レ ン	一〇〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	〃
レ シ オ ン	一〇二、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	二五、五〇〇円	〃
サルパドル	一〇二、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	二五、五〇〇円	〃
リオ・デ・ジャネイロ	一〇二、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	二五、五〇〇円	〃
サ ン ト ス	一〇二、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	二五、五〇〇円	〃
リオグランデ	一〇四、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	〃
ブエノスアイレス	一〇五、〇〇〇円	五二、五〇〇円	二六、二五〇円	〃

この外、パラグアイのソラム植民地やチャベスに移住する者は、更にブエノスアイレスで第二船（河船）に乗るわけであるが、この運賃は為替相場の変動に基づき不安定を避けるために船会社との協定により次の如く定められている。（昭和三十三年四月一日現在）

ブエノスアイレス—ボサードス間河船運賃

滿十二才以上

二、三七〇円

十二才未満（〇才を含む）

一、一八五円

以上の船賃を海協運が政府の委託を受けて渡航費として貸付けているが、船賃は第一船（日本出発船）

の場合には神戸または横濱の出帆日（乗船でないことに注意）の年令を以て算定することになつてゐる。
 （従つて横浜―神戸間で年令が一つ増すことがあつても影響はない）第二船の場合には現在では便宜上、
 第一船の場合の年令算定基準に準じて処理してゐる。ただ第二船の場合には一才未満の者に対しても貸付
 けてゐることに注意しなければならない。

以上の船賃は移住者の場合であるが、因みに一般船客（移住者ではあつても政府貸付でない場合を含
 む）の場合の船賃は左の如くになつており、移住者の船賃は非常に安くなつてゐる。

- 日 本 ― ベレン間 一三二、四〇〇円
 - 日 本 ― レシーフェ間 一三二、四〇〇円
 - 日 本 ― サルバドル間 一三四、二〇〇円
 - 日 本 ― リオデジャネイロ間 一三六、〇〇〇円
 - 日 本 ― サントス間 一三七、八〇〇円
 - 日 本 ― リオグランデ間 一三一、四〇〇円
 - 日 本 ― ブエノスアイレス間 一三六、八〇〇円
- ポリビア移住者に対してはサントスから更にサンタクルースまで貸付けるが、この汽車賃は満十
 二才以上約八弗、満十二才未満約四弗である。

第五節 必要経費について

移住をころぎしてから実際に移住するまでには、いろいろな費用がかかる。一休どれ位の費用が移住するために必要であるかを明らかにしておくことは、これから移住しようと考えている人にとつても、またすでに渡航の準備にとりかかっている人にとつても大切なことである。順を追つてこれらの費用を記してみよう。

一 渡航手續関係の必要経費

① 提出書類作成のための必要経費

各地方の海外協会を通して移住者が海協連に提出すべき書類は第二章第五節ですでに述べたように推薦書類と入国許可申請のための書類とがあるが、これらの書類はあらかじめ移住者が地元において作成する必要がある。

イ、市町村役場で作成する書類

戸籍謄本・農業従事証明書・善行証明書等

ロ、病院で作成する書類

健康診断書・種痘注射証明書等

ハ、その他

写真・警察の犯罪経歴証明書等

(各必要書類およびその部数は第二章第五節を参照のこと)

② 渡航手続費用

渡航手続費用は移住の形態乃至移住先によつて異なるがおおむね次の通りである。

イ、ブラジル国計画移住者の場合

○旅券下附料(旅券一通につき) 五〇〇円

○健康および種痘証明書替料(移住者一名につき) 一〇〇円(横浜入所者三〇〇円)

○旅券査証料 無料

ロ、ブラジル国呼寄せ移住者の場合

△取扱業者が移住者に代り支払う費用

○旅券下附料、印紙代、旅券一通に付 五〇〇円

○健康証明種痘証明指定区による文書替証明書(旅券併記者も含む)

各一名に付 三〇〇円

○伯国領事館査証料旅券一通に付 一、八二五円 但し出帆期直前に手続し領

車館の通常勤務時間内の処理不能な場合は旅券一通に付 三〇〇円前後の時間外査
証料を請求されることがある。この場合はあつせん所の入所中、追加請求されるこ
とがある。

B 取扱業者の直接徴収する料金

〔戸籍謄本・職業証明繕訳代・交通・通信費を含む取扱手数料〕 三、五〇〇円

(1) 単身者の場合

$$\text{料金合計} = A + B = \text{¥} 6,125$$

(2) 家族二名以上に可る場合は次の計算による。

$$(A) \text{旅券下駄料} \text{¥} 500 \times (\text{旅券通数}) + \text{乗車証明書} \text{¥} 300 \times (\text{家族数}) +$$

$$\text{乗証料} \text{¥} 1,825 \times (\text{旅券通数}) = X$$

(B) 取扱手数料

旅券二通の場合 五、〇〇〇円

旅券三通の場合 六、五〇〇円

旅券四通の場合 七、〇〇〇円

旅券五通目より旅券一通に付五〇〇円増し。

$$\text{料金合計} A + B = X + Y \text{ (前記(B)の通数による料金)}$$

ハ パラグアイ国移住者（アルゼンチン国通過）の場合

○旅券下附料（一通につき） 五〇〇円

○健康および種痘証明書替料（二名につき）

神戸査証の場合 一〇〇円

東京査証の場合 三〇〇円

○旅券通過査証料（旅券一通につき） 四八五円

ニ パラグアイ国移住者（ブラジル国通過）の場合

○旅券下附料（一通につき） 五〇〇円

○健康および種痘証明書替料（二名につき）

神戸査証の場合 一〇〇円

東京査証の場合 三〇〇円

○旅券通過査証料

（一括リスト査証） 一八五円

ホ アルゼンチン国移住者の場合

○旅券下附料（一通につき） 五〇〇円

○健康および種痘証明書替料（二名につき）

神戸査証の場合

一〇〇円

東京査証の場合

三〇〇円

○旅券査証料（一通につき）

二五〇ペソ（約三、二〇〇円）

○移住者票下附証明料

一五〇ペソ（約一、三〇〇円）

○技術証明書認証料

三七〇ペソ（約三、三〇〇円）

へ ポリビヤ国移住者（ブラジル国通過）の場合

○旅券下附料（一通につき）

五〇〇円

○健康および種痘証明書替料（二名につき）

神戸査証の場合

一〇〇円

東京査証の場合

三〇〇円

○ブラジル国通過査証料（一通につき）

一八五円

ト ドミニカ国移住者の場合

○旅券下附料（一通につき）

五〇〇円

○健康および種痘証明書替料（一名につき）

三〇〇円

○査証申請用紙代（三枚一組）

一〇円

○旅券査証料

無料

註、旅券下附料

旅券下附料は、口の手続費用中に含めてあるが、移住者によつては海協連宛払い込むことなく、移住あつせん所入所後支払う場合もある。一般の旅券下附手数料（印紙代）は一五〇〇円であるが、永住を目的とする移住者の場合は減額され一通五〇〇円となつてゐる。

二 乗船までの必要経費

イ、携行品の購入費用

移住するに際して携行する品物については、第三章第二節に述べてあるが、せいたく品や派手なものではできるだけきけて、実生活に必要な品物を中心とし、また必ずしも新品を購入する必要のないことは云うまでもない。それでも生活や環境の異なる新しい社会へ入つて行くのであり、したがつてどうしても新しく買い求めねばならない品物がでてくるから、こうした品物の購入についてはあらかじめリストを作り、予算を立てておく必要がある。財産整理をしたあとで現金を持つてゐる関係から、無計画に手あたりしだい目についた品物を買ひ求め、どうしても持つて行きたい農具が買えなかつたり、管農資金が不足したりする人がでてくるものだが、こういうことは感心できない。

ロ、移住あつせん所入所までに必要となる諸経費

合格通知書を受けとつて出帆の約一週間前に神戸または横浜の移住あつせん所へ入所することになるが、入所するまでには次のような費用がかかるから、あらかじめ頭へ入れておく必要がある。

(a) 携行荷物の荷造費

(b) 同荷物運賃

(c) 郷里より横浜（桜木町）または神戸（~~港の宮~~）までの運賃

(d) 汽車旅行中の雑費および小遣い

(e) 駅からあつせん所迄の荷物の配達料

携行荷物はあらかじめ配達付にした方が（移住あつせん所気付）便利であるが、あつせん所入所後、同所における荷物取扱員に依頼すれば、荷物一ヶに付三〇円で引受けてくれる。

ハ、移住あつせん所入所後における諸経費

(a) 食費

移住あつせん所入所後の食事は各あつせん所の食堂において取扱うが、米は各自持参とし、副食費は一食分二十円（一日六十円）である。もし米を持参しない場合には、一食一合の割合で食堂側で購入してくれるから一日分一〇〇円前後となる。

(b) 渡航費貸付契約および移住者契約に必要な印紙代

移住あつせん所に入所した移住者は渡航費貸付契約および移住者契約を日本海外協会連合会との間に締結する必要がある。この際印紙代として左の金額が必要となる。

○移住者契約

一〇円

○渡航費貸付契約（借受ける渡航費の額により相異なるが次の通りである）

借受額

一〇万円以下（含む一〇万円）

六〇円

五〇万円以下

二〇〇円

一〇〇万円以下

三〇〇円

一〇〇万円を超えるもの

一、〇〇〇円

右金額はあつせん所において海協連駐在員に支払い、一括して印紙を購入している。

(c) 大荷物の船舶までの運搬積込賃

出帆に際し、移住あつせん所から乗船する船の船舶までの大荷物の運搬積込賃は次の標準による。

二才または一五キロまで	一個に付	四〇円
四才または三〇キロまで	"	七〇円
六才または四五キロまで	"	八〇円
八才または六〇キロまで	"	九〇円

P137 参考

十才または七五キロまで 一個に付 一〇〇円

十才を超えるものは一才を増すごとに 一〇円

五十才を超えるものは一才を増すごとに 八円

一〇〇才を超えるものは一才を増すごとに 五円

右料金の中には火災保険料、税関検査立会料等が含まれている。

なお船室内に持込む手廻り品の積込を依頼する場合は、

二才まで 二〇円

六才まで 四〇円

六才以上 七〇円

(d) 携行品の追加分購入費用

携行品で新しく購入する必要のあるもので品物によつては神戸または横浜の方が安い場合もあるし、またあつせん所の中で他の移住者と話をしている内に買い忘れたものに気づく場合もあるから、若干の新規購入は予算に入れておく方がよい。

二、交換外貨（船中雑費）

あつせん所入所中に船中および着後の雑費として邦貨を米ドルに交換する手続が行われる。その交換の限度は、日本船の場合とオランダ船の場合とで異なる。

日本船の場合

十八才以上	五〇ドルまで	一八、〇四〇円
十八才未満	二五ドルまで	九、〇二〇円

オランダ船の場合

十八才以上	七〇ドル	二五、二五六円
十八才未満	三五ドル	一二、六二八円

右交換外貨はオランダ船の場合には、船中では日本金は使用できないから交換したドルの中から使用しなければならぬ。日本船の場合には船内売店で日本金の使用ができるから右交換外貨のほかに船中雑費、小遣いを別に用意しておく必要がある。ただあまり余分に日本金を持込んで上陸後現地の金と交換する方法がなく、余つた分は使えなくなるから実際に使うと考えられる最少限に日本金の持込はおよさるべきである。

船中における小遣いは極力節約に努めることが必要であるから、船中の日常生活になくてはならないものは、あらかじめ乗船までに購入しておくのも一つの方法であろう。

換金したドルで現地まで携行した分については、到着後現地の貨幣に換えその日の生活から役に立つからでさるだけ船中で消費せず現地へ持つて行くことが望ましい。

また、パラグアイ国移住者の場合、ブエノスアイレス—ポサードス間の河船の荷物運賃は

貸付金の中に含まれていないから各自携行したドルの中から支払う必要がある。したがつてこの分だけはどうしても持つていなければならないことになるのでパラグアイ国移住者は注意すること。ポリビヤ国移住者の場合もサントスー・サントクルス間の荷物運賃がパラグアイの場合と同じように各自の自弁となるから気をつけること。

ホ、携行資金（営農資金）

携行資金は一家族あたり一〇〇〇ドル（三六万円）まで現地へ携行することができる。

この携行資金は移住者が郷里を出発する前に東京銀行本店日本海外協会連合会普通預金口座に振込送金すること。右金額は移住者が現地到着後その国の貨幣で受取れるよう送金手続をする。右携行資金の送金中の利子については送金手続費用等と相殺されることになっている。

携行資金は移住する地区によつて、携行しなければならない最低の金額が定められている。これを地区別に記すと、

○ブラジル国自営開拓移住者

入植地によつて最低携行額は一定していないが一〇万〜一五万位である。この携行資金のうち一八コントス（約九万円）はいわゆる七・一取極め（註参照）によつてブラジル銀行の「大使館（領事館）移民勘定口座」に預金されることになる。この預金は入植後一ケ年間の生活営農資金として、一定定期額または随時要求額を名義人に払い戻す。

○ブラジル国養蚕移住者 一家族三万円

○ブラジル国コーヒー園雇用移住者

入植先により所持すべき最低携行資金の額に相異があるが一万〜三万円程度である。

○ブラジル国コチア産業組合単独青年雇用移住者 一人当り一万〜三万円

○パラグアイ国フラム地区自営開拓移住者

入植後の開墾営農資金および生計費等として一世帯二〇万円以上の携行資金を有することが条件となつている。

○ドミニカ国自営開拓移住者

携行資金一家族あたり一五万円以上が条件となつている。

○ボリビヤ国自営開拓移住者

一家族当り一八万円以上携行。内訳は協同組合出資金三万円、営農資金一五万円である。

へ、土地代金

パラグアイ国フラム地区入植者は日本海外移住振興株式会社より土地（一区劃二五町歩）の分譲をうけるがその場合一括払いなら一三三、〇〇〇円、半額前納の場合には七二、〇〇〇円が必要である。

ト、その他

神戸移住あつ旋所の場合、移住者の便宜を計つて神戸銀行山手支店は入所当日より東銀神戸支店の當農資金受入、ドル交換日までは、毎日午前九時および午後四時より、それぞれ約一時間乃至一時間半程度係員二名が出張して普通預金事務を執つてゐる。移住者は出発前までの短い期間であつてもこれを利用することによつて盜難の憂いなく過すことが出来る。

(a) 荷物の超過運賃

船積する荷物は大人一人四〇才、小兒（一二才未満四才まで）二〇才、幼兒（四才未満）一〇才までは無賃で輸送されるが、この容積を超えて持参する荷物については、一才につき四角五圓の超過運賃を支払わねばならないから注意する必要がある。

(b) 時間外査証料

渡航手続の關係上、出帆間近に査証の取つちを行う場合があるが、この場合時間外査証料を請求されることがある。時間外査証料はその場合によつて異なるが、おおむね旅券一通あたり一ドル（三六〇円）以下である。

(註) 七・一 取扱

昭和二十九年一月、ブラジル農務省管轄下に移殖民院が設置された。これは従來の移殖民審議会に代るもので、その権限と機構を拡大強化したものである。同年七月一日、この移殖民院と松原安太郎、辻小太郎兩氏の間に、兩氏關係の移住者受入れに關し、それぞれ次の取扱調印が行われた。これは兩者第一條が違ふだけで他は全文同一である。

移殖民院が両氏との間に改めてこのような取極の必要を認めるに至つたのは、要するに關係移住者受入開始以後の諸経緯にかんがみてのことである。げだしこれによつて移住者受入れに於ける両氏の責任と、またこれに対する移殖民院の権柄義務を明確にし、更に移住者の素質とその資金的条件を強調したわけであるが、これらはすべて受入を始めてからの経緯上、思いあたることばかりであつた。

七・一取極

この契約において、その總裁により代表された移殖民院と松原安太郎氏、辻小太郎氏との間に、ブラジル移殖民院の植民地に日本移住者を定着させるため、左の如き取極条件を設定する。

第一条 旧移殖民審議会により特許取得人に対し許可されたマツトグロツソ、ゴヤス、ミナス・ゼラエス、バイヤ、ベルナンブーコ、リオ・グランデ・ド・ノルテ、エスピリト・サント、リオ・デ・ジャネイロの諸州、その他可能性のある地に事前許可を得て配置すべき四、〇〇〇家族の割当以外の移民の入国を許さない。(松原安太郎)

第一条 旧移殖民審議会により特許取得人に対し許可されたアマゾナス、バライ、及びマラニオン諸州並にアマバ、アクレ、グアボレー及びリオ・ブランコの諸連邦直轄領に事前許可を得て配置すべき五、〇〇〇家族の割当以外の移民の入国を許さない。(辻小太郎)

第二条 各移民群のブラジル人因は、出国家族数を明記した事前通知書をすくなくとも六十日以前に特許取得人が提出することを要する。又上陸のすくなくとも十日前に特許取得人は再び移民家族員名、年令及び職業を記載したリストを提出するものとする。

第三条 選考のよりよき標準(〇・〇・〇)を確保するため、成年男子移民は總て、上陸港において農業者であること及び入国第一年度の生活を保証するため家族当り最低金一八、〇〇〇クルゼイロス也を所持していることを明記した日本海外協会連合会の証明書を表示しなければならぬ。

この証明書は日葡両語で印刷し、移民選考の責任官憲でもある出国港におけるブラジル領事官憲の査

証を要する。

第四条 前条の規定の書類を呈示しない移民家族は上陸を許さない。

第五条 特許取得人は、ブラジル政府関係当局と連絡を保ち、移植民院の植民地に入植後一ケ年以内に、移民が職業的能力、衛生状態及び社会的操行の点で期待に副わない場合は、その移民の日本帰還を促進する義務を有する。

第六条 上記の何れかの理由に基づき、移民が退植を通告された場合は、特許取得人は関係当局の定めた期限内に、その移民を植民地から引き取り、当該移民の日本帰還措置及び移植民院に対する物的損害があつた場合はその賠償に対する最良手段を講ずる義務を有する。

第七条 特許取得人は、ブラジルの目的地海港迄の移民の旅費を支給する義務を有する。

第八条 特許取得人は、移民の協同組合が設立されるか、或いは移民自身の自給農業を確立することにより、その必要を認めなくなる時まで、移民の活動に対する金融を得よう銀行との了解取り付けをあつせんする。

第九条 特許取得人は、第三条に規定の金額を当該所有者家族の入植第一年間における月々の補給のためブラジル銀行の特別口座に預金する義務を有する。

特許取得人は、入植者に対し預金の受取証を発給し、三カ月毎に彼等に当座勘定の報告をなすため迅速且つ正確な簿記記録を常備するものとする。

第十条 移植民院は次の義務を負う。

A 同院の負担をもつて、上陸地及び目的地に達する行程の中間宿泊地において、移民を出迎え且つ、宿泊させること。

B 同じく同院の負担において、定着地迄必要とする輸送を提供すること。

C 各家族の職業的能力に応じ、湖神農場 (Café do Trabalhador) 又は各自の地区 (Café

Handbook)に配付すること。

D 各々一〇乃至五〇ヘクタールからなる各地区に川又は移植民院の補助をもつて移民が墾つた井戸の水を供給すること。

E 各地区内の住家建設に対し、諸材料を補助供給すること。

F 森林の伐採及び土地の機械整備からその生産物の販売にいたるまでの移民の活動に対し、直接又は現地協同組合を通じて融資をすること。

G 低利貸付制度により、農具、種子、苗、幼芽、肥料、殺虫剤、殺菌剤を供与すること。

H 移植民院の植民地の現行規定に基き医療及び医薬を供与すること。

I 児童及び成年者のために、初等教育及び補習教授の学校を常設すること。

J 移民入植後一ケ年間は通訳の生活維持費を支給すること。

K 各自の地区における作業に対し無料技術指導をすること。

L 同院の負担により、隣接市場及び各地区に至る必要な道路を建設すること。

M かんがい及び排水の大工事を実施すること。

第十一条 地区及び総ての前貸しの金額は移植民院の定める期限内に小額払いの方法で、移民が支払うため、移民各自の当座勘定に記帳されるものとする。

第十二条 特許取得人は、移民がこれら諸条件をあらかじめ知るために、この書類を翻訳し、直接又は外交官を通じて、移民事業を所管する日本政府関係当局及び日本海外協会連合会に送付する義務を有する。

第十三条 この取極は、日本大使館の確認を得た後はじめて発効するものとし、日本大使館の簡便の仲介は、契約当事者によつて要請されるものとする。

第十四条 第一条に記載の旧移植民院審議会許可の枠内で、特許取得人が新たな移民群を誘入する際、それ

が有効であるためには、その度毎に当該配置計画を移植民院に提出し、同院の承認を得なければならぬ。

同じく、特許取得人は、農村及びその関係事業活動に通じた専門家の独身者移民を選ぶ事が出来る。

第十五条 この契約履行のため、契約当事者は、リオ・デ・ジャネイロ市を、司法区として選定する。

第十六条 この契約における漏損及び不測の事態の場合は、現行の法律、省令、規程及び指令によつて解決する。

双方がここに定める義務を承認し且つ受諾することによりこの取極を正副六通作成し署名の上、その内の一通はリオ・デ・ジャネイロ市証券、書類登記所に保管し、残余は、移植民院、特許取得人、在日本ブラジル大使館、在ブラジル日本大使館及び神戸ブラジル領事館に渡される。

一九五四年七月一日

リオ・デ・ジャネイロ

ブラジル移植民院総裁

フランシスコ・アントニオ・トレード・ピーザ 署名

特許取得人

松原安太郎 代理 大谷 晃 署名

(辻 小太郎)

日本大使館査証

吉田 参事官 署名

証人

署名
署名
署名

また右第九条の移住者携行金の取扱については、現地公館及び兩特許人の意見を徴し、外務省に於てこれを左のとおり成文化し、厳密勵行方を通達した。

移住者携行金取扱規定

一、松原、辻特許人関係の移民携行金は、日本海外協会連合会において取りまとめ、松原関係の分は在リオ大使館（以下単に大使館という）、辻関係の分は在ベレイン領事館（以下単に領事館という）の各ニユーヨーク口座に直接送金する。

日本海外協会連合会は、右送金に關し、予託移民別明細表を作成、外務省を通じ、大使館、領事館に送付する。

二、前項送金を受領した大使館はリオにおいて松原特許人（代理大谷晃）に、領事館はベレインにおいて辻特許人にそれぞれ米貨をもつて引渡す。

特許人は右米貨を受領後一週間以内は伯貨に交換し、移民到着時、予託移民家長に対し、伯貨交換率を立証し、伯貨預り額明示の文書正副二通を作成、承認を求めた上、副一通を護す。

三、大使館及び領事館は、予めブラジル銀行本店又は支店に、「大使館（領事館）移民勘定口座」を開設する。

特許人は移民予託の伯貨を凡て右口座に払込み、かつ自己のサインを届け、預金出し入れの事務を行うものとする。

大使及び領事は、特定館員を専任し、前項サイン入事故あるとき、又は特に必要と認める場合に限り預金出し入れの事務を行うよう処置する。

四、特許人は移民の予託金に關し、当座勘定帳簿を備え、予託移民家長名義の口座を設ける。

この当座勘定には利息をつけない。特許人がブラジル銀行より受ける利息（年二%）は予金の現地送金その他、この勘定運用雜貨に充てる。

五、特許人は各当座勘定より入植後二ヶ年間の生活営農資金として、定時定額又は随時要求額を名義人に払戻す。

名義人が特許人に対し不測の損害を与えた場合は、特許人は大使館又は領事館の承認を得た上でその損害をこの口座に償還することが出来る。

六、特許人は最初の入金時より各三ヶ月毎に、当座勘定の写正副二通を作成し、各口座名義人にこれを送付し、その副に残高承認を求めらる。

特許人は大使館又は領事館に対し、三ヶ月毎に家長名義口座別明細とブラシル銀行預金残高証明を提出する。

各口座名義人は、何時にても自己勘定の明細につき、特許人の説明を求めることが出来る。

七、特許人は最初の入金が一ハコントスを超過するか、又は一年後になお残金ある口座の名義人が、その超過額又は残金の払戻しを請求する場合は、これに従う。

八、以上各項に定むるものの外は、凡て一般銀行の預金事務手続に準じて処理する。

第六節 船 中 心 得

一 移住者の輸送に當つて

移住者の保護の任に當りその安全輸送を期するため、海協連では移住者輸送助監督を任命、乗船させ、移住用の直接世話に當らせている。また、これとは別に外務省では監督官を任命し

て乗船させ移住者の同じく保護の任に当らせている。

従つて、通常各船ごとに移住者に対する監督的立場にある者が二名乗り込むことになる。彼等が船内において取扱う事項は極めて広範囲にわたるが、列記すれば大休次の如くである。

①移住者の掌握 ②移住者の待遇に関する船側との折衝 ③輸送日誌の作成 ④寄港地在外公館との連絡 ⑤寄港地に上陸する際の保護 ⑥自治会、船内団体の育成と指導 ⑦風紀の取締り ⑧船医との協力による保健衛生の指導 ⑨船内警備 ⑩出入国通過各査証取付けのあつ旋 ⑪上陸港における税関検査その他検査の立会 ⑫その外移住者の便宜に関する万般の事項 大体以上の如くであるが、このことに関し監督官、助監督が特に心得ておかなければならない事柄について以下順次説明する。

二 船内自治会の発足

移住者相互の自発的な意図により、母国出帆後、数日を経過すると船内自治会が生れるのが通例である。自治会の有効適切な利用は船内安全とその秩序の維持にあつて、誠に適切なものである。移住者が現地入植後いつまでも思い出されるのは、故郷の山河の次には、船内生活と船内自治会における共同生活であるのだから、船内自治会の健全な発展のために移住者が協力するよう指導しなければならぬ。

三 船中行事

船側主催のものとしては、赤道祭くらいなものであり、あとは、長い旅愁をかこつたために船内自治会が各種の企画を行う。のど自まん、演芸会、柔道、イゴ、将棋、舞踊、奇術、運動会、その他いろいろの催しがある。これらのことは自治会それ自体において企画し実行するが、監督の立場にある者はやはり蔭になり目向になつて面倒を見てやることが肝要である。要するに監督者は自治会に協力し、自治会は監督者に協力していくことが最も大切なことなのである。

四 船内の風紀

このことについては監督官、助監督は次の各項に関し移住者を指導して行かなければならぬ。

- ① 三等船客が一、二等のサロンが広いからなどと言つて、みだりに上級の船室、デツキ、サロンなどへ入つて行つてはならない。日本人はそのようなことに割合無頓着であるが、外国人は権利義務の観念が強いから非常にうるさい。この点よく監督・指導する必要がある。
- ② 演芸会だからと言つて野卑な歌をうたつたり、身振りなどをしてはいけない。観客は日本人ばかりではない。

③ 若いからと言ってステテコだけで船内を歩いてはいけません。船室以外は屋外と考えなければなりません。婦人も人前で赤子に乳をのませたり、そこらにしゃがんでみたり、また男性に對し意味のない笑顔を作ったりすることは嚴に謹しまねばなりません。移住者には乗船前にもまた乗船してからもよく、エチケットを教えることが必要である。

④ 酔払うこともほどほどでなければなりません。乱暴狼籍は外国においては犯罪として警察に連行される。

⑤ 男女関係については特に注意しなければならない。狭い船内においては、夫婦であつても他人の目にとまるようなことは慎まなければならない。男女関係に基^きづく紛争は狭い船内と長い航海中においては往々にして起りがちであるから、この点よく普漸から氣をつけておくことが必要である。

⑥ 独身青年男女は、長い航海においては一種異常の心理状態となるが、移住する大目的のためにはすべてを抑えなければならない。そのためには、いろいろな行事を企画・実施して、そのはげ口を与えてやる様に指導することが大切である。

⑦ 寄港地に上陸して見物する場合は、日本人としての体面に注意しなければならない。

⑧ 何処においても服装の端正なることと、精神の平靜を保つことが第一である。

五 船内の衛生

狭い船内は不潔になり易く、また不衛生ともなりやすい。早寝、早起きを励行することが第一で、また運動不足ともなりやすいから、早朝に船内の散歩をしたり、みんな揃つてラジオ体操をするのもよい。出来るだけシャツを浴び皮膚を清潔にしておくこと。寝冷えなどで腹をこわさぬこと。寄港地で果物の買い過ぎで下痢をしないこと。独身男子はまた悪い遊びで性病にかからぬこと。朝夕トラコーマの疑いのあるものは洗眼を励行することなどよく監督・指導してやらなければならない。

六 寄港地における上陸に際して

珍らしい風物に接することは楽しいことではあるが、本来の目的を忘れて事故を起したり、一時の迷いから性病にかかつたり、買物に夢中になつて旅券を紛失したりしないように注意をあたえる必要がある。

以上、列挙した注意事項に關しては、移住者の訓練の時に、あるいはあつ庭所において充分に指導し教育しておくことが必要であるが、乗船してからは監督官なり助監督なりがよく移住者の立場にたつて、ものを考え、事に処すると共に、全体を統率して行く責任者として善悪の

区別をはつきりして感徴をもつて指導・監督に当ることが肝要である。

第七節 上陸港より移住地まで

一 入港前後

(1) 税関荷物申告

航海中に携行する荷物について、船舶および船室に区分して税関に対する申告書にその内容と数量を記入しなければならない。この申告書はその船の事務長が署名の後、上陸港税関に提出される。移住者には下船前に荷物個数分の荷札の預り票が渡される。荷札は梱包につけ、預り票は税関検査終了まで保存する。

(2) 検疫

船が岸壁に着く数時間前から相手国入国管理官憲が乗り込んで来る。検疫は船側の提出するリストによつて行われるが、容ぼう、眼科等身体全般にわたる。船中における洗眼の励行、その他保健衛生に関する日常の諸注意は極言すればこの場合に備えてのものとも言い得るのである。

(3) 関係書類の検閲、入国査証

検閲後、関係書類の検閲があり、入国査証が与えられる。但し、左記に該当する場合はたとえ書類が完備していても入国を拒否せられる（伯国移民法第二十一条第二四條）

A 両親または責任者と同行せず、または呼寄せに非ざる十八才未満の者

B 貧困者または浮浪者

C 保健に関する規定に適合せざるもの

D 公の秩序、国の安寧または制度に有害なるもの

E かつて追放処分を受けたる者。但し、その処分が取消された者はこの限りでない。

F 伯国の法律に照し犯罪人引渡処分に関するべき性質の罪を他国において犯し、刑の宣告を受けたる者

(4) 水上署の検閲

最後に水上警察の検閲があつて入国を許可される。

(6) 黄熱病予防注射

伯国の場合は、移住者はすべて黄熱病の予防注射を受けなければならない。

以上を無事通過して初めて入国が可能なのであるが、一旦下船した場合、所用のための再乗船でも移民官の許可を取り付けるのが原則であるから、移住者は何分の指示があるまで下船し

ないことが賢明である。

下船の際、携行を許される荷物は、ハンドバッグ、手鞆等の身廻り品だけで、あとはすべて荷物運搬人によつて税関倉庫に入れられる。

なお、タラップを降りるときの注意として、

1 カメラ等のものを携帯しているにしても、なるべく見せびらかすような携え方をしないこと。棧橋には各階層の伯国人が他の船客の出迎えに来ているから、日本移住者がブラジル見物に来た旅行者なのか、またはこれで農業が出来る移住者なのかと疑いたくなるような態度で下船することは好ましくない。

2 移住者だからと言つて腰に手拭いをブラ下げたり、野卑な服装で下船してはならない。

二 税 関 検 査

1 税関倉庫に荷物が運び終ると検査が開始されるから、移住者はそれまでに税関待合室へ行つて待つていなければならぬ。

2 荷物預り票の右上に記載された番号順に呼び出されて検査が行われる。

3 検査方法

呼び出しを受けた移住者は検査場入口で旅券を呈示し、荷物預り票を渡して検査場に入

る。検査場に入ると荷物運搬人を二人宛つけられる。荷物は移住者の頭文字に随つてA、B、C順に積んであるから、その中から自分の荷物を捜して荷物運搬人に一定の場所に集めさせる。集めた荷物は税関吏によつて申告書と被検査荷物が照合され、さらに開梱検査が行われる。移住者として許可されている以外の物品については没収または罰金、関税を課される。罰金、関税は検査終了後伯貨で支払わなければならない。

なお、アマゾンの場合等港灣設備によつては船上で検査を受けることもあることを心得ておく必要がある。

4 荷物の受取り

検査終了後、荷物運搬人は荷物を場外に搬出してくれるが、この際特に注意して、紛失のおそれのないようにしなければならない。また、行先地向けの貨車に積む場合、他の行先地の貨車に積まれたり、客車に持ち込む荷物を貨車に積まれたりしないよう注意しなければならない。

5 手荷物運賃

船から検査場までの運賃は船側で負担するが、検査場から場外に搬出する費用は個人が負担する。サントス港の場合は一冊につき二五クルゼーロス位支払う。夜間、休日等は五割増しの料金を請求される。

6 税関検査に際しての注意

A 荷物に対する課税、非課税の判定は、明らかに拠るべき規程のあるもの以外、すべて担当税関吏の判定によるのであるから、常に担当税関吏の心証を害うような挙動があつてはならない。また日本人の生活においては贅沢品でないものも、事情の違う外国では贅沢品とみなされることもある。

B 農機具だから農業移住者に対しては全部非課税だとは限らない。一般には農具は非課税であつても農業機械は課税される。

C 梅干、味噌、醬油等でも大量であれば課税される。そのような物はブラジルであれば国内で生産しているものである。

D 検査中に問題が起きたら、必ず言葉のわかる海協連支部職員、領事館員、出迎えに来た引受人に事情を説明し、改めて税関吏に交渉を依頼すること。

三 移住地への出発

上陸港までは呼寄人が出迎えるからすべてその指示に従う。列車に乗り込んで長途奥地へ向う者は、車中の夜冷えに備えて梱包から毛布を取り出すことを忘れてはならない。なお、貨車に積んだ荷物の方は一週間位遅れるから、引受人の説明を聞いて最低の必需品だけは客車内に

持ちこまなければならない。

呼寄人が鉄道無賃乗車券を相手国政府に申請した場合は、場所によつては陸路運賃を移住者が直接負担する、必要のない場合もある。車中の食費については引受人によつて異なるが、移住者の負担となることもある。

なお、パラグアイ、アマゾン奥地向けの移住者は、途中から河船に乗り換えることになるが、携行品の管理、保健衛生、風紀秩序等に注意しなければならない。

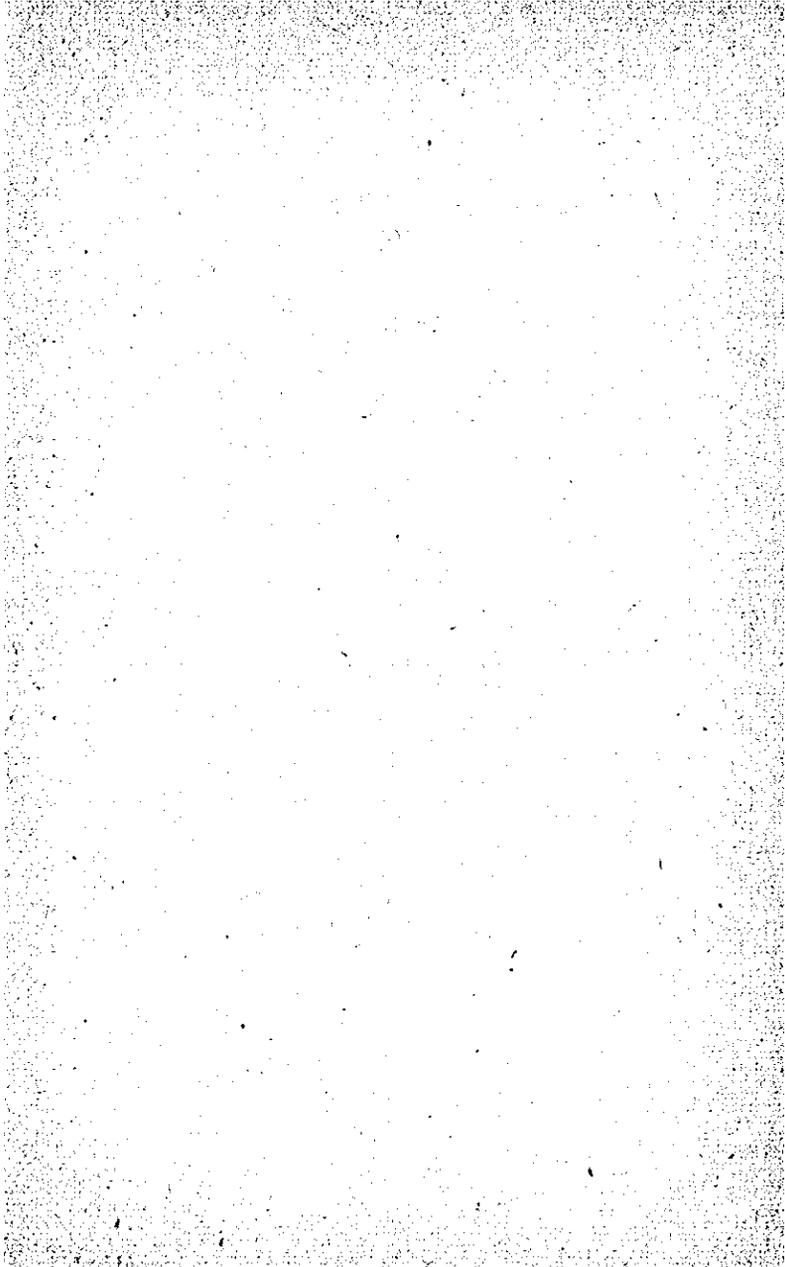
四 移住地到着

1 十八才以上の者は、入国の日より起算し有効日八日以内に所轄登録事務局に出頭の上、外国人登録をしなければならない。同時に日本領事館に対して、在留届を提出する必要がある。

2 移住者が海協連に預けた営農資金は、現地引受人に電信送金されるから、営農資金の受領には海協連の発行した預り証を呈示し、確認を受けた後、受領出来る。なお伯國移植民院の許可によつて入植した移住者は特許取極第九条の規定に基づき、入植第一年における月々の補給のためにその営農資金をブラジル銀行の特別口座に預金することになっている。

3 呼寄移住の場合は現地到着の日から、住宅も貸与されるし、差し当つての心配はない。

開拓移住の場合にはその人種先により多少異なるが、普通は収容所あるいは個別の住宅が準備されてゐる。時によつては臨時的にテント生活をして住宅を自ら建設する場合もある。



付

録

財団法人日本海外協会連合会寄附行為

第一章 名称と事務所

第一条 この会は、財団法人日本海外協会連合会（以下「連合会」という。）という。

第二条 連合会は、事務所を東京都に置く。

連合会は、理事会の議決を経て、且つ、主務官庁の承認を経て、国内及び国外の必要の地に支部を置くことができる。

第二章 目的と事業

第三条 連合会は、海外移住のあつせん及び援助を行い、且つ、海外移住の推進を図ることを目的とする。

第四条 連合会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- 一、海外移住に関する事業を行う在外における団体との連絡提携に関する事業
- 二、移住者の募集、選考、教養、輸送、定着及びその指導援助に関する事業
- 三、移住者に対する渡航費その他の資金の貸付、及びその回収に関する事業
- 四、移住に関する啓蒙、及び弘報に関する事業
- 五、海外移住に関し、主務官庁より命令せられ又は委嘱せられたる事業

六、その他、この会の目的を達するため必要な事業

第三章 資産と会計

第五 条 連合会の資産は、次の各号に掲げる財産より構成される。

一、設立当初寄附せられた別紙財産目録記載の財産

二、会 費

三、寄 附 金 品

四、事業に伴なう収入

五、資産から生ずる収入

六、助 成 金

七、その他の収入

第六 条 連合会の資産は、これを基本財産及び通常財産の二種に分ける。

基本財産は、次の各号に掲げる財産より構成され、これを処分することができない。但し、已むを得ない理由あるときは、理事三分の二以上の同意を経、なお主務官庁の承認を経て、その一部を処分することができる。

一、前条第一号に掲げる財産

二、基本財産として指定して受けた寄附財産

三、理事会で基本財産に繰入れることを決議した財産

通常財産は、基本財産の元本以外の財産により構成される。

第七 条 連合会の経費は、通常財産を以て支弁する。

第八 条 連合会の資産は会長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が定める。

第九 条 資産のうち現金は、郵便官署、その他理事会の議決を経て定める確実なる金融機関に預け入

れるか、又は理事会の議決を経て定めた確実な有価証券に換えて保管するの外、他に利用することとはできない。

第十条 年度末において、剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を翌年度に繰越すか又は基本財産に繰り入れるものとする。

第十一条 連合会が資金の借入れをなすときは、主務官庁の承認を経なくてはならない。但し、百万円未満の資金についてはこの限りではない。

第十二条 連合会の毎年度の歳入歳出予算は、評議員会の議決を経てこれを定め、歳入歳出決算は、監事の監査を経て、評議員会に提出して、その承認を求めなくてはならない。

第十三条 連合会に、特別会計を設けることができる。

第十四条 連合会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第四章 役員と職員

第十五条 連合会に、理事三十五名以内、監事五名以内を置く。

理事及び監事は、評議員会において推薦し、主務官庁の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

第十六条 連合会に、会長、副会長若干名、並びに理事長及び常務理事若干名を置く。

会長は、理事会において推薦し、主務官庁の承認を経て、就任するものとする。

副会長、理事長及び常務理事は、理事会において推薦し、主務官庁の承認を経て、会長が委嘱するものとする。

第十七条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を輔佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

理事長は、会長の命を受けて会務を処理し、会長、副会長ともに事故あるときは、その職務を代理する。

常務理事は、理事長を補佐し常務を処理する。

理事は、理事会を組織し、事業の執行に当る。

理事会は本寄附行為の各本条に定めるものの外、次に掲げる事項は、理事会の議決を経るものとする。

一、評議員会に附随する事項

二、その他会長が必要と認める事項

監事は、民法第五十九条に規定する職務を行う。

第十八条 理事の任期は二年、監事の任期は三年とする。但し、再任を妨げない。

袖次により就任した理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第十九条 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

きは、理事会の議決を経、且つ、主務官庁の承認を経て、会長がこれを解職することができる。

第二十条 連合会に相談役、顧問及び参与若干名を置くことができる。

相談役、顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

第二十一条 連合会に職員若干名を置く。

職員は参事、主事、書記及びその他の職員とする。

職員は、会長が任免し、庶務に従事する。

第五章 評 員

第二十二條 連合会に、評議員若干名を置き、第二十四条に掲げる団体の中より、理事会の議決を経て、

会長がこれを委嘱する。理事は、すべて評議員となるものとする。

第二十三條 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応じて、第十二條、第十五條、第三十六條及び

第三十七條に定めるものの外、次の事項を審議する。

一、連合会の毎年度の事業方針

二、会長が連合会の運営に関し、必要と認める事項

第六章 会 員

第二十四條 海外移住に関する事業を行うことを目的とする団体で、主務官庁又は都道府県知事の推薦するものは、連合会の正会員となることができる。

正会員の加入・脱退は、理事会の承認を経なくてはならない。

正会員は、連合会に対し、別に定める会費を負担するものとする。

第二十五條 正会員は、連合会と協力して、海外移住に関する事業を推進するものとする。

第二十六條 連合会は、連合会の行う海外移住に関する事業の一部を、正会員に委託することができる。

第二十七條 連合会の目的、及びその行う事業の趣旨に賛成し、且つ、海外移住に関し功勞ある者又は学

識経験ある者は、理事会の議決を経て、名誉会員とすることができる。

第二十八條 会員は、連合会に対し、海外移住に関する意見を述べることができる。

第二十九條 会長は、毎年一回、会員総会を開催し、連合会の行う海外移住に関する事業につき、報告をなし、又は意見を求めるものとする。

第七章 会 議

第三十條 会議は、理事会、評議員会及び会員総会の三種とする。

第三十一條 評議員会は、定期と臨時の二種とし定期総会は、毎年一回開催し、臨時総会は、必要あるときに開催する。理事会は、必要な時に開催する。

第三十二條 会議は、会長が召集し、議長は会長があたる。

第三十三條 会議は、会長が召集し、議長は会長があたる。若しくは臨時から連名を以て、会議の目的を達成する会員、評議員、又は理事の五分の二以上、若しくは臨時から連名を以て、会議の目的を

る事項を示して会議を請求されたときは、会長は、すみやかにその会議を召集しなければならぬ。
評議員会、及び会員総会の会議の召集は、緊急を要する場合を除く外、すくなくとも二週間前に会議の
目的たる事項を示して、会議を構成するものに召集の通知を出さなければならぬ。

第三十三条 会議は、構成員の五分の二以上の出席がなければ開くことができない。
会議の議事は、出席構成員の過半数の賛成をもってこれをさめる。可否同数のときは議長がこれをさ
める。

第三十四条 已むを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につ
いて書面を以て表決をなし、又は代理人に委任することができる。この場合は、会議に出席したものとみ
なす。

第三十五条 会長は、急務を要する事項については、理事会の議決を以て会議にかえ、書面をもつて報告
することができる。

第八章 寄附行為の変更と解散

第三十六条 この寄附行為は、評議員三分の二以上の同意を経、且つ、主務官庁の認可を得なければこれ
を変更することができない。

第三十七条 連合会は、民法第六十八条の場合、評議員三分の二以上の同意を経、且つ、主務官庁の許可
を得なければこれを解散することができない。

第三十八条 前条により解散したときの残余財産は、理事会の議決を経、且つ主務官庁の許可を得て、こ
れを類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

附 則

第三十九条 この寄附行為の施行について必要な規定は、理事会の議決を経て、会長がこれを決める。

財団法人 日本海外協会連合会役員名簿（昭和二十二年五月一日現在）

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
波	栗	国	金	小	小	小	碓	石	青	仲	北	坂	小	坪			
谷	原	枝	子	野	沢	倉	氷	坂	柳	内	村	本	平	上			
倉	益	正	真	太					碓	憲	一	竜	権	貞			
藏	浩	二	則	次	郎	豊	茂	繁	郎	治	男	起	一	二			

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
西	千	伊	原	田	鷗	吉	林	鳥	寺	塚	田	高	多	鈴			
岡	金	良	藤	中	崎	崎	谷	園	木	中	瀬	賀	木				
竹	宗	武	彦	多	千	虎	寅	勝				侍	安	政			
次	三		馨	藏	一	秋	雄	雄	志	毅	覺	郎	郎	勝			
郎	郎	雄															

ブラジルの国籍法

ブラジル連邦憲法第四編「権利の宣言」

第二章 国籍及び市民権

第二十九条 左記の者は之を伯国人とす

其本国の任務を帯びて当國に滞在している場合を除き、假令両親が外国人でも伯國々内にて生れたる者

ブラジルの帰化法

国籍の取得喪失に関する法規

(一九四九年九月十八日附
法律第八一八号)

帰化及びその手続

二、帰化に対する条件は左の如し

- イ、伯國法に基づく帰化能力者たること
- ロ、帰化申請後五年間引続き伯國內に居住すること
- ハ、ブラジル語を説き且つ書き得ること
- ニ、自身及びその家族の生計に十分なる職業に従事し又は財産を有すること

ホ、品行方正たること

ハ、一年以上の刑に処せられる犯罪を宣告され又は起訴されざりしこと

ト、健康者たること

三、前記ロの居住期間は申請者が左記条件を具備するときは之を減じ得る

1、ブラジル人たる配偶者又は子を有する時（二年）

2、ブラジル人の子たる時（一年）

3、職業的、科学的又は芸術的能力により推薦される時（三年）

4、農業者又は工業の専門労働者たる者（二年）

5、政府の判断にて伯国に顕著な仕事を為せる者又は為得る者（三年）

6、伯国公使館、領事館の使用人たる者にして且つ二〇年勤続せる者（三年）

⑨、最少額一〇〇コントスの不動産を伯国内に所有する者及び同等金額の資金を投資せる農工業者又は主として農工業会社に同等額以上の株を所有する者（三年）

在外日系人数一覽

北	ア	メ	リ	カ	三	四	八、〇	四	二	名
米	国	木	土	一	四	一、七	六	八	名	
ハ	ワ	イ	一	八	四、六	一	一	名		
中	南	米	二	一、六	六	三	名			
メ	キ	ユ	シ	コ	四	三	四、〇	六	四	名
キ	ユ	ト	バ	コ	五、六	〇	八	名		
コ	ロ	ン	ビ	ア	四	〇、〇	〇	〇	名	
ベ	リ	ツ	イ	ア	一、五	〇	〇	名		
チ	ラ	リ	イ	ア	七	〇	〇	名		
ラ	ラ	シ	ル	一	三	七	三、〇	〇	〇	名
ア	ル	ゼ	ン	テ	一	〇、五	五	五	名	
パ	ラ	グ	ア	イ	三、〇	〇	〇	名		
ウ	ル	グ	ア	イ	一	六	八	名		
ヴ	エ	ネ	ズ	エ	ラ	一	三	三	名	
計					七	八	二、九	〇	六	名

- (註)
- 1 昭和三十一年三月末現在の推計
 - 2 現増出生者も含む
 - 3 アメリカ及びカナダは同国の人口調査に基づく
 - 4 その他は在外公館の調査に基づく

各都道府県取扱所一覧

名	称	所	在	名	称	所	在
青森県	海外協定会	県庁総務課内		和歌山県	海外協定会	県庁移民課	
岩手県	海外協定会	県庁総務課		鳥取県	海外協定会	県庁農地開拓課	
宮城県	海外協定会	県庁農地開拓課		岡山県	海外協定会	県庁広報文書課	
秋田県	海外協定会	県庁農地開拓課		広島県	海外協定会	県庁外事課	
山形県	海外協定会	県庁農林課		山口県	海外協定会	県庁社会課	
福島県	海外協定会	県庁総務課		徳島県	海外協定会	県庁県民課	
茨城県	海外協定会	県庁広報課		香川県	海外協定会	県庁農地開拓課	
栃木県	海外協定会	県庁外事課		愛媛県	海外協定会	県庁農地開拓課	
群馬県	海外協定会	県庁外事課		高知県	海外協定会	県庁農地開拓課	
埼玉県	海外協定会	県庁報道文化課		福岡県	海外協定会	県庁渉外移住課	
千葉県	海外協定会	県庁農地開拓課		佐賀県	海外協定会	県庁農地開拓課	
東京都	海外協定会	都庁総務移住課		長崎県	海外協定会	県庁農地開拓課	
神奈川県	海外協定会	県庁渉外課		熊本県	海外協定会	熊本県安全対策課	
新潟県	海外協定会	県庁総務課		大分県	海外協定会	県庁農地開拓課	
富山県	海外協定会	県庁農地開拓課		宮崎県	海外協定会	県庁農地開拓課	
石川県	海外協定会	県庁広報課		鹿児島県	海外協定会	県庁農地開拓課	
山梨県	海外協定会	県庁総務課		大分県	海外協定会	府庁農地開拓課	
信濃県	海外協定会	県庁外事課		奈良県	海外協定会	県庁管理課	
岐阜県	海外協定会	県庁総務課		北海道	海外協定会	道庁総務課	
静岡県	海外協定会	県庁農地開拓課		東京都	海外協定会	府庁農地開拓課	
愛知県	海外協定会	県庁農地開拓課		東京都	海外協定会	府庁農地開拓課	
三重県	海外協定会	県庁農地開拓課		東京都	海外協定会	府庁農地開拓課	
滋賀県	海外協定会	県庁農地開拓課		東京都	海外協定会	府庁農地開拓課	
兵衛	海外協定会	県庁外事課					

盟人 日本海外協定会連合会

東京都港区芝新橋1-18

TEL (39) 1374~6

在 外 機 関 一 覽

在 外 公 館

在 ドミニカ	Embajada del Japón, Avenida Independencia 58, Ciudad Trujillo, REPÚBLICA DOMINICANA
大 使 館	
在 コロンビア	Embajada del Japón, Calle 18 No. 6-31, Bogotá, COLOMBIA
大 使 館	
在 ブラジル	Embaixada do Japão, Avenida Marechal Camara, 160, 7° and., Rio de Janeiro, BRASIL
大 使 館	
在 アルゼンチン	Embajada del Japón, Avenida General Las Heras, 3868, Buenos Aires, ARGENTINA
大 使 館	
在 パラグアイ	Legación del Japón, Av. Meál Lopez 791, Asunción, PARAGUAY
公 使 館	
在 ボリビア	Legación del Japón, Edificio "Casa Bernardo" Avenida Camacho, Esquina Calle colón, La Paz, BOLIVIA
公 使 館	
在 サンフランシスコ	Consulate-General of Japan, 346 California Street, San Francisco 4, California, U. S. A.
総 領 事 館	
在 ベネズエラ	Consulado Geral do Japão, Edificio Importadora Apartamiento 201-203, Av. 15 de Agosto, Belém, Pará, BRASIL
総 領 事 館	
在 サンパウロ	Consulado Geral do Japão, Praça Dom José Gaspar, 30, 9° and., São Paulo, BRASIL
海 協 理 支 部	
サンフランシスコ支部	Hajime Takahashi, c/o Consulate-General of Japan, 346 California Street, San Francisco 4, California, U. S. A.
支部長 高橋 甚	
ドミニカ支部	Ichitaro Yokota, Representante en R. D. de la Federación de Asociaciones Pro-Emigración Japonesa, Apartado No. 1163, Ciudad Trujillo, REPÚBLICA DOMINICANA
支部長 横田一太郎	
アマゾン支部	Junzo Furuta, Av. Castilho Franca, 140, C. P. 42, Belém, Pará, BRASIL
支部長 古田純三	
リオ・デ・ジャネイロ支部	Akira Otani, a/c Embaixada do Japão, Avenida Marechal Camara, 160, 7° and., Rio de Janeiro, BRASIL
支部長 大谷 晃	
サンパウロ支部	Daisaku Osawa, a/c Consulado Geral do Japão, Praça Dom Jose Gaspar, 30, 9° and., São Paulo, BRASIL
支部長 大沢大作	
パラグアイ支部	TaKeo Nagao, a/c Legación del Japón, Av. Meál Lopez 791, Asunción, PARAGUAY
支部長 長尾武雄	

Avenida General Las Heras, 3868,
Buenos Aires,
ARGENTINA

大使館

在パラグアイ
公使館
Legacion del Japon,
Av. Meál Lopez 791,
Asunción,
PARAGUAY

在ボリビア
公使館
Legacion del Japon,
Edificio "Casa Bernardo" Avenida Camacho,
Esquina Calle colón,
La Paz,
BOLIVIA

在サンフランシスコ
総領事館
Consulate-General of Japan,
346 California Street,
San Francisco 4,
California,
U. S. A.

在ベレン
総領事館
Consulado Geral do Japão,
Edificio Importadora Apartamento 201-203,
Av. 15 de Agosto,
Belém, Pará,
BRASIL

在サンパウロ
総領事館
Consulado Geral do Japão,
Praça Dom José Gaspar, 30, 9º and.,
São Paulo,
BRASIL

海協連支部

サンフランシスコ支部
支部長 高橋 基
Hajime Takahashi,
c/o Consulate-General of Japan,
346 California Street,
San Francisco 4,
California,
U. S. A.

ドミニカ支部
支部長 横田一太郎
Ichitaro Yokota,
Representante en R. D.
de la Federación de Asociaciones
Pro-Emigración Japonesa,
Apartado No. 1163,
Ciudad Trujillo,
REPUBLICA DOMINICANA

アマゾン支部
支部長 古田純三
Junzo Furuta,
Av. Castilho França, 140,
C. P. 421,
Belém, Pará,
BRASIL

リオ・デ・ジャネイロ
支部
支部長 大谷 晃
Akira Otani,
a/c Embaixada do Japão,
Avenida Marechal Camara, 160, 7º and.,
Rio de Janeiro,
BRASIL

サンパウロ支部
支部長 大沢 大作
Daisaku Osawa,
a/c Consulado Geral do Japão,
Praça Dom Jose Gaspar, 30, 9º and.,
São Paulo,
BRASIL

パラグアイ支部
支部長 長尾 武雄
Takeo Nagao,
a/c Legación del Japon,
Av. Meál Lopez 791,
Asunción,
PARAGUAY

ボリビア支部
支部長 落合 柳一
Ryuichi Ochiai,
a/c Legación del Japon,
Edificio "Casa Bernardo" Avenida Camacho,
Esquina Calle Colón,
La Paz,
BOLIVIA

現地関係機関

コチア産業組合
専務理事 下元 健吉
Kenkichi Shimomoto,
Cooperativa Agrícola de Cotia,
Rua Cardeal Arcoverde, 2539,
São Paulo,
BRASIL

パクリスタ養蚕協会
移長部長 天野 賢治
Kenji Amano,
Associação Paulista de Sericicultura,
Praça Dr. João Mendes 182, 3º and.,
C. P. 2986,
São Paulo,
BRASIL

アルゼンチン
拓植協同組合
組合長 片山 良平
Ryohei Katayama,
Cooperativa-Fomento de Colonización
Argentina Ltd.,
Defensa 536,
Buenos Aires,
ARGENTINA

コロンビア
ラ・パルミラ養蚕日本人会
代表 島 積
Kiyoshi Shima,
Sociedad Agricultores
Japoneses,
Palmira, valle,
COLOMBIA

入植地別移住実績一覽表 (但し渡航費貸付) (移住者に限る)

区	年度別総数				計
	二七年度	二八年度	二九年度	三〇年度	
分	五四	一、四九八	三、七四一	三、五一四	六、一五五
(北部ブラジル)	(五四)	(七三三)	(二、八三三)	(二七二)	(四〇八)
アマゾン河の中流地区	五四				五四
ベレーン市郊外		六五	六三	一七	一六二
アカラ植民地		一八一	七五七	一五三	一、一五〇
グアマ植民地					二八五
ピウ植民地					四六
マタピ植民地		一四三	一二三		二六六
フアゼンシニア		三四			三四
モンテアレグレ植民地		一六〇	二六四		四二四
バルテラ植民地			六四三		六四三
ノオドランシア植民地			一四二		一四二
ウイライアマソニア			五〇		五〇
マナカプルー植民地			六〇五		七四四
トレゼ・デ・セツテンプロ			一八六		一八六
(中部ブラジル)		(六七五)	(四)	(二二)	(九五)
ウナ植民地		二三五	四	二八	二二五
イツバラ植民地		六二			一〇三
ドラードス植民地		四一七		八二	五七三
ジャイロバ植民地		三八			三八
その他		三三			二四
南部ブラジル		(八三)	(六八七)	(三三七)	(七八八)
コチア産業組合			四五八		九九二
パウリスタ養蚕協会			二九五		七九四
カフエランシア			一五五		九〇五
其他サンパウロ州内各地			二二五		二、七五四
其他パラナ州内各地			七八八		一、〇〇六
サン・ペドロ植民地			三九九		一九五
シユスチーナ耕地					二二
リオ州内各地		八三	二二	七	一一三
その他諸州					二二
アイ		五四	一、四八〇	三、五二四	二、六五九
チャベス植民地			一五八	五六三	七二一
ラ・コルメーナ植民地			五〇	一〇	七九
アラム植民地				七四	六八四
ペドロ・ファン・カバリエロ				四〇七	四〇七
パラ		一八	二〇八	六四七	一、〇七四
ミシオネス州			二	九七	一〇九
アルゼン			二	二〇	二二
ブエノス・アイレス州			二	二〇	二二
カ			一一七	二二	一四二
ダハボン地区			三三八	一九五	五三三
コンスタンサ地区			一九五		一九五
ミ			三三		三三
ド			五六五		五六五
ウ			八七		九四
ボ			八七		九四
ウ			七		三
コ			七		三
メ			八七		九七
コ			三		三
メ			三		三
チ			三		三
ア			三		三
ア			一一八		一一八

註① アメリカへの難民救済法適用による移住者は右表の一八名を含めて一、〇〇六名に達した。
 ② 右表の外派米農業労働者七八七名、西独同業労働者五九名、クエント同業技術者十五名の送出国が四十三
 一年度において行われた。

中南米主要國々勢一覽表

國名	面積	人口	首府	通貨	主要産業	主要輸出品	主要輸入品
アルゼンティン	二、七九七 千平方キロ (日本の約 八倍)	一八、二四 六千人、密 度一平方キ ロ六・六人	ブエノス アイレス		農業：小麦、とう もろこし、麻、仁 桐、花、羊、食 肉加工、金、織 工業：金属、織 ケブラチコ、エキ	食肉二二%、小 麦一四%、麻仁 一三%、羊毛一 〇%、糖、織物	製糖、織物、食 品、機械、油類
ボリウイア	一、〇九八 千平方キロ (日本の約 三倍)	三、九〇〇 千人、密度 二・七人、 白人一三三 五人、土人 三五%	ラ・パス 人口三三 千人	ボリウイ ア、アトノ	農業：コトヒト、 アンチモニ、銅	錫七二%、銅 一七%、チモニ、 鉛	機械、食糧、 化学製品
ブラジル	八、五一六 千平方キロ (日本の約 二二倍)	五、四六〇 万人、密度 六・六〇人、 白人六〇%、 土人四〇%、 黒人二%	リオ・デ ジャネイロ 人口二、 八八千人	農業：コトヒト、 とうもろこし、米、 棉花、鉄、鋼、 化学工業、織、 林業	コトヒト四五%、 棉花一九%、木 材	燃料及び油類、 機械器具、車 輛及び車体、化 学製品	
チリ	七、四〇千 平方キロ (日本の約 二倍)	六、四八千 人、密度八・ 二一人、白人 九八%、土人 二分、黒人 二分	サンタイ アゴ人口一、 四八千人	農業：小麦、大 豆、工業：製 糖、製鋼、鉄	銅八八%、硝 石、鉄及び鉄 鋼、小麦、大 豆、工業：製 糖、製鋼、鉄	硝石、銅、硝 石、鉄及び鉄 鋼、小麦、大 豆、工業：製 糖、製鋼、鉄	
コロンビア	一、一三八 千平方キロ (日本の三 倍)	一、一三五 八千人、密 度一・一七 一人、白人 八〇%、土人 一八%、黒 人二%	ボゴタ 人口六四 千人	農業：コトヒト、 カカオ、砂糖、 米、工業：製 糖、製鋼、鉄	コトヒト一八 五%、硝石 一八%、カカ オ、米	鉄及び鋼、硝 石、油類、機 械器具	
ドミニカ共和国	五、五〇六 平方キロ (日本の約 九倍)	二、三三 七千人、密 度四・三五 一人、白人 九八%、土人 二分、黒人 二分	シウダー パズ人口一 八千人	農業：コトヒト、 カカオ、砂糖、 米、工業：製 糖、製鋼、鉄	コトヒト一八 五%、硝石 一八%、カカ オ、米	鉄及び鋼、硝 石、油類、機 械器具	
メキシコ	七、六〇千 平方キロ (日本の約 五倍)	二、八八 八千人、密 度三・八四 一人、白人 九八%、土人 二分、黒人 二分	メキシコ 市人口三、 七九五千	農業：小麦、大 豆、工業：製 糖、製鋼、鉄	小麦、大豆、 工業：製糖、 製鋼、鉄	小麦、大豆、 工業：製糖、 製鋼、鉄	
パラグアイ	四、〇六千 平方キロ (日本の約 四倍)	一、四二五 千人、密度 三・五一人、 白人九八%、 土人二分、 黒人二分	アスンシ オン人口二、 〇五千人	農業：小麦、大 豆、工業：製 糖、製鋼、鉄	小麦、大豆、 工業：製糖、 製鋼、鉄	小麦、大豆、 工業：製糖、 製鋼、鉄	
ペルー	一、二四九 千平方キロ (日本の約 三倍)	九、一六四 千人、密度 七・四一人、 白人九八%、 土人二分、 黒人二分	リマ人口八 七万人	農業：小麦、大 豆、工業：製 糖、製鋼、鉄	小麦、大豆、 工業：製糖、 製鋼、鉄	小麦、大豆、 工業：製糖、 製鋼、鉄	
ウルグアイ	一、八六千 平方キロ (日本の約 二分)	二、五三八 千人、密度 一・三八人、 白人九八%、 土人二分、 黒人二分	モンテ ビデオ人口八 五千人	農業：小麦、大 豆、工業：製 糖、製鋼、鉄	小麦、大豆、 工業：製糖、 製鋼、鉄	小麦、大豆、 工業：製糖、 製鋼、鉄	
ヴェネズエラ	五、二二平 方キロ (日本の約 二倍)	五、〇九一 千人、密度 九・五一人、 白人九八%、 土人二分、 黒人二分	カラカス 人口六六 千人	農業：小麦、大 豆、工業：製 糖、製鋼、鉄	小麦、大豆、 工業：製糖、 製鋼、鉄	小麦、大豆、 工業：製糖、 製鋼、鉄	

サンパウロ農事曆

ブラジルは南半球にあるので、四季は日本と反対である。春（九、十、十一月）夏（十二、一月、二月）秋（三、四、五月）冬（六、七、八月）で日本の春がブラジルの秋であり、冬が夏である。この農事曆は、サンパウロ州の農事の大体を記したものであるが、上記の通り、季節が日本と正反対であることを知つて読んでほしい。

月別	温度	湿度	雨量	霜期	植付	収穫	手入
一月	平均二〇度五分	平均八二%	総平均二〇〇・二	四月迄の霜降り	豆、小麦、大麦、小麦、小麦、小麦、小麦	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	一月一回の除雪
二月	平均二〇度五分	平均八三%	総平均二〇六・一	四月迄の霜降り	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	二月一回の除雪
三月	平均二〇度	平均八二%	総平均二五四・二	四月迄の霜降り	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	三月一回の除雪
四月	平均一八度一分	平均八二%	総平均五六	四月迄の霜降り	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	四月一回の除雪
五月	平均一五度八分	平均八〇%	総平均六五・四	四月迄の霜降り	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	五月一回の除雪
六月	平均一四度八分	平均七九%	総平均五四・七	四月迄の霜降り	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	六月一回の除雪
七月	平均一四度四分	平均七三%	総平均五四・七	四月迄の霜降り	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	七月一回の除雪
八月	平均一四度	平均七三%	総平均五二	四月迄の霜降り	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	八月一回の除雪
九月	平均一六度四分	平均七七%	総平均八〇・九	四月迄の霜降り	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	九月一回の除雪
十月	平均一七度五分	平均七八%	総平均二二	四月迄の霜降り	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	十月一回の除雪
十一月	平均一八度六分	平均八〇%	総平均一八〇・九	四月迄の霜降り	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	十一月一回の除雪
十二月	平均二〇度	平均八〇%	総平均三二・一	四月迄の霜降り	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	アブラカン、アブラカン、アブラカン、アブラカン	十二月一回の除雪

移住執務提要

昭和32年3月発行

編集 財団
法人 日本海外協会連合会
広報部編集課

印刷人 株式会社 秀英社

発行所 財団
法人 日本海外協会連合会
東京都港区芝新橋1ノ18
電話(59)1374~6

53
37

